

第一百二十一回

参議院厚生委員会会議録 第七号

(七二二)

平成三年九月二十四日(火曜日)
午前十時三分開会

委員の異動
九月十九日 辞任 堂本 晓子君

九月二十日 辞任 庄司 中君 捕欠選任 日下部禮代子君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

田渕 熱二君 藤崎 年子君

説明員

常任委員会専門員 滝澤 朗君

事務局側

大蔵省主計局主計官 渡辺 裕泰君

通商産業省立地外務省国際連合局企画調整課長

公害局環境政策課長

労働省労働基準局安全衛生部安全部長

自治省行政局公務員部能率安全推進室長

自治省財政局調査室長

西田 吉宏君 前島英三郎君 竹村 泰子君 高桑 栄松君 岩崎 純三君 尾辻 秀久君 木暮 山人君 清水嘉与子君 田中 正巳君 宮崎 秀樹君 日下部禮代子君 篠崎 年子君 浜本 万三君 木庭健太郎君 夏脱タケ子君 栗森 健司君 浜本 万三君 泰子君

國務大臣 厚生大臣 下条進一郎君 人保健福祉部長 厚生省保健医療局長 厚生省生活衛生局水道環境部長 厚生省年金局長

岡光 序治君 寺松 尚君 小林 康彦君 黒木 武弘君 加藤 栄一君

岡光 序治君 寺松 尚君 小林 康彦君 黒木 武弘君 加藤 栄一君

○廃棄物の適正処理等に関する法律案(浜本方三
君外五名発議)
(付)

本日の会議に付した案件

十回国会内閣提出、第一百二十一回国会衆議院送

発議者

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物

處理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案(第百二十一回国会衆議院送付)
○廃棄物の適正処理等に関する法律案(浜本方三君外五名発議)
○委員長(田渕熱二君) ただいまから厚生委員会を開会いたします。まず、委員の異動について御報告いたします。先般、堂本晓子君及び庄司中君が委員を辞任せられ、その補欠として日下部禮代子君及び篠崎年子君がそれぞれ選任されました。

○委員長(田渕熱二君) 老人保健法等の一部を改正する法律案を議題とし、これより質疑を行います。

○竹村泰子君 それでは、老人保健法等の一部改

正について、確認的な質問をさせていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願ひを申し上げます。

老人保健法の改正によりまして患者の一部負担金が引き上げられますが、患者の立場から見ますと、一部負担金とともに保険外負担は深刻な問題でございます。特に付添看護に伴う負担が多額に上がっていることは、もう大臣もよく御存じのところでございます。政府はこの問題に早急に取り組み、その修正を図るべきと考えますが、いかがでしょうか。

○國務大臣(下条進一郎君) 付添看護につきましては、老人に対する看護が病院の責任ある管理のもとに、他の医療と一緒に提供されますように種々の施策を講じまして、患者負担の軽減を図つてまいりたいと考えております。

具体的に申し上げれば、第一に、安易に付添看

護に依存し、不適切な患者負担を生ぜしめることのないように、付添看護承認の厳正化、指導、監査の強化等現行の付添看護の取り扱いの適正化を図るとともに、第二には、付添看護を必要としない介護体制の整った病院の拡大を図るため、入院医療管理病院についてその基準や承認要件の緩和を検討いたしました。また第三には、さらに直ちに入院医療管理病院へ移行できない老人病院につきましては、病院単位の考え方を改めまして、新たに病棟ごとの介護体制に着目した入院医療管理病棟制度を導入するとともに、病院の管理下で付添看護にかかる看護サービスが提供される体制を整備するなど、段階的な移行のための方策について検討を行つてまいる所存であります。

これらの事項につきましては、具体的には関係審議会において検討を進め、速やかに必要な措置を講じていく考えでございます。

○竹村泰子君 また、保険外負担の問題としましては、室料差額の問題があります。不適正な差額徴収の解消に向けてどのように取り組むお考えですか。

○國務大臣(下条進一郎君) 差額ベッドにつきましては、告示上三人室以上の場合の差額の徴収は認められない等のルールを定めてあります。このルールに沿つた運用がなされるよう從来から指導を行つてきているところであります。今後ともルールの周知徹底を図るとともに、指導の一層の徹底をしてまいる所存であります。

○竹村泰子君 同じく保険外負担ですが、おむづやこの委員会の審議の中でも非常に問題にされましたいわゆるお世話料と呼ばれる費用負担について、依然として不透明な実態が見られます。不適正な負担の是正に向けてどのように取り組むお考えか、お聞かせ願いたいと思います。

○國務大臣(下条進一郎君) おむづ代につきまし

ては、従来から不適切な額の徴収が行われないよう指導をしてきたところであります。今後、領収書の交付等の指導を通じ、その徹底を図つてまいりたいと考えております。

また、いわゆるお世話料等あいまいな名目での費用徴収が行わぬよう、今後とも指導の徹底を図つてまいり所存であります。

○竹村泰子君 老人の患者さんによりましては、療養上必要性の高いおむづなんですけれども、保険給付の対象として患者負担を解消すべきではないでしょうか。

私も、この審議の中でも強くそのことを要求してまいりましたけれども、このことについて厚生省としてのお考えの方はいかがでしょうか。

○國務大臣(下条進一郎君) 老人患者が使用するおむづにつきましては、日常生活上必要なものであることから、その性格上医療保険の給付の対象とすることは困難であります。

なお、高齢化の進展に伴いまして、常時介護を必要とする状態の老人が大幅に増加すると見込まれ、高齢者のケアのあり方といいたしましてどのような対応が必要なのか、また可能なのかについては研究をしてまいりたいと考えております。

○竹村泰子君 次は、今回創設されます訪問看護制度のことについてお伺いしたいと思いませんけれども、訪問看護制度というものを創設されました意義は高く評価はいたしますが、訪問看護サービスを老人が利用しやすいようにするために、利用料が過重なものとならないよう配慮する必要があると思います。大臣のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○國務大臣(下条進一郎君) 老人訪問看護の利用料に関しましては、専門的な観点からの検討が必要でありまして、老人保健審議会の意見を聞いて定めることとしておりますが、その水準につきましては、外来一部負担との均衡等に配慮いたしまして定めることといたしております。

○竹村泰子君 訪問看護サービスを行う事業主体として医療法人、社会福祉法人等を予定している

ということですけれども、當利法人について事業主体とすべきではないと考えますが、いかがでありますか。

また、訪問看護が真に老人に必要な質の高いサービスを提供し得るよう十分留意すべきだと考えますか。どうお思いになりますか。

○國務大臣(下条進一郎君) 當利法人につきましては、訪問看護制度の運営の実績や普及の進みぐれい等を見まして慎重に検討することとしておりません。

また、訪問看護サービスにつきましては、運営基準の策定等を通じ、老人の状態に即し、必要とされる質の高い看護サービスが適切に提供されるよう十分配慮してまいり所存でございます。

○竹村泰子君 訪問看護制度が適切に普及するためには、各地域において存在するさまざまな在宅サービスと十分連携をとることが極めて重要であると考えます。訪問看護ステーションの基本的な考え方には、各地域において厚生省の考え方はどうでありますか。

また、離島など過疎地域において市町村の果たす役割は非常に大きいと考えますが、その辺のところもあわせてお伺いしたいと思います。

○國務大臣(下条進一郎君) 老人訪問看護の事業展開に当たりましては、他の保健、医療、福祉サービスと密接な連携が十分保たれるよう配慮する必要があります。このために、訪問看護の運営基準や各市町村における老人保健福祉計画の策定に当たまでは、在宅介護支援センター等がこのような機能を果たしておりますが、訪問看護ステーションを設置する主体が在宅介護支援センターをあわせて運営することも可能と認識いたしております。現在在宅介護支援センター等がこのような機能を果たしておりますが、訪問看護ステーションを設置する主体が在宅介護支援センターをあわせて運営することも可能と認識いたしております。現在在宅介護支援センター等がこのような機能を果たしておりますが、訪問看護ステーションを設置する主体が在宅介護支援センターをあわせて運営することも可能と認識いたしております。現在在宅介護支援センター等がこのような機能を果たしておりますが、訪問看護ステーションを設置する主体が在宅介護支援センターをあわせて運営することも可能と認識いたしております。現在在宅介護支援センター等がこのような機能を果たしておりますが、訪問看護ステーションを設置する主体が在宅介護支援センターをあわせて運営することも可能と認識いたしております。現在在宅介護支援センター等がこのような機能を果たしておりますが、訪問看護ステーションを設置する主体が在宅介護支援センターをあわせて運営することも可能と認識いたしております。現在在宅介護支援センター等がこのような機能を果たしておりますが、訪問看護ステーションを設置する主体が在宅介護支援センターをあわせて運営することも可能と認識いたしております。現在在宅介護支援センター等がこのような機能を果たしておりますが、訪問看護ステーションを設置する主体が在宅介護支援センターをあわせて運営することも可能と認識いたしております。現在在宅介護支援センター等がこのような機能を果たしておりますが、訪問看護ステーションを設置する主体が在宅介護支援センターをあわせて運営することも可能と認識いたしております。現在在宅介護支援センター等がこのような機能を果たしておりますが、訪問看護ステーションを設置する主体が在宅介護支援センターをあわせて運営することも可能と認識いたしております。現在在宅介護支援センター等がこのような機能を果たしておりますが、訪問看護ステーションを設置する主体が在宅介護支援センターをあわせて運営することも可能と認識いたしております。現在在宅介護支援センター等がこのような機能を果たしておりますが、訪問看護ステーションを設置する主体が在宅介護支援センターをあわせて運営することも可能と認識いたしております。現在在宅介護支援センター等がこのような機能を果たしておりますが、訪問看護ステーションを設置する主体が在宅介護支援センターをあわせて運営することも可能と認識いたしております。現在在宅介護支援センター等がこのような機能を果たしておりますが、訪問看護ステーションを設置する主体が在宅介護支援センターをあわせて運営することも可能と認識いたしております。現在在宅介護支援センター等がこのような機能を果たしておりますが、訪問看護ステーションを設置する主体が在宅介護支援センターをあわせて運営することも可能と認識いたしております。現在在宅介護支援センター等がこのような機能を果たしておりますが、訪問看護ステーションを設置する主体が在宅介護支援センターをあわせて運営することも可能と認識いたしております。現在在宅介護支援センター等がこのような機能を果たしておりますが、訪問看護ステーションを設置する主体が在宅介護支援センターをあわせて運営することも可能と認識いたしております。現在在宅介護支援センター等がこのような機能を果たしておりますが、訪問看護ステーションを設置する主体が在宅介護支援センターをあわせて運営することも可能と認識いたしております。現在在宅介護支援センター等がこのような機能を果たしておりますが、訪問看護ステーションを設置する主体が在宅介護支援センターをあわせて運営することも可能と認識いたしております。現在在宅介護支援センター等がこのような機能を果たしておりますが、訪問看護ステーションを設置する主体が在宅介護支援センターをあわせて運営することも可能と認識いたしております。現在在宅介護支援センター等がこのような機能を果たしておりますが、訪問看護ステーションを設置する主体が在宅介護支援センターをあわせて運営することも可能と認識いたしております。現在在宅介護支援センター等がこのような機能を果たしておりますが、訪問看護ステーションを設置する主体が在宅介護支援センターをあわせて運営することも可能と認識いたおります。

看護ステーションの整備が促進されることが期待されであります。将来的にはほかの在宅サービスとも調整を行うよう、いわゆる地域でのコードネイター役を果たせるよう、そういう機能を有したものへと発展していくことに私たち非常に大きな期待を持っているわけであります。その点につきまして厚生省のお考えはどうなんでしょうか。

また、訪問看護ステーションにおける理学療法士、作業療法士、いわゆるOT、PTと言われます人たちの役割は極めて重要であると考えますが、今はその設置が義務づけられてはおりませんけれども、将来的にはどうお考えになりますでしょうか。

○國務大臣(下条進一郎君) 在宅要介護老人に対する必要な保健、医療、福祉サービスを一体として提供していくためには、地域における各サービスをコードネイターする機能が重要であると認識いたしております。現在在宅介護支援センター等がこのような機能を果たしておりますが、訪問看護ステーションを設置する主体が在宅介護支援センターをあわせて運営することも可能と認識いたしております。現在在宅介護支援センター等がこのような機能を果たしておりますが、訪問看護ステーションを設置する主体が在宅介護支援センターをあわせて運営することも可能と認識いたしております。現在在宅介護支援センター等がこのような機能を果たしておりますが、訪問看護ステーションを設置する主体が在宅介護支援センターをあわせて運営することも可能と認識いたおります。

○國務大臣(下条進一郎君) 在宅要介護老人に対する必要な保健、医療、福祉サービスを一体として提供していくためには、地域における各サービスをコードネイターする機能が重要であると認識いたしております。現在在宅介護支援センター等がこのような機能を果たしておりますが、訪問看護ステーションを設置する主体が在宅介護支援センターをあわせて運営することも可能と認識いたしております。現在在宅介護支援センター等がこのような機能を果たしておりますが、訪問看護ステーションを設置する主体が在宅介護支援センターをあわせて運営することも可能と認識いたおります。

○國務大臣(下条進一郎君) 在宅要介護老人に対する必要な保健、医療、福祉サービスを一体として提供していくためには、地域における各サービスをコードネイターする機能が重要であると認識いたしております。現在在宅介護支援センター等がこのような機能を果たしておりますが、訪問看護ステーションを設置する主体が在宅介護支援センターをあわせて運営することも可能と認識いたおります。

○國務大臣(下条進一郎君) 在宅要介護老人に対する必要な保健、医療、福祉サービスを一体として提供していくためには、地域における各サービスをコードネイターする機能が重要であると認識いたしております。現在在宅介護支援センター等がこのような機能を果たしておりますが、訪問看護ステーションを設置する主体が在宅介護支援センターをあわせて運営することも可能と認識いたおります。

○國務大臣(下条進一郎君) 在宅要介護老人に対する必要な保健、医療、福祉サービスを一体として提供していくためには、地域における各サービスをコードネイターする機能が重要であると認識いたしております。現在在宅介護支援センター等がこのような機能を果たしておりますが、訪問看護ステーションを設置する主体が在宅介護支援センターをあわせて運営することも可能と認識いたおります。

○國務大臣(下条進一郎君) 在宅要介護老人に対する必要な保健、医療、福祉サービスを一体として提供していくためには、地域における各サービスをコードネイターする機能が重要であると認識いたしております。現在在宅介護支援センター等がこのような機能を果たしておりますが、訪問看護ステーションを設置する主体が在宅介護支援センターをあわせて運営することも可能と認識いたおります。

○國務大臣(下条進一郎君) 在宅要介護老人に対する必要な保健、医療、福祉サービスを一体として提供していくためには、地域における各サービスをコードネイターする機能が重要であると認識いたおります。

思いますが、公費拡大についてどういう方策で、どういう道筋で、どんなふうにおやりになるのでしようか、御決意を伺いたいと思います。

○國務大臣(下条進一郎君) 現在の老人保健制度は、社会保険方式を基本としつつも、公費負担割合は実質的に相当の水準となっており、一律に公費負担割合を五割に引き上げることは考えておりませんが、今回の改正により公費負担五割の対象となる病院、施設等を計画的に拡充し、もって将来にわたり公費負担拡大を図る考えであります。

具体的に申し上げれば、公費負担五割の対象となつた施設等のうち、一つには、老人保健施設につきましては、高齢者保健福祉推進十年戦略に基づき、平成十一年度には二十八万床を整備することといたしております。

また第三には、介護体制の整った老人病院につきましては、入院医療管理病院に関する承認期間の短縮等の誘導措置を講じまして、その普及を図ることといたしております。

また第一には、介護体制の整った老人病院につきましては、平成十二年における老人病院につきましては、平成十二年における老人訪問看護ステーションの必要数約五千カ所を将来目標に、看護職員の確保及びその資質の向上、適切な訪問看護療養費の設定などの環境整備を図り、その普及を考えでございます。

また第四には、老人性痴呆疾患療養病棟につきましては、将来的に老人性痴呆疾患患者が急増することが見込まれていることから、その積極的な整備を進めていく考えであります。

○竹村泰子君 今のところをぜひ積極的かつ敏速にお願いを申し上げたいと思います。

○竹村泰子君 今、現実の問題といたしましては、外へ出でる費用が高騰しているのが現状であります。

なっておりますでしょうか。

○国務大臣(下条進一郎君) 御質問の趣旨は、スライド率が高くなり、そのままその率が一部負担額に反映されるとお年寄りの過大な負担となるのではないかという御懸念であろうかと思います。

スライド制につきましては、今回新たに導入される制度でありまして、その影響を慎重に見きわめることが重要であります。御懸念のような事態が生ずるようなおそれがある場合には、国会の御判断を得て、そのあり方を総合的に検討することが必要であると考えております。

○竹村泰子君 物価が三%を超えたたら必要な見直しを行い、歴史的措置を講ずるべきと考えますが、政府はどうお考えになりますか。

○国務大臣(下条進一郎君) 近年のように物価が極めて安定している時期においては、そういう認識もあろうかと考えられますけれども、将来の経済変動につきましては現時点で想定することはできません。

いずれにいたしましても、御質問の趣旨を十分に踏まえ、過大な負担にならないよう、高齢者の方々の負担能力等を考慮して、国会の御判断を得ながら総合的に検討してまいりたいと存じております。

○竹村泰子君 私どもが提出いたしました修正案におきまして、「改定措置の在り方について総合的に踏まえ、過大な負担になるおそれがある場合に検討が加えられ」、「必要な措置が講ぜられるべきものとする」とありますけれども、それに対する政府としての認識をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(下条進一郎君) 一部負担金の額が老人の負担能力等を考慮して過大な負担になるおそれが生ずる場合には、国会の御判断を得ながら、スライド率をそのまま一部負担額に反映させることを考えております。

○竹村泰子君 今大臣に種々お答えをいただきま

したけれども、御決意のほどをしっかりと私どもも承りましたし、議事録にも残っております。

つきましては、高齢者社会を迎えるに当たり、ぜひ御英断を持つて、勇気を持つてすればらしい高齢者社会をつくっていただきたい。私どもの心から願いであり、またこれから国会の審議にそれをゆだねたい、そういうふうに思います。

ありがとうございました。

○高桑栄松君 それでは、質問をさせていただきます。

まず最初に、老人性痴呆疾患療養病棟というものの定義を承りたいと思います。

なお、今後の整備計画及び公費五割対象とすることによって生ずる来年度予算の必要経費はどれくらいか。

以上について伺いたいと思います。

○国務大臣(下条進一郎君) 老人性痴呆疾患療養病棟とは、精神症状や問題行動があり、慢性的に至った患者に対し、長期的な治療を行うことを目的とする施設であり、本年度より整備を行うこととしたものであります。

この老人性痴呆疾患療養病棟につきましては、将来的に痴呆性老人が急増することが見込まれてのことから、その必要性に応じて整備を進めていきたいと考えております。

増分は約五億円と見込まれております。

○高桑栄松君 それでは次に、同じ精神病院に老

人性痴呆疾患療養病棟と療養病棟ができるわけですが、療養病棟は五割公費負担になり、治療病

棟の方は拡大の対象にならない。その理由はどういうことか伺いたいと思います。

○国務大臣(下条進一郎君) 今回の老人保健制度の改正では、今後の重要な課題である介護の要素に着目いたしまして公費負担割合を引き上げることでございます。

老人性痴呆疾患療養病棟は、精神症状や問題行動

動の著しい患者に対しまして短期集中的に精神科的治療を行なう施設であります。一方、老人性痴呆

疾患療養病棟は、精神症状や問題行動があり、慢性的に至った患者に対し長期的な治療を行なう施設であります。治療病棟に比べ介護の要素が強いものであると考えております。

こうした性格の差に着目いたしまして、老人性痴呆疾患療養病棟につきましては、公費拡大の対象に追加されたものと考えております。

○高桑栄松君 次に、公費五割の対象とならないような老人病院などで老人性痴呆疾患療養病棟を設置した場合には、同じく公費五割負担の対象になるのかどうか、伺いたいと思います。

○国務大臣(下条進一郎君) 医療法第二十一条ただし書きの都道府県知事の許可を受けた老人病院や精神病院が老人性痴呆疾患療養病棟を設けた場合には、公費負担五割の対象となるものであります。

○高桑栄松君 それでは次に、一部負担金の額が過大な負担になるおそれが生ずる場合には、必要な措置が講ぜられるべきものとする割合が、その主体はだれでしょうか。

○国務大臣(下条進一郎君) 必要な措置を講ずる主体は政府であると考えております。

○高桑栄松君 それでは、政府に聞くことになるわけですが、一部負担金の額が過大な負担になるおそれというのは消費者物価上昇率が三%以上だと判断いたしますが、政府は何%以上をもつてそれと判断するのか、伺いたいと思います。

○国務大臣(下条進一郎君) 近年のように物価が極めて安定している時期におきましては、そういう状態もあるうと考えますが、将来の経済変動につきましては現時点で想定することはできません。

○高桑栄松君 以上だと判断いたしましたが、政府は何%以上をもつてそれと判断するのか、伺いたいと思います。

○国務大臣(下条進一郎君) 一部負担金の割合、老人の所得、年金などの負担能力の状況を考慮する必要がある

うかと考えております。

○高桑栄松君 次に、過大な負担になるおそれが生じ、または過大な負担になったと考えられる場合、だれがどのような手続で必要な歴史的措置を講ずるのか、お伺いたいと思います。

○国務大臣(下条進一郎君) 一部負担金の額が老人の負担能力等を考慮して、過大な負担になるおそれが生じると政府が判断する場合には、スライド規定を適用した場合の一部負担金の額、医療費

に占める一部負担金の割合、老人の所得、年金などの負担能力の状況等を国会に御報告いたしまして御議論をいただき、その判断を得ながら、スライド率をそのまま一部負担額に反映せずに上限を設けるとか、状況によつてはスライド制の是非を含めて検討を行い、その結果に基づきまして、立法措置を含む必要な措置を講ずることと考えております。

○高桑栄松君 必ずしもすつきりした答弁とは私はどうも受け取りかねておりますけれども、大臣のお考えのこととよくわかりましたので、しっかりとこれをお願ひいたしたいと思います。

○国務大臣(下条進一郎君) 次に、付添看護を必要としない看護体制の整つた病院の拡大を図るということになつておるようありますが、具体的にはどういうことか、伺いたいと思います。

○竹村泰子君 今大臣に種々お答えをいただきま

判断を得ながら総合的に検討してまいりたいと考えております。

○高桑栄松君 過大な負担になるおそれを判断する場合に、消費者物価のほかに他の要素も考慮して判断をなさるのか、またその場合にはどのような要素を考えておられるのか、伺いたいと思います。

○国務大臣(下条進一郎君) 御指摘の規定を発動して検討を行なう契機となるのは、消費者物価の伸び率の状況であると考えておりますが、過大な負担になるかどうかにつきましては、スライド規定を適用した場合の一部負担金の額や老人の所得、年金などの負担能力の状況を考慮する必要があるうかと考えております。

○高桑栄松君 次に、過大な負担になるおそれが生じ、または過大な負担になったと考えられる場合、だれがどのような手続で必要な歴史的措置を講ずるのか、お伺いたいと思います。

○国務大臣(下条進一郎君) 一部負担金の額が老人の負担能力等を考慮して、過大な負担になるおそれが生じると政府が判断する場合には、スライド規定を適用した場合の一部負担金の額、医療費

に占める一部負担金の割合、老人の所得、年金などの負担能力の状況等を国会に御報告いたしまして御議論をいただき、その判断を得ながら、スライド率をそのまま一部負担額に反映せずに上限を設けるとか、状況によつてはスライド制の是非を含めて検討を行い、その結果に基づきまして、立法措置を含む必要な措置を講ずることと考えております。

○高桑栄松君 必ずしもすつきりした答弁とは私はどうも受け取りかねておりますけれども、大臣のお考えのこととよくわかりましたので、しっかりとこれをお願ひいたしたいと思います。

○国務大臣(下条進一郎君) 次に、付添看護を必要としない看護体制の整つた病院の拡大を図るということになつておるようありますが、具体的にはどういうことか、伺いたいと思います。

○国務大臣(下条進一郎君) 付添看護につきま

では、老人に対する看護が病院の責任ある管理部門のものにその他の医療と一体的に提供されるよう種々の施策を講じ、患者負担の軽減を図つてしまつりたいと考えております。

具体的には、第一には、安易に付添看護に依存し、不適切な患者負担を生ぜしめることのないよう付添看護承認の厳正化、指導、監査の強化等現行の付添看護の取り扱いの適正化を図るとともに、第二には、付添看護を必要としない介護体制の整つた病院の拡大を図るなど、入院医療管理病棟の病院についてその基準や承認要件の緩和を検討いたしました。また第三には、直ちに入院医療管理病院へ移行できない老人病院につきましては、病院単位の考え方を改めまして、新たに病棟ごとの介護体制に着目した入院医療管理病棟制度を導入するとともに、病院の管理下で付添看護にかかる看護サービスが提供される体制を整備するなど、段階的な移行のための方策について検討を行つてまいります。

これらの事項につきましては、具体的には関係審議会において検討を進め、速やかに必要な措置を講じていく考えであります。

○高桑栄松君 付添看護の解消策として、付添婦の病院内管理の方向で検討していくことになりますが、患者負担の軽減にこれはつながることになるのでしょうか、伺いたいと思います。

○国務大臣(下条進一郎君) 御指摘のような施策を通じまして、今後付添看護を必要としない介護体制の整つた病院への段階的な移行を促進していく考えであります。これにより結果として患者負担の軽減が図られていくものと考えております。

○高桑栄松君 付添看護の問題というのは、現場では必ずしも規則のとおりにいつているかどうか、いろいろなケースがありますし、病院と患者と付き添いの間でのコミュニケーションがいろいろ問題になるわけで、いずれも満足してといふか、心から喜んで看護ができるような体制を十分に気をつけながらひとつ検討して進めていひただ

きたい、こうじうことを申し上げておきたいと思
います。
それでは最後でございますが、室料差額の指導
に関して、この指導を強化していくくといふうに伺
いましたが、ルール違反があつた場合にどのよ
うに対処するのか、伺いたいと思います。
○國務大臣(下条進一郎君) 差額ベッドにつきま
しては、告示上三人室以上の場合の差額の徵収は
認められない等のルールを定めてあります。ル
ールに沿つた運用がなされるよう從来から指導
を行つてきているところであります。が、今後ともル
ールの周知徹底を図るとともに、指導の一層の
徹底を期してまいる所存でございます。

○高桑栄松君 いろいろとありがとうございます。

高齢者医療の問題は、これから非常に大きな問題でございますし、厚生省としても、いろいろな試みがこれからといふものが非常に多いようありますので、しつかりまた検討していただきながら、軌道修正することがあつたらちゅうちょなく修正をしていだくという覚悟で、いい制度になれるように努力してまいりたいと存じます。

○沓脱タケ子君　それでは、簡単にお伺いをいた
します。
　まず最初は、公費負担の拡大についてお尋ねし
たい。

現役労働者の負担が大変増加をしております。これは質疑時間がなかったので詳しく言えなかつたんですけども、厚生省の資料によりますと、退職者医療拠出金分も含めますと平成二年が合わせて三〇・九%、それが平成二十二年になりますと五六%になる。これは政管健保です。組合健保ですと、両方合わせまして平成二年が三四・一apro、平成二十二年には五八apro。国保は退職者医療拠出金がありませんから率が少し低いですけれども、そういう状態になつておるところを見ますと、限界を超していると思うわけです。

老人医療費の負担のあり方というのいろいろな角度から検討されてまいりましたけれども、第一義的にやはり国が責任を持つべきである、この柱をしっかりと据える必要があるというのは非常に多くの一致した御意見、認識であつたと思うわけでございます。老人保健審議会あるいは各党の御意見、健保連その他国民各層の御意見がほぼそういう点では一致して、せめて公費負担の五割をといふのが一致した認識のように見受けられます。

政府は、この方向を老人医療対策の基本に置くべきであると私は思いますけれども、これをやれば老人医療の一部負担金をわずか引き上げるといふようなことをやらなくても済むわけなんで、そこに基本を置くべきだと思いますが、大臣の御見解を伺いたい。

○國務大臣（下条進一郎君） 現在の老人保健制度では、社会保険方式を基本としつつも、老人医療に対する公費負担割合は既に実質的には相当の水準に達しております、税財源から充当される公費負担の割合をさらに引き上げることにつきましては、どのよくな点に着目して公費を充当するか、慎重な検討が必要であると考えております。

今回の老人保健制度の改正におきましては、今後の重要な課題である介護に着目いたしまして公費負担割合を引き上げるとともに、平成二年度に創設されました老人保健基盤安定のための国庫助成措置を拡充したところであります、今後ともふえ続ける老人医療費については、国や地方も老人自身も現役世代も、その負担を適切に分かち合うことによりまして制度を安定的に運営していくことが重要であると考えております。

○沓脱タケ子君 次に、不合理な保険外負担の解消、これは各党各派から御意見が出ておりました。これは高齢者にとっても家族にとっても切実な問題であります。

ただし、私は、それだけでは老人医療のひずみ、いわゆるひずみのある医療を拡大するだけだなどということを心配しております。不合理な保険外負担の解消するに努力すると同時に、よりよい医療、看

護のために、看護料や入院料等の引き上げなど必要な手立てがとられない、いや付添看護はできるだけ廃止するようになります。いろいろおつしやつても、これでは保険外負担の解消という形で悪かろう医療にお年寄りの医療が陥るおそれがありますので、その点について御見解を伺いたいと思います。

○政府委員(岡毛序治君) いわゆる保険外負担の問題につきましては、従来からさまざまな指導等を通じ、その不適正な負担のは是正に努力してきたところでございます。

付添看護につきましては、老人に対する看護が病院の責任ある管理のもとに他の医療と一緒に提供されるようさまざまな施策を講じてまいりました。また、室料差額につきましては、ルールに反した不適当な額の徴収が行われないよう指導の徹底を図りますとともに、いわゆるお世話料等あいまいな名目での費用徴収やむづ代につきまして、不適切な額の徴収が行われないよう指導を徹底してまいりたい、こういうふうに考えておりまして、今後とも不適正な保険外負担のは是正にさらに一層努力してまいる所存でございます。

また、御指摘がありましわゆる入院医療管理の問題であるとか、あるいは入院時の医学管理料あるいは看護料の引き上げ等の問題でございますが、これは老人の心身の特性にふさわしい医療を提供するということを念頭に置きまして、これまでにも内容の拡充に努めてきたところでございますが、今後とも適正で効率的な医療の確保のため適切に対処してまいる所存でございます。

○脊脱タケ子君 次に、附則第二条に、本法では評価を含む包括的な医療費の算定のあり方を検討し、必要な措置を講ずるというのが法制化されるということになっています。従来から、心身の特性に応じた医療という名で今日の老人医療の医療差別といふんですか、年齢による医療差別の拡大がやられてきたわけでございますが、法制化されるとということになると、さらにこれが老人に対する医療差別を拡大する根拠法になると同時に、す

べての医療機関に拡大する法的根拠を与える結果になると思うわけでございます。

私どもは、年齢のいかんにかかわらず病気になつたときはだれでも十分な医療が保障できるといふことが、本来基本的な問題であろうと思つわ

けでございますので、私質問の中でも言いましてたけれども、こうした老人に対する診療内容の差別、あるいはさらに附則第二条、こういうものは改めるべきであると思いますが、御見解を伺つておきたい。

○政府委員(岡光序治君) 御老人に対する医療が適切に行われているかを評価いたしまして、医療の現場にそれを反映させていくということは、老人の心身の特性に合った医療を供給していくといふ上で非常に大切なことであるというふうに考えております。特に出来高払いにおいては、いわゆる薬づけとか検査づけとか、こういったような不必要的診療行為を防ぐための方策が必要になつてまいりますし、それからいわゆる定額方式をとります場合は、粗診粗療とならないよう医療の確保が重要な要素になつてきているというふうに考えております。

このために、改正法の附則第二条の規定をお願いしようとしているわけでございまして、この規定に基づきまして、保険医療機関等や老人保健施設における医療その他のサービスにつきまして、投薬や検査、看護、介護、リハビリテーションなどの個々の行為や入退院の適否などにつきましての評価方法を確立したい。それからまた、保険医療機関等に対して支払われる費用につきましても、老人の心身の特性を踏まえて看護、介護面等に配慮したものとすることが重要でありますので、保険医療機関における医療に要する費用の額の算定のあり方についての検討を行うこととしたとしておるわけでございまして、こういった結果に基づいて診療報酬等所要の措置を講ずるというのを内容にしているところでございます。

したがいまして、御指摘のように差別医療の大ということには当たらない、むしろ老人の心身

の特性にふさわしい医療を確保する、そういうことを行うための検討規定であるというふうに認識をしているところでございます。

○脊脱タケ子君 時間がもうありませんので、最後に言いますが、出来高払い不需要な医療をなくするためになどとおっしゃいましたけれども、

これは前回の質疑の中でも申し上げましたが、病院に入院していて七十歳の誕生日を迎えた後、同じ点滴注射をしても六十九歳までは七百五十円、誕生日の翌日からは二百円というようなやり方は、やっぱり改めるべきです。これを助長するような附則第二条については絶対に認めるることはできません。

以上です。

○栗森議君 今回、一部負担について衆議院で修正をされ、消費者物価にスライドすることになったわけでございますが、急激な物価上昇の場合にはスライド制そのものの発動を見合わせるべきではないかと考えますが、見解を求めます。

○國務大臣(下条進一郎君) 御質問の趣旨は、スライド率が高くなり、そのままその率が一部負担額に反映されると、お年寄りの過大な負担となるのではないかという御懸念であろうかと思いま

す。

スライド制につきましては、今回新たに導入される制度でありまして、その影響を慎重に見きわめることが重要であります。御懸念のような事態が生ずるようなおそれがある場合には、国会の御判断を得て、そのあり方を総合的に検討することが必要であると考えております。

○栗森議君 スライド制のあり方を総合的に検討するという場合の仕方ですかとお答えいたしましたが、それはスライド制の是非を含めて検討し直しをするという意味なのかどうか、お答えいただきたいと思います。

○國務大臣(下条進一郎君) 状況によりましては、

スライド制の是非も含めて検討する場合もあり得る考え方でございます。

○栗森議君 老人の負担能力を考慮しまして、過

大な負担になるおそれが生ずるというのは、私どもの理解では物価上昇率が3%を超えた場合といふうに理解をしていますが、それでよろしいのかどうか、答弁を求めたいと思います。

○國務大臣(下条進一郎君) 近年のように物価が極めて安定している時期におきましては、そういう認識もあるうと考えられます。将来の経済変動につきましては現時点で想定することはできません。

いずれにいたしましても、御質問の趣旨を十分に踏まえ、過大な負担にならぬよう、高齢者の方々の負担能力等を考慮いたしまして、国会の御判断を得ながら総合的に検討してまいりたいと存じております。

○栗森議君 保険外負担の中でお世話料やおむつ代が一番問題になつておりますが、本来、老人医療体制の中でおむつが必要であるという医療体制が大きな問題だと思います。そういうことを総合的に考えて、おむつ代を保険給付の対象としないければ、今後おむつの要らない医療体制を確立するためにこの過程は通らなければならないと考えますが、見解をいただきたいと思います。

○國務大臣(下条進一郎君) 老人患者が使用するおむつにつきましては、日常生活上必要なものでありますことから、その性格上医療保険の給付の対象とすることは困難であると考えております。

なお、高齢化の進展に伴いまして、常時介護を必要とする状態の老人が大幅に増加すると見込まれまして、高齢者のケアのあり方としてどのような対応が必要なのか、また可能なのかにつきましては研究してまいりたいと考えております。

○栗森議君 保険外負担のも一つの問題は、付添看護の問題でございます。これまで、今の医療体制の中で看護婦の不足であるとか、看護基準のあり方が問題だと思いますが、付添看護の是正に関する具体的な方策とプロセスはどうやっていくのか、お伺いをしたいと思います。

○國務大臣(下条進一郎君) 付添看護につきましては、老人に対する看護が病院の責任ある管理の

もとにその他の医療と一体的に提供されるよう種々の施策を講じ、患者負担の軽減を図つてまいりたいと考えております。

具体的に申せば、第一には、安易に付添看護に依存し、不適切な患者負担を生ぜしめることのないよう付添看護承認の厳正化、指導、監査の強化等、現行の付添看護の取り扱いの適正化を図りますとともに、第二には、付添看護を必要としない

介護体制の整った病院の拡大を図るために、入院医療病院についてその基準や承認要件の緩和を検討いたしました。また第三には、さらに直ちに入院医療管理病院へ移行できない老人病院につきましては、病院単位の考え方を改め、新たに病棟ごとの介護体制に着目した入院医療管理病棟制度を導入するとともに、病院の管理下で付添看護にかかる看護サービスが提供される体制を整備するなど、段階的な移行のための方策につきまして検討を行つてきています。

これらの事項につきましては、具体的には関係審議会において検討を進め、速やかに必要な措置を講じていく考えでございます。

○栗森議君 以上で私の質問を終わりますが、最後に一言申し上げておきたいと思います。

今回の老人保健制度の改正は、負担と給付のバランスを変えるためにとってた措置であります。私ども、今現実にお年寄りに負担がふえるということに対し痛みを大変感じている立場でございます。したがつて、この問題を解決するためには同僚議員からも問題提起がございましたが、公費負担の拡大をする中でこの問題を解決する以外に道はないと思います。

このことについて、今回の論議を通じて一定の修正があつたことを私たち、余りその部分だけでは評価できないわけですが、これからその道筋がます。したがつて、この問題を解決するためには

このことについて、今回の論議を通じて一定の修正があつたことを私たち、余りその部分だけでは評価できないわけですが、これからその道筋がます。したがつて、この問題を解決するためには

ここから開かれるというふうに考えております。

そういう意味で、ぜひとも厚生大臣を初め関係者の皆さんのが公費の拡大をさらに進め、そして私が質問した内容についてもさらに具体的に充実していただくことをお願い申し上げまして、私の発言

を終わります。

○勝木健司君 確認質問をいたします。

まず第一点は、老人医療は福社的な要素が多いわけでありまして、国や地方は現在以上に負担すべきであると思います。公費負担割合を五割とすべきであると考えますが、この公費拡大につきましてどういう方策で、どういう道筋でやられるのか明らかにしていただきたいというふうに思いました。

○國務大臣(下条進一郎君) 現在の老人保健制度は、社会保険方式を基本としつつも、公費負担割合は実質的に相当の水準となつております。一律に公費負担割合を五割に引き上げることは考えておりませんが、今回の改正によりまして、公費負担五割の対象となる病院、施設等を計画的に拡充し、もつて将来にわたり公費負担の拡大を図る考えでございます。

具体的には、公費負担五割の対象となった施設等のうち、一つには老人保健施設につきましては、高齢者保健福祉推進十カ年戦略に基づきまして平成十一年度には二十八万床を整備することとしたしております。

また、第二には、介護体制の整った老人病院につきましては、入院医療管理病院に関する承認期間の短縮等の誘導措置を講じましてその普及を図る考えでございます。

第三には、老人訪問看護ステーションにつきましては、平成十二年における老人訪問看護の必要数約五千カ所を将来目標に、ステーションの運営が確保されるよう看護職員の確保及びその資質の向上に努めますとともに、運営基準や訪問看護事業の積極的な推進を図り、老人に対しまして適切なサービスが提供されるような基盤づくりを進めています。

第四には、老人性痴呆疾患療養病棟につきましては、将来的に老人性痴呆疾患患者が急増することが見込まれておりますので、その積極的な整備を進めていく考えであります。

○勝木健司君 第二点でありますが、在宅の老人も高く評価をいたしますが、訪問看護利用料についてお伺いいたします。

つきまして、だれでもが必要なとき利用できまして、またその負担を余り心配しないで済むように、外来一部負担との均衡を十分考慮した額を決める旨確約をしていただきたいというふうに思いました。

○國務大臣(下条進一郎君) 老人訪問看護の利用料を設定する際には、法律案においても規定されているとおり、外来一部負担金の額等を勘案して定めていく所存であります。

なお、具体的な利用料に関する基準につきましては、専門的な観点からの検討が必要であります。一方で、老人保健審議会の意見を聞いて定めることといたしておりますが、御指摘の点も十分踏まえることといたしたいと考えております。

○勝木健司君 次に、第三点であります。訪問看護事業の実施に当たりましては、現在看護婦不足の折から、潜在看護婦の掘り起こしによります数の確保など、マンパワー問題の解決が重要であります。また、難しい点も多いと見えます。厚生大臣の事業実施に対する決意のほどをお伺いいたします。

○國務大臣(下条進一郎君) 老人訪問看護は、老人の在宅療養を支える重要なサービスとして大いに期待されるものであります。その適正な事業運営が確保されるよう看護職員の確保及びその資質の向上に努めますとともに、運営基準や訪問看護事業の設定においても十分配慮してまいります。

また、おむづ代につきましては、従来から不適切な額の徴収が行われないよう指導してきたところであります。今後、領収証の交付等の指導を通じ、その徹底を図つてまいりたいと考えております。

また、いわゆるお世話料等あいまいな名目での費用徴収が行われないよう今後とも指導を徹底してまいいる所存であります。

さらには、差額ベッドにつきましては、告示上三室以上の場合の差額の徴収は認められないとのルールに沿つた運用がなされるよう従来から指導を行ってきたところであります。今後ともこのルールの周知徹底を図るとともに、指導の一層の徹底を期してまいりたいと考えております。

○勝木健司君 最後の五点目でございますが、現在の年金制度では、高齢者になって以降に寝たきりあるいは痴呆となつたときには十分に対応できておりません。そこで、次回の年金再計算の際に、高齢者障害加算制度を創設することを確約していただきたいというふうに思います。

具体的には、第一に、安易に付添看護に依存しない適切な患者負担を生じせしめることのないよう付添看護承認の厳正化、指導、監査の強化等現行の付添看護の取り扱いの適正化を図るとともに、種々の施策を講じ、患者負担の軽減を図つてまいりたいと考えております。

○國務大臣(下条進一郎君) 付添看護につきましては、老人に対する看護が病院の責任ある管理のもとに他の医療と一体的に提供されるよう

おこりまして、現実の介護の充実にどのように結びつけることができるか、年金の給付システムの中でのようにして的確に対象者を把握できるか、あるいは今後ますます厳しくなる年金財政の中で、その財源をどのように確保していくかといった幅広い観点から検討していく必要があります。また第三には、直ちに入院医療管理制度の移行できない老人病院につきましては、病院単位の考え方を改め、新たに病棟ごとの介護体制に着目した入院医療管理制度を導入するとともに、病院の管理下で付添看護にかかる看護サービスが提供される体制を整備するなど、段階的な移行のための方策について検討を行つてまいる所存であります。

これらの事項につきましては、具体的には関係審議会において検討を進め、速やかに必要な措置を講じていく考えであります。

また、おむづ代につきましては、従来から不適切な額の徴収が行われないよう指導してきたところであります。今後、領収証の交付等の指導を通じ、その徹底を図つてまいりたいと考えております。

○勝木健司君 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(田淵勲二君) 御異議なれば、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○勝木健司君 終わりります。

○委員長(田淵勲二君) 他に御発言もなければ、

本件の修正について前島君から発言を求められておりますので、この際、これを許します。前島君。

○前島英三郎君 私は、本案に対し、自由民主党、日本社会党、護憲共同、公明党、国民会議、連合参議院、民社党、スポーツ、国民連合を代表いたしました。

さて、修正の動議を提出いたします。その内容は、お手元に配付されております案文のとおりでございます。

これより、修正の要旨を申し上げたいと思いま

す。

第一に、老人医療の公費負担割合を三割から五割に拡大する対象として、精神病院のうち痴呆性老人の心身の特性に応じた適切な看護が行われるものに係る給付に要する費用を加えることとし、平成四年四月一日から施行すること。

第二に、老人保健法の規定による一部負担金の

りあるいは痴呆となつたときには十分に対応できておりません。そこで、次回の年金再計算の際に、高齢者障害加算制度を創設することを確約していただきたいというふうに思います。

○國務大臣(下条進一郎君) 高齢者障害加算制度の創設につきましては、厚生省としても今後の介

言われております。この実態は一体どうなつておるのか、もし調査されておる資料があればお示しを願いたいと思います。

○政府委員(小林康彦君) 御指摘のマニユアルは、厚生省に設けました市町村、作業従事者、学識経験者から成ります。廃棄物処理事業における事故防止対策検討委員会、この委員会の報告をもとに資料等を追加いたしまして、昭和五十九年度に社団法人全国都市清掃会議が取りまとめたものでござります。この報告書におきまして、事故防止の観点から廃棄物処理事業の運営管理上留意すべき事項をまとめておりまして、その中の一つとして、収集作業は二人以上で行うこととの事項が明記されております。これによりますと、運転手が収集作業に加わります場合には運転手を含めて二名、加わらない場合には三人以上の乗車となるものでございます。

収集に従事しております職員数、収集車の数につきましては毎年調査を行つております。その結果から見ますと、市町村の保有する収集車両一台当たりの収集に従事する職員の数はここ数年ほぼ横ばい、ほぼ二・六人という値で推移をしておる状況でございます。

○浜本万三君 市町村の処理体制の整備努力の補強について伺うわけなんでございますが、今の問題はちょっと置きまして、別な観点から質問をさせていただきたいと思います。

その一つは、政府案は、市町村の責務として新たに一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図ること、それに、一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずることの二つを努力義務として追加されました。これは当然なことだつたと思います。ごみの減量のための「住民の自主的な活動」とは、分別排出や再生利用に向けた努力であると理解してよろしいかお伺いをいたしました

○政府委員(小林康彦君) 廃棄物の減量化、再利用の促進は今回の改正法案の柱の一つでございまして、その効果的な実施を図るために住民の協力を追加いたしました。

○政府委員(小林康彦君) 廃棄物の減量化、再利用の促進は今回の改正法案の柱の一つでございまして、その効果的な実施を図るために住民の協力を追加いたしました。

○政府委員(小林康彦君) 廃棄物の減量化、再利用の促進は今回の改正法案の柱の一つでございまして、その効果的な実施を図るために住民の協力を追加いたしました。

力が極めて重要であると認識をしております。このため改正法案では、国民の責務といいたしまして、廃棄物の排出抑制、再生利用、分別排出などを行うことによりまして、廃棄物の減量その他その他の適切な処理に關し国または地方公共団体の施策に協力しなければならないと、こういう規定を設けたところでございます。

したがいまして、改正法の第四条第一項、たゞいま御指摘のございました「住民の自主的な活動」につきましては、御指摘のとおり、排出抑制、再生利用、分別排出などに向けました自主的な活動であるというふうに理解をしております。

○浜本万三君 今、御答弁のようだとすれば、このたびの政府改正案によつて市町村の廃棄物処理の従事者はその業務範囲が拡大したことになると思ひます。つまり、分別、再生といった業務が新たに加わつたばかりでなく、住民が自主动的にそれに取り組むよう日常不斷に働きかけなければならぬということになると思ひます。この理解でよろしくござりますか。

○政府委員(小林康彦君) 市町村におきまして、今後分別収集、各種再生利用に関する事業を積極的に推進することが重要であると認識をしております。それぞれの市町村におきまして、どのような方法で対応するかは別にいたしまして、分別収集や再生利用などに関します業務が市町村の廃棄物処理業務に加わるということは事実でございまます。

厚生省といいたしましては、いずれにいたしましても、市町村の一般廃棄物の処理に関する責任を明確にしつつ、適切な分別収集、再生利用が促進されるよう努力してまいる所存でございます。

○浜本万三君 いずれにいたしましても、市町村のごみの処理量は飛躍的に増大をしております。それからまた、さきに確認いたしましたように、

もらいたいと思います。

○政府委員(小林康彦君) ごみ、屎尿を中心におこないます。たします一般廃棄物処理事業に従事を度には全国で九万七千九百九十五人、昭和六十三年には九万二千四百三十七人となつておりますと、この厚生省の調査によりますと、五カ年間でほぼ五千五百人程度減少した、こういう実績でございます。

○浜本万三君 その理由は、恐らく直當比率といふものが極めて減少しておると、臨調等で増員できないという理由があるのでないかと思考いたしますが、いずれにしましても、ごみが飛躍的に増大し、その処理量が非常にふえておる上に業務の範囲が拡大をしておるということになつてまいります。つまり、分別、再生といった業務が新たに加わつたばかりでなく、住民が自主动的にそれに取り組むよう日常不斷に働きかけなければならぬということになると思ひます。この理解でよろしくござりますか。

○政府委員(小林康彦君) 市町村に従事する事務にとりましても大変重要なものでござりますが、これが適正に処理されます体制につきましては、それぞれの市町村が状況を踏まえながら適切に整備していくべき事柄というふうに考えております。

○政府委員(小林康彦君) ごみの処理は市町村の事務にとりましても大変重要なものでござりますが、これが適正に処理されます体制につきましては、それぞれの市町村が状況を踏まえながら適切に整備されていくべき事柄というふうに考えております。

○浜本万三君 どうもはつきりしたお答えにはなりませんが、支障のないように職員の増員について配慮をいただきますように自治省の方に連絡、協議をいただくよう希望しておきたいと思います。

それから、現行法の第四条第一項は、市町村が「職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない」とされております。

そこで、私は、私どもの共同修正案要綱第二項の趣旨を生かしまして、条文に書かれております「その能率的な運営」とあるところを「能率的かつ具体的に例を挙げますと、東京都内においてごみピットに収集車が転落をいたしまして運転手が重傷を負つておる、それは二トン車に五・七トンの過剰積載が原因しておるというふうに言われております。また、収集車に運転手一人で作業をし

ように改めるのが妥当ではないかと思うわけでございますが、これに対する厚生省の御見解を承っておりますが、これに対する厚生省の御見解を承つておきたいと思います。

○政府委員(小林康彦君) 清掃業務はなかなか困難な性格を有しております業務と考えております。そこで、御指摘のございましたように、労働安全衛生の確保が重要な課題であると厚生省としても考えているところでございます。

廃棄物処理法におきましては、廃棄物の適正処理という観点から必要な規定が設けられているものでございまして、清掃事業、清掃業務に従事をおこないます職員の労働安全衛生に関しては、いたしまして職員の労働安全衛生に従事をいたしまして、清掃事業に従事をおこなう事業者は「快適な作業環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようしなければならない」と定められております。したがいまして、廃棄物処理法の中で事業者である市町村の責務として、労働安全衛生の配慮、これをあえて規定する必要はないのではないかと考えております。

しかしながら、厚生省といたしましても、労働安全部門に従事することは当然でございまして、これら法規に従いまして清掃事業に従事をいたします職員の労働安全衛生の確保に一層努めてまいりたいと思います。

○浜本万三君 先ほど全国都市清掃会議がまとめた事故防止対策マニュアルについて御説明をいただきましたので、それに関連することをお尋ねいたしたいと思います。

自治体におかれましては、清掃業務を民間の業者に委託しておられるケースが多くなつておると思います。その場合、十分な安全衛生対策はとらわれていないよう思つておきたいと思います。

ていて、収集車の積み込み回転板に巻き込まれまして、ほぼ即死状態になつたという例も報告をされております。

このようなことを考えますと、清掃事業の安全管理要綱や厚生省の安全マニュアルを委託契約のときには守らせるよう業者に義務づける必要があるのではないか、こう思います。いかがですか。

○政府委員(小林康彦君) 清掃事業に従事いたしました者は、それが直営であれば委託され、労働安全衛生が守られることは極めて重要なことだと考えております。

お話をございました安全マニュアルにおきましても、例えば安全管理体制組織として直営の例と委託の例、これを二つに分けて記載をいたし、あ

るいは市町村が委託業者に対して、また委託業者が作業者に対して行います教育・指導に関する記載などを織り込んでおりまして、民間委託をしている場合の安全衛生対策にも十分配慮した内容になつておられます。

厚生省では、從来からこのマニュアルを守ることにつきまして市町村を指導してきたところでございますが、委託業者等が行います収集・運搬業務につきましても、生活環境保全上及び労働安全衛生上の観点からの配慮が十分なされますよう今後とも必要な指導を行つてまいりたいと思います。

○浜本万三君 安全はもう非常に大切なことでござりますから、次のことについて希望しておきたいと思うんです。

まず、清掃工場の建設から工場の運転まで安全かつ適切に管理できる職員を配置することが大切であると思います。そのためには関係省庁の財政も含めた対応をすることが必要であると思います。特にこの場合、厚生省は自治省と協議をいたしまして十分な措置をとつていただきようには希望いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○政府委員(小林康彦君) 施設の建設から運転管理までをできる限り一貫してできる体制の整備の方法につきまして、必要に応じまして関係の省庁

とも相談するなど、よく勉強させていただきたいと思います。

○浜本万三君 労働省の方見えてますか。——次

は労働省の方に対しまして、質問をいたしたいと思います。内容は、清掃事業における労働災害の防止と安全衛生対策についてでござります。

まず最初に、労働災害の現状認識について伺いたいと思います。

ごみ問題の本質を理解するためには、清掃現場で働く労働者の実態を知る必要があると思います。例えば廃棄物処理業については、産業別労働災害率を例にとりますと、災害発生の頻度をあらわす度数表、これは死傷者の合計でございますが、この数字を見ますと、平成元年で一一・五七となっております。調査産業の合計の一〇五を大きく上回っております。度数率の一番悪い業種と思われるわけでございます。また、死亡災害につきましても民間清掃労働者の方が自治体労働者を上回る形で被災しておりますのでございまます。清掃労働者の労働条件は極めて劣悪なものとなつておると言わなければなりません。

清掃労働者の労働災害の状況について、労働者はどのように認識をされておるのか、伺いたいと思います。

○説明員(大関親君) 労災給付データによれば、平成二年の労働災害による休業四日以上の死傷者数は一千七十九名で、全産業では減少する傾向にある中で、清掃業では増加の傾向にござります。度数率で平成二年を見ますと、清掃業ではまた、度数率で平成二年を見ますと、清掃業では二二・三六で全産業の一・九五に比べてかなり高い値を示しております。

一方、自治体関係の清掃事業における不休災害では一定の成果が得られたというふうに考えておるわけございますが、なお依然として事故が後を絶たない、こういう状況でございます。したがいまして、これらの研究の成果をもとに引き続き各地方公共団体に対しまして指導を行つてきておるところでござります。

その結果、基本的な安全衛生管理の施策につい

ては一定の成果が得られたというふうに考えておるわけございますが、なお依然として事故が後を絶たない、こういう状況でございます。したがいまして、これらの研究の成果をもとに引き続き各地方公共団体に対しまして指導を行つておるところでござります。特に事故が発生した場合、その事故の概要なりあるいはその対策につきまして、各地方公共団体に通知をいたしまして情報提

出しますので、引き続いて労働省と、自治省の方おいでですか、自治省の方に同じ質問をいたします。

清掃職場は先ほどのように自治体職場の中でも最も公務災害が多いと言われております。地方公

務員災害補償基金の公務災害認定受理件数の発表を見ましても、千人率で清掃は五六・三、統一で警察が二四二、那次が消防で一四・八、全体では八・八という数字が出ております。これを見ましても、いかに清掃職場は災害が多い職場であるかということがわかるわけでございます。

この際、これらの職場に対する災害をなくするための具体的な対策について、両省にお伺いをいたしたいと思います。

○説明員(大関親君) 清掃事業における労働災害の防止については、昭和五十七年に清掃事業における安全衛生管理要綱を定めてその徹底に努めており、廃棄物の収集・運搬業務についても同要綱に基づき労働災害の防止を図っているところでございます。今後とも同要綱の徹底指導により労働災害の防止に努めてまいりたいと考えております。

○説明員(大関親君) 清掃事業における労働災害につきましては、自治省といたしましても、毎年、先生御指摘のとおり、非常に死亡事故等重大な公務災害が発生をしているということを重視いたしまして、これまで二度にわたりまして事故防止のために調査研究を行いまして、その成果を地方公共団体に提供いたしまして指導を行つてきております。

○説明員(石橋孝雄君) 地方公共団体の清掃事業につきましては、自治省といたしましても、毎年、先生御指摘のとおり、非常に死亡事故等重大な公務災害が発生をしているということを重視いたしまして、これまで二度にわたりまして事故防止のために調査研究を行いまして、その成果を地方公共団体に提供いたしまして指導を行つてきております。

○浜本万三君 ちょっとと答弁が非常にやわらかいようでございまして、不満でございます。

それで、労働省に対する労働安全衛生対策上の問題については、引き続き質問すればよろしいのですが、後で質問をさせてもらいたいと思います。

次は、國の責務としての廃棄物関係情報の収集、これを補強する意味におきまして、質問をいたしたいと思います。

まず最初に、野党の共同修正案要綱では、「国は、廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用に努めること」を提倡しております。これは産業廃棄物のマニフェストシステムの実効を上げるために、また一廃とか産廃を問わず最終処分場の跡

供を行ふ、そして注意を喚起するというようなことをいたしております。今後とも安全衛生管理の一層の充実を図るよう指導の徹底を図つてまいりたいというふうに考えておるところでございま

す。

○浜本万三君 続いて、労働省だけに伺いますが、ごみの収集車による収集・運搬業務におきましては、挾まれるとか巻き込まれるとか、こういった事故が絶えないので現状でござります。そこで、清掃事業における、例えばごみ収集車による収集業務については、労働安全衛生法において危険有害業務として指定されるべきではないかという私は問題意識を持つておるわけでございます。

この際、収集業務を危険有害業務として指定するわけにはいかないでしょうか、労働者の見解を承りたいと思います。

○説明員(大関親君) 清掃事業における労働災害の防止につきましては、先ほど申し上げました清掃事業における安全衛生管理要綱とあわせまして、機械式ごみ収集車に係る安全衛生管理要綱も定めています。また、安全管理者の能力向上教育の推進も行つておるところでございまして、これらの対策をさらに徹底してまいりたいというふうに考えております。

○浜本万三君 ちょっとと答弁が非常にやわらかいようでございまして、不満でございます。

それで、労働省に対する労働安全衛生対策上の問題については、引き続き質問すればよろしいのですが、後で質問をさせてもらいたいと思います。

次は、國の責務としての廃棄物関係情報の収集、これを補強する意味におきまして、質問をいたしたいと思います。

まず最初に、野党の共同修正案要綱では、「国は、廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用に努めること」を提倡しております。これは産業廃棄物のマニフェストシステムの実効を上げるために、また一廃とか産廃を問わず最終処分場の跡

次は、マニフェスト制度適用対象を段階的に拡大していくだくように検討してもらいたい、そういう立場から質問をいたしたいと思います。まず最初に、厚生省と通産省に同じ質問をさせてもらいます。

野党の共同修正案第五項は、いわゆるマニフェスト制度の適用対象を将来、段階的に拡大する方向で検討せよとしてあります。このような検討条例を設けることにより、どのような不都合があるのでしょうか、伺つておきたいと思います。

○政府委員(小林慶彦君) マニフェストシステム、日本語では積み荷目録制と言つておりますが、このマニフェストシステムは、排出事業者によります廃棄物の流れの把握及び廃棄物の性状等に関する情報の正確な伝達を目的として導入したものでございます。

今回の改正法案におきましては、諸外国においてマニフェストの適用が有効運営の歴程に長

てもミニマリストの通用力が有害廃棄物の処理に限られること、これらのことから、産業廃棄物についてのみミニマリストの使用を義務づけることとしている。

たものでござります。

○説明員(湯本登君) 産業廃棄物全般に対します
マニフェスト制度につきましては、厚生省の指導
に基づき現在実施されているところでございます
が、まだこの段階では皆さうございませんで
ざいます。

か、またその利用は統一されたばかりでございま
す。当面、このよきな形での利用を進める中で、廃
棄物の特性を踏まえた効果的かつ効率的なものと
なるようさまざまな一層の工夫を図っていくこと
が重要ではないかといふに考えております。
どう、つこま、反対をこざさ、まつこら、

産業廃棄物に限定して実施することが適当ではないかというふうに考えております。

○浜本万三君　両省のお答えが、まだその時期でない、したがつて、廃棄物については、何か有害物質を含んだ特別なものだけにしかしてないといふ話ならぬですが、こゝ、そういうへや、ますゞ、考えております。

バーゼル条約は四十七品目の有害廃棄物については国境を越えて移動してはならないようにして、という条約になつておると聞いております。したがつて、これを批准するためには、これらの有害物質を含んだ廃棄物移動の実情を把握するためマニフェスト制度の対象としなければならないんではないかと思ひます。

ところで、政府案のマニフェスト対象は、答えるのとおり政令で定める特別管理産業廃棄物に限られておるわけであります。しかし、四十七品目の中には特別管理産業廃棄物としてくれないものが含まれておると言われております。したがつて、反対をいたしましては北條の主張がよくない。

かって、政府案のままでは批准の準備ができるしないのではないかと私は思うわけでござりますが、どうのよろにお考へかといふこと。

○政府委員(小林康彦君) 特別管理廃棄物につき
　　(以下、同内に記載する事項を切つ見附して答
　　ておるんですか) 問題があるとすれば、何所の方
　　で考えられて、どういう点が問題なのか、それを
　　どうしようとしておるのか、あわせてお答えをい
　　ただきたいと思います。

ましては、国内における有害廃棄物の規制を強化するため、改正法案で新たに区分を設けたものでございます。

廃棄物に適用されておりますマニフェストとバーゼル条約に規定される移動書類が同一のものになります限りませんので、バーゼル条約の廃棄物リストに掲げられている品目をすべて特別管理廃棄物に指定することを批准の条件とするものではな

いと理解をしております。

○浜本万三君　それだけですか。
○政府委員（小林慶彥君）　主たる整理をすべき事柄は今の一 点であろうと思います。このための国内廃棄物の輸出入の手続、移動書類の添付等に関する法律上の手当てが必要であると考えておるところでございます。

内閣制の整備に「きましては、たたし」吉田内閣を
を関係省庁ともどもして、「い」ところでござる
す。

も条件を批准する立場から考えると、日本の立場も改正していかなければならぬのではないかといふような情報を得ておるんですが、そうではないんでしょうか。

修正をされても二つニストが争うとして、特別管理産業廃棄物その他政令で定める廃棄物であると改められるよう提案されたらどうかというふうに思うんですが、いかがですか。

たしまして、それに参画をいたしましたために、廃棄物処理法の改正と新たな法律上の手当でが必
要との認識に立ちまして、現在作業をしているところでございます。

は、この条約上の有害廃棄物についての輸出入の規制あるいは移動書類の添付等を定めたもので、これらにつきまして国内で整合性のとれた体制を整備する必要があるわけでございますが、先ほども申し上げましたとおり、バーゼル条約での移動

の書類と今回予定をしておりますマニフェストとは必ずしも同一でなければならないとは理解をしておりませんで、そこに多少の差はあり得るものというふうに考えております。

○浜本万三君　わかりました。それでは、いずれ輸出入の手続あるいは移動書類に関する規定の整備、これらは関係省庁との調整を終えました後に行うことになりますので、今回の改正法案においては、それらを前提とした規定を設ける必要はない、改めてその部分は御議論をいただきたいというふうに考えております。

にしましても、閣僚答辯と御相談の上で見直さなければならないというふうに私は理解をいたしましたので、共同修正案要綱のように、いわゆる見直し条項を明記してもらつたらどうかというふうに思いますが、その点いかがでしようか。

（政府委員）小林周彦君　先ほどもお答えをいたしましたとおり、マニフェストの適用対象につきましては、諸外国の例を参考にし、産業廃棄物のうち人の健康または生活環境にかかる被害を生ずるおそれがある特別管理産業廃棄物についての

その他の産業廃棄物につきましても、従来から行つております行政指導により、引き続きマニフェストの使用の普及、定着に努めまして、その次元で者達にアピールしていく所存です。

わ済を踏まえて、マニフェストに関する法制度の適用範囲につきましてさらに検討してまいりたいと考えます。

すが、今後これをどのように続けていかれるのか承りたいと思います。

○政府委員(小林康彦君) 御指摘のように、不法投棄等につきましては、早期発見、早期対応が重要でございます。現行法におきましても、都道府県知事及び保健所を設置する市の長は、事業者及び廃棄物処理業者の事務所や事業所に立入検査を行わせましたり、廃棄物の処理に関する職務を行わせたりするためには一定の資格を有します職員を環境衛生指導員として任命することになつております。

環境衛生指導員は、平成元年十一月末現在、全国で三千七百九十七名が任命されておりまして、さらには平成二年度の地方交付税措置によりまして、環境衛生指導員の増員の費用が手当てされたところでございます。

環境衛生院が廃棄物処理コースを設けまして五週間にわたる教育訓練を行つており、その資質の向上を図つているところでございます。

厚生省といいたしましては、今後とも必要な環境衛生指導員の量、質両面にわたります確保について関係方面に働きかけてまいりたいと考えております。

○浜本万三君 なお、私どもから見まして、産業廃棄物の不法投棄でありましても、当事者に言わせますと、再生資源を保管しておるんだと言われることがあると思います。廃棄物処理行政のアプローチを拒否する例が、そういう主張であるんじやないかと思います。このように、排出事業者または処理業者が、他人に売れるもの、すなわち有価物を抽出し別に保管している場合、廃棄物として適正に保管させるべきではないかと思いますが、厚生省の見解を承りたいと思います。

また、通産省に伺うんですが、このようにして保管中の有価物は、通産省から見まして再生資源と言えるのでしようか。非常に問題のあるところでございますから、両省からのお答えをいただいておきたいと思います。

○政府委員(小林康彦君) 廃棄物処理法におきます廃棄物とは、みずから利用し、または他人に有償で売却することができないために不要となつたものをいつております。これらに該当するか否かは占有者の意思、その性状等を総合的に勘案すべきとされております。

廃棄物であるかどうかは、個別、具体的な事案に沿つて判断することとなるわけでございますが、仮に保管をしております者が売却する予定と主張いたしましても、そうした見込みがない場合、または排出事業者から無償または実質的に処理料金を受け取つて引き渡されたような場合には廃棄物と解するのが妥当と考えております。したがつて、このような場合には廃棄物処理法の規制の対象となりますし、適正な保管が必要となりますので、保管基準に照らして厳正に対処していくこととなります。

○説明員(湯本登君) 再生資源につきましては、再生資源利用促進法において、「一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給若しくは土木建築に開する工事に伴い副次的に得られた物品のうち有用なものであつて、原材料として利用することができます。」とのふうに定義されております。

したがいまして、御指摘の場合につきましては、そのものが実際に原材料として利用されるものか否かによりまして、再生資源に相当するか否かを判断することになるというふうに考えております。

○浜本万三君 厚生省、通産省、双方ともこのようないいふうにわかりませんが、いずれにしても答弁がよくわからないということだけ申し上げておきます。

それから次は、国庫補助の範囲を拡大してもらいたいと、こういう私たち気持ちを持つております。その問題につきましてお尋ねをいたしたいと思います。

野党の共同修正案要綱第八項は、一般廃棄物の最終処分場の設置に要する費用に対する補助等、国庫補助の範囲拡大について検討条項を設けよとおり理解してよろしいですか。

○説明員(湯本登君) 再生資源につきましては、

先ほど御答弁申し上げましたとおり、使用された物品や副産物について、それが廃棄物として処分される前に原材料として有効に利用できるもの、あるいは廃棄物として処理過程に入つた後に原材料として再び取り出され利用されるものでございます。

したがいまして、再生資源には廃棄物であつても原材料として利用することができるものは含まれることになりますし、また同様に再生資源でありましても、廃棄物処理法の対象となる廃棄物に相当する場合には廃棄物ということで廃棄物処理法の適用を受けることになるわけでございます。

○浜本万三君 よくわかりませんが、いずれにしても通産省と厚生省が責任のかけ合いで、これは国民はたまたまものじゃありませんので、よくこれでは両省が調整をしていただきまして、国民に迷惑をかけないようにいわゆる廃棄物の処理を適切に行つていただくようにひとつ御指導を願いたい、これを申し上げておきたいと思います。

それから、もう一つ通産省にお伺いするんですが、産業廃棄物から有価物を抽出し保管している場合、産業廃棄物として知事の指導監督のもとにありますからお尋ねをしておきたいと思います。

○説明員(湯本登君) 産業廃棄物から抽出されたものが依然として廃棄物処理法に規定する廃棄物に該当する場合には、廃棄物処理法に基づく知事の指導監督の対象であるというふうに考えております。

○浜本万三君 よくわかりませんが、いずれにしても答弁がよくわからないということだけ申し上げておきます。

それから次は、国庫補助の範囲を拡大してもらいたいと、こういう私たち気持ちを持つております。その問題につきましてお尋ねをいたしたいと思います。

野党の共同修正案要綱第八項は、一般廃棄物の最終処分場の設置に要する費用に対する補助等、国庫補助の範囲拡大について検討条項を設けよとおり理解してよろしいですか。

○説明員(湯本登君) 廃棄物処理施設整備費補助金につきましては、予算補助、法律補助いずれの場合でございましても財政の運用上の区別はございません。したがいまして、法律に例として明示しておくかどうかは立法政策上の問題でございますので、まず厚生省でお考えいただくべきことというふうに思っております。

○浜本万三君 一般の市町村では、法律に明記されないから非常に心配をしておるわけなんですが、今のような御答弁であるならば、市町村の皆さんに心配ないんだからとということをあなたの方で明言されて、まず安心をしてもらおうような措置

はとる必要があると思いますが、どうですか、そこは。

うち……
○浜本万三君　いや、ちょっと待って。厚生省で
なにこだ議員ですよ。

○説明員(渡辺裕泰君) 最終処分場の補助が予算書補助であるからということで、焼却施設のよう

いということは、私どもも厚生省と市町村に御理解をいただくよう周辺の方々へご連絡いたします。

○浜本万三君　はい、わかりました。

から法律補助として、最終処分場につきましては五十一年度から予算補助として計上されてきたところですが、予算補助、法律努力の間に

運用上の区別はなされておらず、予算補助だからといって特に支障を生じてはいることはございませんし、力が効果的につきを図らしていけるべきところ

ります。したがいまして、一般廃棄物の最終処分場を法律補助にする必要があるとは考えていないところです。

お話をございました周知徹底につきましては、従来とも私ども努めてきたつもりではございますが、一般老百姓を幾十易い真正な啓蒙に必要な

予算の確保に努めるとともに、最終処分場につきましても、ごみ処理施設と同様の補助が行われてることにつきまして、市町村に付し再び質問を敬

○浜本万三君 もう一回重ねてお尋ねするんです
が、法律上は明記されていなゝが、見美に補助の
底を図つていきたいと考えます。

対象になつてゐるんだから心配をするなど、こう申されるんですが、他の処理施設はいずれも法律上の輔助になつておるわけですね。これだけはそ

うじやない。他が全部なつておるのなら、これも法律上の補助にしたって不都合はないんじやないかと、いうのが我々の一般常識なんですよ。それを

○政府委員(小林康彦君) 予算補助だといって現在特に支障を生じてゐるということはございませんし、助成効果も十分發揮されていると考えておりますので、法律補助にする必要はないと言つてお尋ねをいたしました。

○浜本万三君 大蔵省、結構ですから、どうぞ。御苦労さんでした。

それでは次に、廃棄物処理センターの公共性、公平性の確保の問題についてお尋ねをいたしたいと思います。共同修正案要綱にはございませんが、衆議院の附帯決議第八項について厚生省はどう理解をされておるのかお尋ねをするという趣旨であります。

それは、「廃棄物処理センターについては、公共性・公平性が確保されるよう配慮すること。特に、最終処分場の確保その他の業務並びに跡地管理が適正に実施されるよう、指導監督及び必要な支援について十分配慮すること。」と書かれております。センターの「公共性・公平性」とは一体何のことを指しておられると理解されておるのか、お尋ねをいたしたいと思います。

○政府委員(小林康彦君) 新しく創設をされます廃棄物処理センターは、民間での処理施設の確保が困難になつてゐる、こういう状況にかんがみまして、公共が持つております信用力を活用し、特別に管理を要する廃棄物や産業廃棄物のモデル的処理を図ろうとするものでございまして、公共性の確保が不可欠でございます。また、このセンターは処分の効率性等の観点から必要な広域的処理に対応するものでございまして、市町村や事業者等の関係者が公平に開かれたものであることが必要でございます。

厚生省といたしましては、このように理解をいたし、御指摘の点も踏まえまして、センターの業務が円滑かつ適正に行われますよう、改正法案の権限等を駆使してその指導監督に努めてまいりました

○浜本万三君 このセンターは、自治体の出資率いかんにかかわらず、知事に対する報告義務、そして知事の立入検査権などが明記をされております。地方自治法による出資率二分の一以上の公益法人と同様の指導監督ができると理解してよろしくおめでたします。

○政府委員(小林康彦君) 地方自治法第二百二十九条の規定によりまして、地方公共団体が二分の二以上をもつて構成する市町村は、この規定によつて、

は、当該地方公共団体の長の報告徴収、調査等の権限が及ぶことは御指摘のとおりでございます。

団体の出資割合の大小を問わず、民法上の公益法人としての地方公共団体によります指導監督及び

しての厚生大臣によります指導監督、これらのことはよりまして地方自治法に基づく権限と同様の旨事はござりますまい。

また、廃棄物処理センターにつきましては、その運営が円滑かつ適正に行われますために、公共

ものであることが不可欠でございますので、厚生省としましても、民法や改正法案の権限等を駆使いたしまして、この種の自専監査に努めてまいりたい

○浜本万三君 今度の質問は厚生省と自治省、同じ質問で、こゝに止めて、お答えをうながします。

と思ひます。

ば、産業廃棄物の不法投棄が目に余る現状になつております。これも既に現行法で知事の監督指導下にあつてござります。ついで二言ござば、最

近起きております証券スキヤンダルだつて大蔵省の監督下で起つたことでござります。だから、監督下にあることで安心できない」というふ

うに思います。

うに思います。
法律上の指導監督権限を強めることも大事ですが、廃棄物処理センターのようないわゆる第三セ

クターをつくるときは、自治体がその経営権を握って、モデル的な廃棄物処理をやってみせることが必要ではないかと私は思います。その立場から、社会党の案では、自治体が二分の一以上出資したものに限って厚生大臣が指定することにしておるわけでございます。これにつきまして、厚生省及び自治省の御見解を承つておきたいと思います。

○政府委員(小林康彦君) 廃棄物処理センターは、民間での処理施設の確保が困難になつてゐる状況にかんがみまして、公共の信用力を活用して特別に管理を要する廃棄物や産業廃棄物のモデル的処理を図らうというものでございます。このため、改正法案におきまして、廃棄物処理センターは地方公共団体の出資を要件とともに、その運営につきまして厚生大臣や都道府県知事が指導監督を行ふこととしております。

センターに対しまして、先ほど申し上げましたとおり、地方公共団体の出資割合が二分の一以上あるか否かにかかわらず、厚生大臣や都道府県知事の指導監督が及ぶものでございますし、センターに対する指導監督に当たりましては、改正法等の規定の趣旨を踏まえて、産業廃棄物のモデル的な適正処理が行えるよう配慮してまいりたいと考えております。

○説明員(晋山充弘君) お答え申し上げます。

廃棄物処理センターは、その業務をいたしまして一般廃棄物と産業廃棄物、この両者あわせて処理することを予定しておるわけでございます。

産業廃棄物につきましては、法律上事業主側がみずからのお責務において処理することとされておりまして、したがいまして、個々のセンターにおけることを含めました地域の処理の実態等に応じて各地方団体におきまして自主的に定めるものが適当であるというふうに私ども考えておる次第でござります。

○浜本万三君　自治省に引き続いてもう一つだけ伺つておきたいと思います。

都道府県によりましては、自治体二分の一以上を出資というセンターの例も出てくるかもしません。その場合には、その県の積極的な姿勢を評価しつつ、これを尊重し、できるだけ支援をする姿勢を

○浜本万三君 労働省の方に伺います。よろしい
度合いを参考いたしまして行うことといたします。

てまいりたいと考えております。
○浜本万三君 この管理要綱には、清掃事業としてごみ収集作業、ごみの積みかえ作業、ごみ処理及び処分場における作業、焼却作業、し尿作業、微量元素欠乏危険作業などを挙げて標準的作業方法を示しておられるわけですが、今日ではこのほかに

その他一定の有害な業務を行う作業場所につきましては、作業環境の測定を行うこと、さらに安全管理衛生管理体制の強化を図ること、このようなことが定められております。

おきたいと思います。
○説明員(斎山充弘君) センターへの出資割合につきましては、先ほど申し上げましたように、産業基盤整備の企画費を1本、三二から四、二三、四といふ額とおきたいと思います。
自治省の御見解を承

生対策について、これまでどのように取り組んでこられたのか、御説明願いたいと思います。

○説明員(大関親君) 清掃事業における労働災害の防止につきましては、従来より酸素欠乏症及び流氷水等による工作機器の管理本部の取り

みの分別センター、みの破碎工場、コンボスト、流動床炉、高温溶解炉など多くの新しい施設が立ておるわけでござります。

み収集車による収集業務に關しましては、特別の安全衛生教育の実施、一定の作業從事資格の付与、事業主の安全配慮義務の強化などの施策の拡充を図ることが大切であると思ひます。

業廃棄物の処理責任が一轍となるにあらかじめ、この点をう基本問題と深い関係がござりますので、私どももいたしましては、國の方から地方團体にのみぞかかるのよるな比率の義務づけがなされるのはいかがで、こういうふうに考えておる次第でございますけれども、逆に地方團体がみずから判断によりまして二分の一以上出資される、これは一向に善し支えないことございまして、私どもも例えは一般廃棄物の広域的処理、そういうことをセンター業務として前面に出されまして、二分の一以上

研修会議中の事の防止を主眼に安全衛生管理体制の確保、作業主任者の選任と職務の履行、安全衛生教育の徹底、保護具等の点検整備を図るために監督指導を実施してきたところでございます。
さらに、清掃事業における安全衛生管理要綱を昭和五十七年に策定し、都道府県の環境衛生主管部局との連絡会議の実施、清掃事業の団体等に対する集団指導の実施を通じてその周知徹底を図ってきたところでございます。

いなどと云ふは問題があると思します。現場の労働衛生監視者の方々の意見も聞き、現場調査も行って検討してもらいたいと思いますが、いかがですか。

○説明員(大間親君) 新しい問題でござりますので、関係省庁等と連携を図りながら検討をしてまいりたいというふうに考えております。

○浜本万三君 次は、安全衛生法上の危険有害業務の範囲の指定の効果という問題についてお尋ねするんですが、まず一般的に伺いたいんですが、現行の労働安全衛生法上危険有害業務としては

生法第五十九条第三項では、「事業者は、危険又は有害な業務で、労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、途中を飛ばしますが、「該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。」とされています。ごみ収集車による収集業務について特別の安全衛生教育を必要とする業務とすべきではないかということです。

それからもう一つは、労働安全衛生法第六十条

上出資される、そういうったケースは十分あり得ることであるというふうに考えております。それはそれで何ら問題はないわけでございまして、そのような場合に対しまして、自治省として必要な財政支援措置を講じてまいる考え方でございます。

○浜本万三君 厚生省に伺うんですが、厚生大臣の指定に当たりましては、共同で出資する自治体がセンターの経営権を掌握するといった意欲をもせてているものを十分評価、尊重して指定をしてもらいたい、こう思いますが、いかがですか。

○国務大臣(下条進一郎君) 廃棄物処理センター

は、先ほど申し上げましたように、機械式ごみ収集車の構造上の安全基準、使用上の安全基準等を定めた機械式ごみ収集車に係る安全管理要綱を策定し、清掃事業者、ごみ収集車のメーカー、その他関係者に對してその要綱の徹底を図ってきたところでござります。

今後とも清掃事業における労働災害にかかる情報の収集に一層努めるとともに、関係省庁と密接な連携をとりながら清掃事業における労働災害の防止に努めてまいりたいと考えております。

○浜本万三君 清掃事業における安全衛生管理要

のようなものが指定されておりますか。また、指定された場合にはどのような効果があり、対策を講ぜられることになっておるのですか、その点併せてつ明らかにしていただきたいと思います。

○説明員(大関親君) 労働安全衛生法上は、労働災害が発生するおそれがある業務を危険有害業務としてその業務に応じた対策を講じてゐるところでございます。

そのような業務として、例えばクレーンなどを用いた機械設備の操作等の業務、一定の化学物質など有害性の高い物質を扱う業務、著

に基づく職長等の教育を行なべき業務として廃棄物処理業を指定すべきではないか。二つの問題を指摘し、お伺いをいたしたいと思います。

○説明員(大関親君) ごみ収集車による収集作業につきましては、御指摘のとおり労働安全衛生法五十九条三項に関しまして、特別の安全衛生教育の対象とはなっておりませんけれども、安全衛生管理要綱におきまして、ごみ収集車の押し込み装置の操作、ごみ収集車の運転の業務などに対する教育につきまして定めてございます。この中で、ごみ収集作業における標準的な作業方法を労働者に

は、特別に管理を要する廃棄物や産業廃棄物について公共関与のもとに広域的処理を行うものであります。都道府県や市町村がこれに積極的に取り組んでいくことは大歓迎すべきことだと考へております。廃棄物処理センターについては、そのような機能にかんがみ、公共的性格が確保されるとともに、関係者に公平に開かれたものであるべきである。

綱というのは昭和五十七年七月に策定されたものであります。もう大分時間がたって状況も変わつておりますので、この要綱を見直すおつもりはありませんか。

く高温である、あるいは騒音にさらされる作業環境など有害な業務などが定められております。このような業務に関して労働者の生命、健康を確保するため、一定の危険な業務に労働者がつぶためには一定の免許、資格あるいは講習の受講等必要とされております。また、一定の危険または有害な業務につかせるときには、事業者は特別な

に徹底させる" などと表現されています。これらの安全衛生教育等によりまして、労働者に安全確保のために必要なことを教えることができるものと考えており、事業者がこれを確実に実施するよう指導してまいりたいと思います。

次に、労働安全衛生法第六十条に基づく職長等の教育を行なべき業種でございますけれども、この業種でござりまするところは、おおむね、

一応この形をバイオハザードと言いまして、こ

ういう色で区分をするようなどいう指導をしておるところでございます。

○高桑栄松君 こちらから見ておりますと、注射針なんかは黄色い色というの見えませんね。だ

から、安全だと思うおそれがあるということでござります。バイオハザードというのはWHOが推薦をしたもののがあります、黄色い色といふのはどうでしょう。あれはやっぱり見えませ

んでしたね。こちらからですと、それはそれとしまして、今言つたデータを勘案いたしますと、ガイドラインは出ておりますけれども、なかなか十分な処理が行われてないのではないか。厚生白書平成二年版でも、これは文言で認めているといふことがうかがわれるわけでございます。

私が特に申し上げているのは、同じ医療関係者といたしまして私残念でもあるし、それから医療従事者が、何か起つたときにそれを予防しなければいけないのに、これはどうしたらいのかなというのがありますので、特に私は再々取り上げて、決して医療関係者を非難するとか、というのではなくて、いかにして医療事故を予防するか、それで医療従事者だけではなくて、廃棄物を取り扱う人たちも同じ感染の危険にさらされるのではないかということございます。特に注射針でと肝炎あるいはエイズ、こういったウィルス性の感染が大変問題になるわけでございますので、その辺を注意する必要がある、こう思うわけで、私は、ですから今回のこの廃棄物の法律の一部改正に当たりましては、特に医療廃棄物にポイントを置いてお話を伺いたいと思うわけですね。

そこで、今のガイドラインでありますけれども、法案における処理ガイドラインというものの位置づけについて伺いたいのですが、今度の法案にガイドラインは十分に取り込まれているのでしょうか、どうでしょうか。

○政府委員(小林康彦君) 現在このガイドラインに基づきまして管理責任者の設置、ほかの廃棄物

との区別、特別のこん包あるいはその後の処理につきまして規定をし、指導しておるところでございます。

○高桑栄松君 改正法案におきましては、感染性の廃棄物を特別管理廃棄物として指定をいたしまして、ガイドラインに沿いました処理、これを法律の規定に基づくものといたし指導を徹底する、こういう nellでございます。

○高桑栄松君 処理業者の御意見かと思いますけれども、ここで新聞に載っていたものをちょっとと御紹介いたしますと、八九年十一月であります。立場はしっかりとお方でございます。これのペッティングでは、「困った医療廃棄物処理基準」事故の原因増やすだけと、こういう見出しなんですね。見出しというのは驚かなくていいんで、中を見て本当かどうかということをございますから。

そうではあります、ポイントを挙げてみますと、焼却炉やオートクレーブへ入れるまでの過程で危険があるのであるということを言っております。滅菌ばかり強調しているのではないかと。ひとつ御参考にしてほしいと思うわけです。それから、医療廃棄物は種類が複雑で、分別をすること、つまり分別して排出するのは非常に困難であると、いうことを言つておられます。それから、定期的に消毒するとなつているけれども、感染性のものはその都度消毒するのが本当ではないか。そして、結論であります、実態に合わないガイドラインの諸項目は再検討を要する。

管運當につきまして間違いないような規定にしていきたいと考えております。

○高桑栄松君 これは私はいろいろ説明を承つて一応は理解いたしましたが、すぐ忘れるといませんので、ここで伺つておきます。医療廃棄物といふのは一体分類をしたら何に入るのか、一般なのか産廃なのか。これがすぐ忘れちゃうのですね。

本当に困っちゃうのですが、その辺をひとつ伺いたいと思います。

○政府委員(小林康彦君) 結論から申し上げますと、一般廃棄物もあり産業廃棄物もあるというのが通例だと思います。医療機関から排出されます廃棄物のうち、医療行為に伴いますものを通常医療廃棄物と言つておりますが、医療廃棄物には、廃プラスチック、金属くずなど、これは産業廃棄物に該当いたします。それ以外のガーゼ等一般廃棄物とございまして、一般的には産業廃棄物の占める割合が高い、そういう状態で排出をされると考えられております。

○政府委員(小林康彦君) 実験動物の場合には一般的に一般廃棄物に該当するものでございます。

○高桑栄松君 それでは、大体わかったような気がしておりますけれども、処理センターをつくられるわけですが、処理センターの中で医療廃棄物というのはそういうた特別な状況下にあるわけですか、それが専門の施設を処理センターの中に置くのかどうか、伺いたいと思います。

○政府委員(小林康彦君) 廃棄物処理センターは特別管理廃棄物をその業務の対象として創設することを予定をしております。処理施設につきましては今後の検討でございます。専用の処理施設を持つてという形態も想定をされますので、それの地域の排出の状況、処理のレベルの必要性、他の廃棄物の処理状況、これらを考えまして個々のセンターごとに最も適切な処理施設の計画を立てていくようにしていきたいと考えております。

○高桑栄松君 ここで御紹介いたしますのは一昨

日新聞でございまして、北海道で新聞に載つておったものですからちょっと御紹介いたしますが、今度の北海道のは、これはこの法律の改正と無

でしようか。

○政府委員(小林康彦君) 動物の死体につきましては、畜産業に伴つて生じますものにつきましては産業廃棄物でございます。それから食料品製造、医薬品製造業または香料製造業において原料で使った動物または植物にかかる固形状の不要物、これも産業廃棄物でございます。ただ、お尋ねのベットのような一般家庭での動物の死体は、これは一般廃棄物として区別をしております。実験動物につきましては、感染性疾患にかかりましたものにつきましては、特別管理廃棄物の中で特別管理一般廃棄物という区分をつくっておりますので、特別管理一般廃棄物として特別な管理を行うことを検討していく予定でございます。

○高桑栄松君 そうすると、感染させない実験の場合はどうなりますか。

○政府委員(小林康彦君) 実験動物の場合には一般的に一般廃棄物に該当するものでございます。○高桑栄松君 いや、私は実は大抵はまさか産業内容につきましては指導通知等で周知徹底を図る、こういうことになろうと考えております。

○政府委員(小林康彦君) 実験動物の死体につきましては、畜産業に伴つて生じますものにつきましては産業廃棄物でございます。それから食料品製造、医薬品製造業または香料製造業において原料で使つた動物または植物にかかる固形状の不要物、これも産業廃棄物でございます。ただ、お尋ねのベットのような一般家庭での動物の死体は、これは一般廃棄物として区別をしております。実験動物につきましては、感染性疾患にかかりましたものにつきましては、特別管理廃棄物の中で特別管理一般廃棄物という区分をつくておりますので、特別管理一般廃棄物として特別な管理を行うことを検討していく予定でございます。

○高桑栄松君 そうすると、感染させない実験の場合はどうなりますか。

○政府委員(小林康彦君) 実験動物の場合には一般的に一般廃棄物に該当するものでございます。○高桑栄松君 それでは、大体わかったような気がしておりますけれども、処理センターをつくられるわけですが、処理センターの中で医療廃棄物というのはそういうた特別な状況下にあるわけですか、それが専門の施設を処理センターの中に置くのかどうか、伺いたいと思います。

○政府委員(小林康彦君) 廃棄物処理センターは特別管理廃棄物をその業務の対象として創設することを予定をしております。処理施設につきましては今後の検討でございます。専用の処理施設を持つてという形態も想定をされますので、それの地域の排出の状況、処理のレベルの必要性、他の廃棄物の処理状況、これらを考えまして個々のセンターごとに最も適切な処理施設の計画を立てていくようにしていきたいと考えております。

○高桑栄松君 ここで御紹介いたしますのは一昨

関係に、もう完成したと書いてありますので、御参考までに。

「医療などの焼却排ガスの安全性が問題」という見出しがございまして、歌志内で民間の医療・化学系廃棄物処理施設「北海道セフティ・サービス」というのが完成した、こう書いてあるんです。

ポイントは、排ガス洗浄塔が必要だと。これはアルカリ性溶液でガスを中和して排出させるものである。もしそうでないと、ダイレクトに出てくるとその排ガスは危険であるというようなことが書いてあります。中和して出すというのがポイントのようですが、ただし、コストはこれだけで約三千万円で、処理能力は一日三トンと書いてあります。

既存の処理施設では電気集じん機からいきなり排ガスが出るケースが多い、それが問題になっているというので、どういうような問題なのかわかりませんが、そういう排ガスに中和しなければいけないということがポイントのようでした。これはコメントは要りませんよ、そう書いてあっただけですから。北海道が進んでいるのではないかという御紹介をちょっとさせていただきました。

そういう意味を含めて、処理センターの中に医療・化学系の廃棄物というものはやっぱり別に何かセットしなければいけないのかな、一般にただ焼却してしまえばいいというのではないのかなといふかということが出ておったのですから、私はこれは自分では詰めていないのでどうかなとわからなかつたんです。一応急いで御紹介をいたしました。

そこで、感染予防対策でありますが、これは厚生省の人は見つけたろうか、注射針の件。——見つけないらしい。私はこれは新聞で見たんですけれども、厚生省関係は何だか今度忙しくなつてました。だから、調べている暇がなくてわからなかつたけれども、間違いなくありました。割合最近なんですかね、注射しますと、注射針を取りますとその先のところに何かかぶさつてシヤツボがかぶるらしいんです。そうするとこれでつづ

くことはない。これは何が二割か三割高いらしいんですが、安全性を考えればこれは非常にいいと

いうので、たしかどこか国立の病院か何かでもある。もしそうでないと、ダイレクトに出てくるとその排ガスは危険であるというようなことが書いてあります。

専門業者等の資格等についてでございますが、医療機関から排出をされます廃棄物の中で、病棟で発生する給食の残渣でございますとか古くなつたシーツなど、こうした生活系のものが通常大きな割合、量を占めておるわけでございますので、これらについては通常の廃棄物処理業者あるいは市町村によって処理をされているところでございます。

また、感染性廃棄物につきましては、ガイドラインを示したということもございまして、専門の業者も育てきつある段階でございます。例えば保冷車、低温での管理ができます自動車を用いて病院から感染性廃棄物だけ収集、運搬をいたします専門業者でございますとか、あるいは感染性廃棄物を専用に焼却する炉、施設を持っております業者など感染性廃棄物の処理システムが整備をされているところでございます。厚生省といつたしましては、改正法案の特別管理廃棄物の一つといたしまして感染性廃棄物を指定いたし、その適正な処理を確保したいと考えておるところでございますが、それとあわせまして、御指摘のようになりますが、その点が非常に重要でございますので、感染性廃棄物の処理業者の質の向上なども図ってまいりたいと考へておるところでございます。

○高桑栄松君 それでは、この医療廃棄物関係のことで大臣に伺います。医療從事者の医療事故予防を含めまして、医療廃棄物の処理をしっかりとお願いしたいと思いますが、大臣の御決意というかお考へを承りたいと思います。

○国務大臣(下条進一郎君) 医療関係者の感染事故ということはこれを未然に防止しなければなりませんので、このM.R.S.Aの問題につきましては、既に二ヶ月ばかり前に厚生省の直轄の国立病院、療養所に通知を出しまして、状況を一番新しいところを把握するようにと、今調査をいたしました。

しておりまして、まず現状認識を正確にいたしました。いということで取り組んでおります。この状況に基づいて順次一般の病院の方の状況も調査し、できるだけ早く未然防止の対策を講じてまいりたいと考えております。

それからまた、医療廃棄物が原因となる感染事故の防止の見地からも、既にもう管理方法あるいはマニフェストなどを内容とするガイドラインも策定できておりまして、各都道府県及び医療関係団体を通じて関係者への周知徹底を図っております。

また、今国会に提出いたしました廃棄物処理法の改正案では、感染性廃棄物を特別管理廃棄物として指定いたしまして規制を強化することといった措定をしております。

私は、水銀乾電池を処理するのに二つの目的があつて、一つはリサイクルという目的の一つであります。もう一つは健康影響ですね、環境汚染問題があるということかと思うんです。今度の法律では減量と再生というのがうたつてあります。もちろん健康に関する環境影響もちゃんと入つてゐるんでしようね。

○政府委員(小林康彦君) 廃棄物の適正処理の中には廃棄物の再生、原料として積極的に活用することとあわせまして、人の健康を守り生活環境を守るという大きな理念、目的を掲げております。

○高桑栄松君 それでは、水銀乾電池の回収、特に水銀にウエートを置いて伺うんですが、ごみとしてのまま乾電池の回収体制がどうなつてゐるか、そのうちに中で水銀はどのように取り扱われてゐるか、それから水銀の量としてはどれくらいのものが回収利用されてゐるか、ついでに北海道のイトムカでの操業状態について伺いたいと思ひます。

○政府委員(小林康彦君) 廃棄物について排出から処分に至るまでの管理の徹底、特別の処理基準の設定等により、適正処理の確保に万全を期すこととしておりました医療廃棄物について排出から処分に至るまつた医療廃棄物について排出から処分に至るまでの管理の徹底、特別の処理基準の設定等により、適正処理の確保に万全を期すこととしておりました。都道府県等におきまして医師会、医療関係機関、市町村が協議する場を設けまして適正処理について関係者への周知徹底を図り、医療系廃棄物の適正処理の確保に努めてまいることとしており

○政府委員(小林康彦君) 乾電池につきましては、

社会的に関心があるということもございまして、市町村の中では乾電池だけ分別して収集している市町村が幾つかございます。

具体的には、平成二年六月現在、対策を講じておられます市町村二千四、市町村数にしまして六一・三%の市町村におきまして分別収集をしておりました広域回収処理計画に従いまして、お話しございました北海道にござります水銀回収施設に送りまして、そこで適切に処理しているところでございます。

乾電池の中の水銀の使用量等がどう推移しているかという点でございますが、まず昭和六十年に生活環境審議会の専門委員会の報告が出来まして、対策の第一として、乾電池中の水銀含有量の低減化を図るという方策が提言がされたわけでございますが、関係省庁と相談をしながら業界に対する指導を行つてしましました結果、乾電池一つ当たりに含まれます水銀の含有量は順次低減をされてきたところでございます。マンガン乾電池につきまして、既に平成三年四月より水銀の含有量がゼロとなっておりますし、アルカリ乾電池につきましても、平成三年度じゅうには水銀含有量がゼロとなる予定でございます。さらに、水銀電池、通常ボタン型をしておる電池でございますが、水銀電池につきましては、水銀を含まない空気電池等代替の電池に切りかえるよう指導しておりますところございまして、関係業界においてその実施に向けた努力が行われているところでございます。

これらの努力の結果、国内で流通をしております乾電池の中に含まれる水銀の総量といいますのは、昭和五十八年に六十トントでございましたが、平成二年には二十七トンに減少している状況でございます。

○高桑栄松君 ついでに、二十七トンのうちの約一割、三・五トンですから一三%が水銀として回収されていたとつけ加えさせていただきます。つまり、私が申し上げたのは、一割が回収されて

おつて九割は回収されていないということを申し上げたので、水銀を使う量が減ったというのはそれなりの意味が非常に大きいと思いますが、今のところでございます。

市町村が幾つかございます。

具体的には、平成二年六月現在、対策を講じておられます市町村二千四、市町村数にしまして六一・三%の市町村におきまして分別収集をしておりました広域回収処理計画に従いまして、お話しございました北海道にござります水銀回収施設に送りまして、そこで適切に処理しているところでございます。

乾電池の中の水銀の使用量等がどう推移しているかという点でございますが、まず昭和六十年に生活環境審議会の専門委員会の報告が出来まして、対策の第一として、乾電池中の水銀含有量の低減化を図るという方策が提言がされたわけでございますが、関係省庁と相談をしながら業界に対する

指導を行つてしましました結果、乾電池一つ当たりに含まれます水銀の含有量は順次低減をされてきたところでございます。マンガン乾電池につきまして、既に平成三年四月より水銀の含有量がゼロとなっておりますし、アルカリ乾電池につきましても、平成三年度じゅうには水銀含有量がゼロとなる予定でございます。さらに、水銀電池、通常ボタン型をしておる電池でございますが、水銀電池につきましては、水銀を含まない空気電池等代替の電池に切りかえるよう指導しておりますところございまして、関係業界においてその実施に向けた努力が行われているところでございます。

これらの努力の結果、国内で流通をしております乾電池の中に含まれる水銀の総量といいますのは、昭和五十八年に六十トントでございましたが、平成二年には二十七トンに減少している状況でございます。

○高桑栄松君 ついでに、二十七トンのうちの約一割、三・五トンですから一三%が水銀として回収されていたとつけ加えさせていただきます。つまり、私が申し上げたのは、一割が回収されて

で出してもいいと思うんだな。びっくり仰天いたしました、いかに我々医学系、健康を考える人間との理解の度合いが違うのかと。あれは、とりあえず直接の健康障害を起こすワンステップとして、ここまでは何とかしろということでありまして、中毐学とか健康の勉強をしている我々は有害物はゼロに持っていくというのが目標でございま

すから、お間違えないように。したがって、安全ということはあり得ない。有害物であれば安全ということはありません。それは、焼却炉で一緒に水銀乾電池が焼却された、どんどん大気にガスが出てきますね。それが東京じゅうを覆って、そしてそれが日本では移住させる場所がないからどうしようもないですけれども、そういうことがあります。

その事件はラブキヤナル事件でおわかりだとうんです。安全だと思つて埋め立てをして、そこに家が一千戸ぐらいも建つた。三十数年たつて有害であることがはっきりして全員を移住させた。日本では移住させる場所がないからどうしようもないですけれども、そういうことがあります。したがつて、この埋立地問題というの私たちは前から言つているのはそこなんですが、台帳をつくれど、ようやくこれは土地台帳らしいものができないようになつたのでありますけれども、したがつて、お間違になつていただきたくないのは、怨恨というの、許されるんだから出してもいいのではなくて、これはとりあえずのワンステップである。そこまでは何としてでも守れ、その下はゼロですよ、これが有害物に対する我々の考え方でございます。

それから、放置をした場合にどうなるのか。あれはこみはそのままほつておけという話でございまして、どうも質問時間がなくなつてレクチャーみたいになつて申しわけありませんけれども、ちょっとと聞いていただきたいと思います。

焼却炉の排気、排ガス中に入れてくるものの中を掘り起さなきやだめだ。

それから、「これは本当か?」とお聞きませんが、反論があるかもしれません。三・八Ppmといふデータが出たのを異常値であると言つてネグつたというのが出でるんですね。厚生省はそんなことはなきらなかつたと思いますが、出でています。

三・八Ppmというのがネグられたというんですから、上方をネグれば下方だけになつちやいります。ですから、これは多分そんなことは厚生省が意図してやつたことじやないと私は思いますが、しかし科学的なデータとしては困るわけであ

るのは焼却炉のことを言つておるわけではありませんから。

そして、東京都の環境科学研究所が調査をした結果が出ておりましたのは、一九八五年の十月のデータでありますけれども、東京都の市街地の地表の土から自然環境の六ないし七倍の水銀があることがわかつたというのです。その理由はこう書い

てあるんです。それは、焼却炉で一緒に水銀乾電池が焼却された、どんどん大気にガスが出てきますね。それが東京じゅうを覆つて、そしてそれが日本では移住させる場所がないからどうしようもないですけれども、そういうことがあります。したがつて、この埋立地問題というの私たちは前から言つているのはそこなんですが、台帳をつくれど、ようやくこれは土地台帳らしいものができないようになつたのでありますけれども、したがつて、お間違になつていただきたくないのは、怨恨というの、許されるんだから出してもいいのではなくて、これはとりあえずのワンステップである。そこまでは何としてでも守れ、その下はゼロですよ、これが有害物に対する我々の考え方でございます。

それから、放置をした場合にどうなるのか。あれはこみはそのままほつておけという話でございまして、どうも質問時間がなくなつてレクチャーみたいになつて申しわけありませんけれども、ちょっとと聞いていただきたいと思います。

焼却炉の排気、排ガス中に入れてくるものの中を掘り起さなきやだめだ。

それから、「これは本当か?」とお聞きませんが、反論があるかもしれません。三・八Ppmといふデータが出たのを異常値であると言つてネグつたというのが出でるんですね。厚生省はそんなことはなきらなかつたと思いますが、出でています。

三・八Ppmというのがネグられたというんですから、上方をネグれば下方だけになつちやいります。ですから、これは多分そんなことは厚生省が意図してやつたことじやないと私は思いますが、しかし科学的なデータとしては困るわけであ

クテリアが幾らでもあります。今の水銀は無機水銀でありますから、それは有機化することはこれも実験的にも確かめられていますから、だから土の中ではつておきますと有機水銀ができる。そうすると、それがもし入つてきますと水俣病になるわけですね。ですから、これはやつぱりほつておけない問題であるというのが私が今主張しようとしたことでございます。

しかも、せつかくのボランティア活動を有効利用し、有害物であることは間違いないですから、有害物を取り除いて、そしてそれを再利用するといううれしい気持ちでやつておられる市民活動に水を差した。ばかばかしいんじやないか。安全だからもうほつておいてもいいのかと。そんなら紙はどうするんだ、紙なんかほつておいたって、燃やしたって炭酸ガスになるだけじゃないか、ほつておいてもいいのにどうして回収するんだというへ理屈みたいな理屈がありますよね。いや、へ理屈じゃないな、これは僕が考えた理屈なんです。そういう反論があつてもいいと、こう思つたからです。有害物もほつておけと言うくらいだから、無害であれば何ぼでもほつておいてもいいじやないか、こういうことが言えるのではないか。

まだいっぽい言いたいのですが、レクチャーワーク時間が減つてしまひましたので、町田の何とかというのがあつたんですが、全部飛ばしまして、まず一つ大臣に伺いたいのは、処理困難物に指定をするというときに、所管大臣の意見を聞いて厚生大臣が指定すると書いてありました。私の日本語の解説は、聞いて指定するんだから、聞かなければ指定できない、こういうふうに思うんですけど、いかがでしようか。もしそうであるとしたら、私は厚生大臣が直接指定ができるようにしてもらいたいということでございます。

○國務大臣(下条進一郎君) 特別管理一般廃棄物は、人の健康や生活環境に被害を生ずるおそれがある一般廃棄物を指定し、厳格な管理を行おうとするものであります。先ほど来いろいろデータが出ております廃乾電池をその対象とするかどうか

かにつきましては、有害物質の含有量や排出の状況等を勘査して検討を進めてまいりたいと思っております。また、適正な処理が困難な廃棄物を厚生大臣が指定するいわゆる適正処理困難物としての要件に必ずしも合致するとは考えられないが、適正処理が全国各地で困難であるか否かという観点から、調査の対象とすべきかどうか検討してまいりたいと考えております。

なお、適正処理困難物としての指定された後ににおいて、製造事業者等への指導の観点から、事業所管大臣の協力も必要であるために、指定に際しましては事業所管大臣の意見を聞くこととしておるのでございます。

○委員長(田淵勲二君) 時間が来ておりますので……。

○高桑栄松君 今のことをもうちょっととすつきりしたいんですけども、所管大臣の意見を聞かなければ指定できないんですか。そこを伺つたつもりなんですが、そうであるとすれば、そうでないようになります。私は極めて残念な事態であります。私は、きょうは瀬戸内海国立公園内のごみの島として有名になりました香川県豊島に限つてお伺いをしていきたいと思っております。

瀬戸内海国立公園の美しい島です。ところが、中へ入つてみるとごみの山、その処理場の中はどの水たまりは本当にどす黒い水がどんとたまつて悪臭がぶんぶんと立ち込めています。しかも、堆積物はどんどんあふれて海岸までせり出しています。そして基準値を上回る鉛、はいじん、カドミ、砒素、トリクロロエチレン等水質汚染が広がってきているということ、さらには住民の健康被害が出てきているという問題で大変深刻だと思って、私も現地を見せてもらいました。

(理事竹村泰子君退席、委員長着席)

そこで、お聞きをしたいんですけども、この処理業者であります豊島総合観光開発株式会社ですか、ここ豊島観光というのが去年の十一月十六日に兵庫県警の摘発を受けましたですね。そして、ことしの七月十八日に有罪判決を受けております。香川県は昨年の十二月二十八日、廃棄物業者の許可の取り消しをやって、全面撤去に対する措置命令といふのを出したというのが現地の状況のようですが、その後の状況はどうなつてきているのか。果たして香川県のお出しになつた措置命令どおり産廃物質が撤去されているのか、そのことはどうなんですか。

○政府委員(小林康彦君) お尋ねの香川県豊島の事件でございますが、廃棄物処理業としてはミニ

す。特に、生活環境審議会の答申を大幅に後退させ、適正処理困難物の事業者による引き取り義務の設定を行わない、また激増している事業系紙のみの産業廃棄物の指定を見送ったこと、これなどは極めて重大であると考えるわけでございます。きょうはわずかな時間でございますので、問題を限つて質問したいと思っております。

最終処分地、とりわけ廃棄の最終処分地というものは大変遅をいたしております。そういうこともありまして不法投棄というのが後を絶たないと、いうのは極めて残念な事態であります。私は、きょうは瀬戸内海国立公園内のごみの島として有名になりました香川県豊島に限つてお伺いをしていきたいと思っております。

○沓脱タケ子君 それで、県の措置命令というの

は十九万八千トンのシユレッダーグラスト、これは二万トン減ったから十七万八千トンのシユレッダーグラスト、これを撤去せよというのが措置命令の内容であつたと思いますが、それはどうですか。

○政府委員(小林康彦君) シユレッターグラストの相当部分は現状においてまだ豊島にございまして、関係する方面が多いこともございまして、香川県のほか関係をいたします県、市及び排出事業者も含めましてこれらの処理について鋭意協議、指導しておるところでございます。

○沓脱タケ子君 それで、これは厚生省も産廃物質としては認めておられるんですね。これは経過、いきさつつからいりますと、先ほど同僚委員から御指摘がありましたとこでござります。

○沓脱タケ子君 それで、これは厚生省も産廃物質としては認めておられるんですね。これは経過、いきさつつからいりますと、先ほど同僚委員から御指摘がありましたとこでござります。

これまで、お聞きをしたいんですけども、この処理業者であります豊島総合観光開発株式会社ですか、ここ豊島観光というのが去年の十一月十六日に兵庫県警の摘発を受けましたですね。そして、ことしの七月十八日に有罪判決を受けております。香川県は昨年の十二月二十八日、廃棄物業者の許可の取り消しをやって、全面撤去に対する措置命令といふのを出したというのが現地の状況のようですが、その後の状況はどうなつてきているのか。果たして香川県のお出しになつた措置命令どおり産廃物質が撤去されているのか、そのことはどうなんですか。

○政府委員(小林康彦君) お尋ねの香川県豊島の事件でございますが、廃棄物処理業としてはミニ

ズによります汚泥処理に関する許可だけを持っております業者が、金属回収を行うための有価原料である、こういう名目でシユレッダーグラスト等の設定を行わない、また激増している事業系紙

の自己所有の土地に持ち込んだものでござります。本事件につきましては、香川県から報告を求めるほか、担当官を現地へ派遣し、その実態の把握に努めてきたところでございます。豊島に持ち込まれました廃棄物は、シユレッダーグラスト約十七万トンのほか、廃油ドラム缶五百二十五本、汚泥約六百トン、燃えがら約五千六百トン、水砕がらみ約一万トン、鉄の精鉱約六千トン等でございまして、このうち廃油等については一部搬出済みでございます。

○沓脱タケ子君 それで、県の措置命令といふのを撤去せよというのが措置命令の内容であつたと思いますが、それはどうですか。

○政府委員(小林康彦君) シユレッターグラストの相当部分は現状においてまだ豊島にございまして、関係する方面が多いこともございまして、香川県のほか関係をいたします県、市及び排出事業者も含めましてこれらの処理について鋭意協議、指導しておるところでございます。

○沓脱タケ子君 それで、これは厚生省も産廃物質としては認めておられるんですね。これは経過、いきさつつからいりますと、先ほど同僚委員から御指摘がありましたとこでござります。

○沓脱タケ子君 それで、これは厚生省も産廃物質としては認めておられるんですね。これは経過、いきさつつからいりますと、先ほど同僚委員から御指摘がありましたとこでござります。

これまで、お聞きをしたいんですけども、この処理業者であります豊島総合観光開発株式会社ですか、ここ豊島観光というのが去年の十一月十六日に兵庫県警の摘発を受けましたですね。そして、ことしの七月十八日に有罪判決を受けております。香川県は昨年の十二月二十八日、廃棄物業者の許可の取り消しをやって、全面撤去に対する措置命令といふのを出したというのが現地の状況のようですが、その後の状況はどうなつてきているのか。果たして香川県のお出しになつた措置命令どおり産廃物質が撤去されているのか、そのことはどうなんですか。

○政府委員(小林康彦君) お尋ねの香川県豊島の事件でございますが、廃棄物処理業としてはミニ

私は、この事態を非常に重く見たいと思ってい
ますのは、そういう事態でありながら、兵庫県、他
の県の県警の摘発でやつと現地の営業が停止され
るということになつたんです。これは大変不思議
なんですよ。こういうことが起るといふのは一
体なぜなんだという問題、これはやっぱり一つ問
題点だ。産廃の不法投棄といふのは住民には大変
被害甚大ですから、こういうことが繰り返されて
はならないと思うんですけれども、まとめて伺い
ますと、それじゃ、今回の法改正によってこんな
ばかげたようなことが規制できるのか。できます
か。

さ。豊島の事件につきましては、委託基準違反があるかどうかについてさらに事実関係を明らかにしていく必要があります。そして、排出事業者に対する措置命令は今のところ行われていない状況でございます。

しかしながら、原状回復はできる限り速やかに行う必要がありますことから、産業廃棄物の処理についての排出事業者の責任を踏まえまして、排出事業者等に対し、シユレッダーグースト等の廃棄物の搬出等を含めた原状回復措置について指導を行っているところでござります。

改正法におきましては、爆発性、毒性、感染性等の性状のため特別の管理を要する産業廃棄物にマニフェスト使用義務をつけますとともに、廃棄物の処理を委託する場合の基準を強化するなど、排出事業者に対して責任を強化することとしておりますほか、指導命令につきましての発動要件の緩和、あるいは期限を定めて発動できる等の規定を整備をいたしまして知事の権限の強化を図ったところでござります。

○沓脱タケ子君 それで、委託基準の違反があるかどうかわからないので事業者らは今のところは何もやっていない、処理業者だけが摘発されて有罪判決を受けた、こういうことなんですね。十一府県三十社に及ぶというふうに言われています。これは全部わかりますか、三十社というその排出企業はわかりますか。

○政府委員(小林康彦君) かなりの程度まで明確になつてております。

○沓脱タケ子君 それが不思議なのは、この処理業者というのは、それこそミミズの養殖の産廃の処理業者であつたんですね。だから、本来廃棄物処理業としては無許可なんです。無許可の処理業者に対しても三十社の人たちが委託をしていたといふことになれば、これは排出業者は責任がないですか。これだったら委託基準も「チマもないじやないですか。それはどうなんですか。

○政府委員(小林康彦君) 出しましたものが廃棄物で、その適正処理が図られない状態が明白な形

で契約をしているとしますと、これは明らかに委託基準違反でございます。ただ、現状としてはいろいろの形態があるようでございまして、委託基準に違反した状態での排出があつたかどうか、そのところはなお詳細に詰めるべき部分が少し残っております、現在香川県等を中心にそこの検討を行つてあるところでございます。

○番脱タケ子君 これはやはりきちんと詰めてもらわないといけないと思うんです。私はちょっと考えておかしいなと思うのは、いわゆる公害基本法あるいは公害規制のことを考えますと、これは公害の発生源者が責任を持つ、それによって被害が出た場合には被害の救済はちゃんとやらせる、そして環境破壊が起つたら当然原因者がその環境を復元するというのが普通のルールなんですね。特に不法投棄の場合でもそのことがはつきりしていないんですね。だつて、運んでいた業者が違反だつたといって摘発されて有罪になった、頼んだ人はだれも責任を問われていない、こんなことは困るんで、やはり製造者あるいは排出事業者の責任を問うという建前のきちんとした原則に立たなければならぬのではないかと思ひます。これは新しい改正法ではきちんとできますか。

○政府委員(小林康彦君) 豊島のケースにつきましては、責任の所在とともに排出事業者によります処理をさらに進めるために、香川県、関係府県市が廃棄物ごとに排出事業者と協議をする場を開設まして具体的な問題の解決に向けて積極的に対応することとしております。

今回の改正法につきましては、委託基準の明確化あるいは処理業者の許可に種類分けをしましたこと、それから原状回復についての認定の条件を緩和いたしましたことと、こうしたことに対するより迅速な対応、より明確な責任を問えるよう規定にしたところでございます。

○番脱タケ子君 それじゃ、これからそういうことはなくなるということですね。そういうふうに伺つてよろしいですか。

限の努力をしていくといつもござります。ただ、世の中には悪いことをする人というのがゼロにできるかどうかにつきましては、これは状況がいろいろございますので、そういうことが最大限起らぬよう制度及びその運用を図るという方針でまとめておるところでございます。

○沓脱タケ子君 私は、約三十社と言われている排出事業者、これは特別管理廃棄物だけではなくて、廃棄物の範囲を広げてマニフェストの制度をきちんと適用しておかなければならぬんじやないか。それをやっていたらもつと早く事前防止もできたと思ふんですが、それはいかがですか。

○政府委員(小林康彦君) マニフェストが不法投棄防止のために有効であり、あるいは事故が起こりましたときの責任の追及に有効な方法であるということは承知しておりますが、諸外国での適用範囲等の事例も見まして、今回の改正法におきましては特別管理産業廃棄物に限りましてマニフェストを法律上義務づける、こういう制度にさせていただいているところござります。その他廃棄物につきまして、必要なものにつきまして行政指導によりましてマニフェストの普及定着を図つてまいりたいと思います。

○沓脱タケ子君 これはちょっと危ないなという気がします。

時間がありませんので、特に住民の強い要求もございまして、厚生省としては大体いつまでに撤去されることを指導しておられますか。

○政府委員(小林康彦君) 関係者の協議の場を設けましたり、指導を強化することによりまして、極力迅速に原状回復が行われるように努力しているところでございます。

○沓脱タケ子君 極力極力ではないつかわからぬのですが、実際に何か十七億円ぐらいかかるそうですね。業者に運んでもらつたら五十億ぐらいかかるというんですね。通常のやり方で十七億ぐらいかかるといふんですが、これは豊島観光はそれにたえられますが、やれますか。

○政府委員(小林康彦君) 豊島総合観光開発株式会社がどこまでの能力があるかという点も含めまして、今後の解決策につきまして香川県を中心にして検討を加え、協議の場を通じまして原状回復の方策を検討しておるところでございます。

○番脱タケ子君 去年の十二月二十八日です、県が措置命令を出しているのは、いつまでたってもそんな話では、これは住民に対して厚生省は一体何をしているんだということになりますから、そ

ういう点でいつまで撤去させるということをきちんと期限を決めてやらしていく。こんな協議や協議や言って、三十社、どこやらわからぬを探して回っていたら一年や二年すぐたちますからね。そうではなくて、期限を決めて撤去させる、そういう状況が整わないならば県に代執行をさせる、代執行させてでも、こういった不法投棄の典型みたいなものについては、厚生省は断固として解決をするという姿勢を示すべきではないかなと思つんです。

時間ですので、最後に大臣にちょっとお伺いしたいんです。ここまでできたら、こういう法改正の時期でありますし、本当に厚生省はこういう不法投棄は断じて許さないんだということをきちんと住民に対して示すために県に代執行をやらしても、きちんといつまでに全部取り除くかどうか、取り除かせるということを示すべきであると思いますが、それについての御見解をお伺いしたい。

○国務大臣(下条進一郎君) 香川県の豊島事件につきましては、その規模の大きさ、また関係者の多さ等から見まして深刻な不法投棄事件であり、厚生省といたしましてもその推移に重大な関心を持つておるところでございます。

このような事件については、廃棄物処理法等に基づきまして都道府県知事が必要な措置を講ずることが基本であり、香川県を中心として関係する府県市における広域的な対応が重要であると考えております。このようなことから厚生省といたしましては、関係府県市を厚生省に招集いたしまし

て連絡調整会議を重ねてきたところでありまして、この会議において関係府県市に対し原状回復及び法の厳格な運用について連携を強化して当たるよう指示してきたところであります。その結果、処理業者や排出事業者による廃棄物の撤去も行われているところでありますか、今後とも早急に原状回復が行われるよう強力に指導をしてまいりたいと考えております。

○番脱タケ子君 それじゃ、ぜひ実現させてほしいと思うんです。ただ、一つだけ言うておきたいのは、今日でも二月二十日、三月七日には電線の処理作業、電線のくずがいまだに運ばれているんです。そういう処理作業がなお続けられているというふうに現地から聞いております。そういうことも含めまして、ぜひ大臣の御決意を実現させていただきたい。お願いいたします。

終わります。

○栗森衛君 今回の法改正に当たりまして、国民の責務を新たに規定したわけでございます。

そこで、お尋ねをしたいんですが、この法案で第二条の二において、国民の協力に当たって一般廃棄物としないで単に廃棄物とした理由は何なのか。これは産業廃棄物に関する国民の協力を求めることを想定しているのかどうか。と申しますのは、第三条の事業者の責務、そして新設して事業者に対する協力の条項がございます。ここで国民と言われる人たち、すなわち一般的に申し上げれば生活者といいますか、家庭生活を営むとの意味とは多少意味が違うだけれども、なぜここだけ一般廃棄物とも産業廃棄物とも規定していないのか、この理由についてお尋ねをしたいと思います。

○政府委員(小林康彦君) 国民の責務と並びまして事業者の責務、國及び地方公共団体の責務と並べておるわけでございますが、第二条の二で言います。企業や法人などの責任をここで、責務といふで国民と言われる人たち、すなわち一般的に申し上げれば生活者といいますか、家庭生活を営むとの意味とは多少意味が違うだけれども、なぜここだけ一般廃棄物とも産業廃棄物とも規定していないのか、この理由についてお尋ねをしたいと思います。

次に、事業系の紙ごみの処理といいますか、整理の仕方の問題でございます。私もこの問題について調査やそれからいろいろなことをやっていったわけですが、一般事務の中にいわゆるオフィスから急激に出されている紙ごみが統計上も明確な区分がない。この間、厚生省がこの種のことについて処理の基本でかなり大きな間違いと言つています。

味の国民という理解で規定をつくつておるところでございます。

○栗森衛君 三条で事業者の責務が一方でちゃんと書いてあるわけです。それで、一般的に国民と書かれてあるときに、例えば法人格であるとか企業であるとかこういうものが入るのはごく常識的にわかるのですが、この法案の中では第三条の中で事業者の責務を明確にしてあるのですか

ら、ここで言う国民の責務の中で、いわゆる廃棄物の処理責任について、例えば産業廃棄物まで入るような表現をしているというのは不適切ではないかということをお尋ねしているんです。したがつて、この部分についてもう一度見解を求めます。

○政府委員(小林康彦君) ここでの国民は生活者としての一人一人の国民と、それに加えまして事業者のような集団、あるいはそういう活動をする者も含んでの規定でございます。したがいまして、単に日常生活で出てまいりますごみだけに限らず広く廃棄物につきまして排出の抑制あるいは原料としての使用等まで、その方向を明記したものでございます。

○栗森衛君 同じ弁で単なる言い逃れにすぎないと私は思います。この辺のところはこれから見解の中で明確に、いわゆる国民と規定をしたときには一般生活者としての国民の責務、後で具体的に今度新しくつくるボランティア活動といふですか、そこでもお尋ねをしたいと思ひますが、産業廃棄物に対する一般国民の責務といふのは私はないというふうに理解をしていますから、これからの論議の中でそこは明確にしておいてほしいと思います。

生活環境審議会におきましては、大量に生じます事業系の紙、これを産業廃棄物に区分をするというのが将来の方向として一つあり得るではないか、もし今回そこまでいかないとしてもその処理の費用を排出事業者が的確に負担をするように、こういう二つの方法を審議会答申で示していただろでございます。

次に、事業系の紙ごみの処理といいますか、整理の仕方の問題でございます。私もこの問題について調査やそれからいろいろなことをやっていったわけですが、一般事務の中にいわゆるオフィスから急激に出されている紙ごみが統計上も明確な区分がない。この間、厚生省がこの種のことについて処理の基本でかなり大きな間違いと言つています。

一つは、紙ごみにつきましての処理の体系といふのは、現在において一般廃棄物の処理業、特に一般廃棄物の許可業の中で定着をしております。一般廃棄物の処理と産業廃棄物の処理、それを担つておるものでございます。この審議会の答申を受けて、オフィスから出す紙ごみ、最近の廃棄物の増量の中では極めて大きなウエートを占めています。

私どもは関係者とも十分な協議を進めてきたわけですが、一般事務の中にいわゆるオフィスから急激に出されている紙ごみが統計上も明確な区分がない。この間、厚生省がこの種のことについて処理の基本でかなり大きな間違いと言つています。

と、省庁というのは必ずそれはそんなことはないというふうに言うのでございますが、何となく私は一般論として理解できるんです。小さな事業所も含めて紙ごみが出され、そしてその紙ごみとしで出されたものの処理、これほど急激な社会の変化の中でコピーとかファックスがふえることによつて増大することの中で、調整の仕方が私はここは大きな問題ではなかつたかと思います。

しかし、今回はその紙ごみを産業廃棄物にも入れませんでした。今後の処理の仕方について、基本的に問題でございますから、いわゆるオフィスから出される紙ごみの扱いをこれからどういうふうに基本的に考えていくのか、見解をお尋ねしたいと思います。

現在そうした担当を大幅に切りかえてまで紙ごみを産廃に切りかえる必要があるかどうかという点が一つの論点でございます。産業廃棄物で予定をしております有害性あるいは大量という概念からいきまして、紙はその処理につきましてそう難しい処理という部類に入るものはございません。そういう性状の点もございまして、現在の体系の中でその扱いの充実を期す、これが現実的に一番適当な方策であろうということで、事業所から出す紙ごみにつきまして現行の扱いとおりで進もう、こういう判断をして組み立てたところでございます。

○栗森議員 私は、政令でできることをやつてい

ないことを行政の怠慢だというふうに指摘してい

るのでござります。比較的たやすいといふに

言われますが、一般廃棄物としてふえているのは

いわゆる紙ごみでございます。紙ごみの処理の仕

方も、これは燃やしてやるのか埋め立てに使うの

か、そのまま埋め立てに使ったときにどういう問

題があるかということも恐らく皆さんの中でも論

議をしていて、なかなかその区分がつかないんだ

うと思ひます。これから問題として、いわゆる

生活を原点にしたところで出すごみと事業用で

出すごみを明確にしていかないと、これから費用の問題、財政的な処理の問題、いろいろ出てき

ますから、ここは重ねて明確な処理区分を今後の

問題として求めていくということをお願いしたい

と思います。

その上で、紙ごみの処理をどうするか、排出量

抑制をどうやるかということについてお尋ねをし

たいと思います。今のように一般廃棄物として処

理が行わると、その処理費用は地方自治体が結

果として負担をすることになります。費用負担につ

いて果たして本当にそれでいいのかどうかとい

うことを考へると、私どもは、事業活動の中でお

くるものは原則はその事業者負担という立場で

やつていかないと、これらの国家財政の中でも

これは大変な問題になるんではないかという懸念

を持っています。

○栗森議員 今の点でございますが、今回の法改

正で事業者の廃棄物、いわゆる紙ごみに対する責

任はどの程度きちんとされたのかまだはつきりいた

しません。生活環境審議会の答申では、この部分

を産廃に切りかえる必要があるかどうかという点が一つの論点でございます。産業廃棄物で予定をしております有害性あるいは大量という概念からいきまして、紙はその処理につきましてそう難しい処理という部類に入るものはございません。そういう性状の点もございまして、現在の体系の中でその扱いの充実を期す、これが現実的に一番適当な方策であろうということで、事業所から出す紙ごみにつきまして現行の扱いとおりで進もう、こういう判断をして組み立てたところでございます。

○栗森議員 私は、政令でできることをやつてい

ないことを行政の怠慢だというふうに指摘してい

るのでござります。比較的たやすいといふに

言われますが、一般廃棄物としてふえているのは

いわゆる紙ごみでございます。紙ごみの処理の仕

方も、これは燃やしてやるのか埋め立てに使うの

か、そのまま埋め立てに使ったときにどういう問

題があるかということも恐らく皆さんの中でも論

議をしていて、なかなかその区分がつかないんだ

うと思ひます。これから問題として、いわゆる

生活を原点にしたところで出すごみと事業用で

出すごみを明確にしていかないと、これから費用

の問題、財政的な処理の問題、いろいろ出てき

ますから、ここは重ねて明確な処理区分を今後の

問題として求めていくということをお願いしたい

と思います。

その上で、紙ごみの処理をどうするか、排出量

抑制をどうやるかということについてお尋ねをし

たいと思います。今のように一般廃棄物として処

理が行わると、その処理費用は地方自治体が結

果として負担をすることになります。費用負担につ

いて果たして本当にそれでいいのかどうかとい

うことを考へると、私どもは、事業活動の中でお

くるものは原則はその事業者負担という立場で

やつていかないと、これらの国家財政の中でも

これは大変な問題になるんではないかという懸念

を持っています。

○栗森議員 現状の取り扱いが地方自治体ごとに

収する方もコストというのは相当違うし、またそ

れを使えるところと使えないところがあるわけ

です。この種のことについて、これからの対応の

中で非常に大切な問題だと思いますので、お尋ね

をしたいと思います。

したがって、排出量の規制とこれからの処理に正処理困難物の引き取り責任などを含めて、費用徴収を含めて出されたと思います。しかし、私の見る限りではこれは非常にあいまいだ、こういう紙ありファクス用紙あり、これによって古紙を回収する方もあるコストというのは相当違うし、またそれが、オフィス用ののみは新聞紙ありコピー用紙ありますとか処理手数料の設定であります。この種のことについて、これからの対応の中で非常に大切な問題だと思いますので、お尋ねをしたいと思います。

○政府委員(小林康彦君) 大都市を中心として近

年ごみのふえる大きな原因が事業所から出てくる

紙ごみであるというのは御指摘のとおりでござい

ます。こうした事態に対処いたしますために今回の改正法におきまして、多量に排出をする者に対する

減量化計画の策定を指示することができました

として減量化計画の策定を置きました、市町村長が個別に指導を行える規定を入れたところでございます。

費用の点につきましては、処理手数料の部分で

その表現の中に、処理費用を踏まえて適切な手数

料を設定するようについて、先生お示しの

方向、事業者がその費用を負担をし適切な処理を

するという方向を打ち出したところでございま

す。

それから、リサイクルの推進につきましては、

廃棄物再生事業者を知事の登録制にいたしました

その存在を明らかにするとともに、市町村の処理

行政に協力する体制をつくりまして紙ごみのリサイ

クルの促進を図ろう。これらの施策を通じまして

事業者は「廃棄物の減量その他その適正な処理の

確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力し

なければならぬ。」といふことになりましたが、

これが実際に廃棄物処理面でどのように効果を発

揮するのか。この規定が改定された背景には、前

にも申し上げましたように、適正処理困難物に対する

事業者の協力を求めるためにつくられたとい

うふうに私は理解していますが、この引き取り

義務が後退をしたというふうに、明確になつてい

ないといふことはそういうふうに思うわけでござ

りますが、この事業者の協力を求める中で義務規定

が、特に適正処理困難物の取り扱いについて明確になつていらないときには、どの程度の効果をこれか

ら期待できるのか、その辺についてお尋ねをしたい

と思います。

○政府委員(小林康彦君) 全般的に事業者は国及

び地方公共団体の施策に協力をしなければならぬ

という規定でございますが、その後の規定の中

で具体的に定めておりますのは、適正処理困難物

についての協力要請にござるという事業者の立

場、あるいは一般廃棄物でござりますと減量化計

画、産業廃棄物でござりますと処理計画の策定等、

すことで、市町村長の具体的指導の手段を明確に示

すことによりまして個々具体的にその地域の実情

も踏まえて市町村長が的確な指導ができる、こう

いう規定が適切ということで、先ほど申し上げた

減量化計画でござりますとか処理手数料の設定で

の勘定の要件でござりますとか、そういう規定を置いたところでございます。

○栗森議員 現状の取り扱いが地方自治体ごとに

相違があると思いますが、格差がある。

同じ法のもとでこれからやつていくときにこの状

態、もちろん、例えば大都市とか地方都市によつ

てオフィス用のごみの出方なんかも違いますから

多少の違いはあってもいいだけれども、私はか

なりの違いがあることがこれからの大きな問題だ

と思いますので、そういう意味で問題を指摘して

おきたいと思います。

○政府委員(小林康彦君) 廃棄物処理法の改正案

において、事業者にかかる廃棄物の引き取

りあるいは費用負担の責任を法の表現上課してお

りませんけれども、一つは、市町村による処理が

全国各地で困難となっているものを厚生大臣が指

定をし、その一般廃棄物につきまして事業者に対

して市町村長が適正な処理に関して必要な協力を

求めることができますこと、及び厚生大臣が指定を

いたしました一般廃棄物等の処理を行うことを業

務とする廃棄物処理センターの基金への出捐につ

いて事業者等に対し必要な協力を求めるよう努め

ること等の規定を置き、さらにオフィスからの

紙ごみにつきましては先ほどのような規定を置い

たところでございます。生活環境審議会も、将来

を見まして方策を長期的あるいは当面というよう

な形で選択肢をつけながら御提言をいただいているところもございまして、生活環境審議会の方向

に沿つての法案でまとめたという気持ちでおりま

す。

ただ、一般廃棄物につきましては、地域の実情

によりまして扱いに差が出てくる部分もございま

す。

市町村長あるいは都道府県が行います施策に対する協力を求めておるところでございます。

○栗森喬君 最後に、厚生大臣にちょっととこの辺のところの見解と決意をお伺いしたいと思います。

私は、今回の法律はそれなりに前向きであるし、一定の評価をできると思います。ところが、一番ごみが現実に入っている。事業に対する啓発とか単なる協力ではないという問題が現実にあると思うんです。そういう企業の側の責任を問うことではかなり不十分な体制になつていて、大臣として少なくとも経済界に対してもう一つ問題を提起するという考え方はあるのかないのか、その辺についてお尋ねをして、私の質問を終りたいと思います。

○国務大臣(下条進一郎君) ごみ処理の一一番の第一歩は排出する場合の減量化でございます。このためには、住民啓発活動の実施とあわせましてこれを具体的に推進するためのシステムづくり、必要な施設基盤の整備を進めることが重要でござります。

また、廃棄物処理法の改正案におきましては、市町村に廃棄物減量等推進員を設置することができることとなつております。また同時に、市町村の一般廃棄物処理計画に排出の抑制、減量化、分別収集に関する事項を定めること、また、今御指摘の多量の排出者に対しましては減量化計画の策定を指示できること等を盛り込んでいるところが今度の改正の主な点でございます。また、平成四年度の概算要求におきましても、市町村におけるごみ減量化のためのシステムづくりやリサイクルのための施設整備などに対する補助の大幅な充実を要求するなどいたしましてその強力な対策を進めてまいりたい、このよう

に考えております。

○勝木健司君 今回のこの廃掃法改正案、また先国会で成立をいたしました再生資源の利用の促進に関する法律によりまして、政府は何とかこの廃棄物の問題の解決を図ろうとしておられるわけでありますけれども、この二つの法律によりましていずれも国の役割や権限というものが増大するこの背景にあると思います。

しかし、廃棄物処理あるいはリサイクルへの対応は、今後も地方自治体や企業の自主的な自發的な取り組みと、そしてまたさまざまな市民団体あるいは消費者グループの参加に大きな期待をかけないわけにはいかないのであります。國の役割といふものは、そいつた意味では企業、自治体、市民団体あるいは地域社会の廃棄物問題に対する取り組みをより一層活性化していく、そして実りあるものにすべきであるとの意見があるわけあります。今回この廃掃法を抜本的に改正しようとする厚生省の廃棄物行政についてはどのように考えられておるのか、厚生大臣にお伺いをしたい

といふふうに思います。

○国務大臣(下条進一郎君) 廃棄物の問題は社会問題化しておりますし、しかも今その処理がいろいろの点で制度上不備があります。そのため、またそれが問題を生ずるというようになつておりますので、今回ここに法の整備をお願いした次第でございます。

廃棄物の極めて急激な増高と、加えて処理施設の不備等、あるいはまたその管理の不備等が問題になつておりますので、今回ここに法の整備をお願いした次第でございます。

○勝木健司君 廃棄物がそれぞれのメーカーの段階の御協力を得ながらリサイクルを持つておけるように、廃棄物がそのまま第一には、御承知のように、廃棄物を出すところでの縮小を図るように協力を要請するということでございます。それから次に、出ました

おります。

さらにまた、産業廃棄物のよつた量の大きなものであり、処理がなかなか難しいものにつきましたは、その責任者の責任を明確にするということであります。それで、その処理についての処理業者の許可制を導入するというような手順を設けるなど、さらにまた一般廃棄物の中で処理困難なものとは明らかであります。廃棄物問題がますます広域的あるいは全国的な性格を強めている状況がその背景にあると思います。

しかし、廃棄物処理あるいはリサイクルへの対応は、今後も地方自治体や企業の自主的な自發的な取り組みと、そしてまたさまざまな市民団体あるいは消費者グループの参加に大きな期待をかけないわけにはいかないのであります。國の役割といふものは、そいつた意味では企業、自治体、市民団体あるいは地域社会の廃棄物問題に対する取り組みをより一層活性化していく、そして実りあるものにすべきであるとの意見があるわけあります。今回この廃掃法を抜本的に改正しようとする厚生省の廃棄物行政についてはどのように考えられておるのか、厚生大臣にお伺いをしたい

といふふうに思います。

○国務大臣(下条進一郎君) 廃棄物の問題は社会

問題化しておりますし、しかも今その処理がいろいろの点で制度上不備があります。そのため、またそれが問題を生ずるというようになつておりますので、今回ここに法の整備をお願いした次第でございます。

○勝木健司君 過去三年間の厚生省の廃棄物処理

施設の補助金を見てみると、平成元年は七百六十億円、平成二年七百八十一億円、平成三年八百八十億円となつておるわけでありますけれども、この予算で果たして廃棄物処理施設の整備がどの程度進んでいるのかお伺いをしたい。

特に、ごみ処理施設建設のためには國の補助金

がその事業を当然整備すると思われるわけであ

りますけれども、平成二年、平成三年の二年間で

予定されていた百七カ所の建設予定のごみ処理

施設について、予算不足から完成が来年以降になつておるというふうに聞いております。また、

平成四年度以降にも完成予定であります五十五

カ所についても予算不足から補助金を減額せざるを得なかつたということで、完成がおくれる可能

性が強いというふうに思うわけであります。こ

のような状況につきましても厚生省はどのように考えておられるのか、あわせてお伺いをいたします。

○政府委員(小林慶彦君) 廃棄物処理施設の整備につきましては、市町村からの要望が年々増加しているところでございますが、平成二年度までは

市町村が必要とする施設整備はまずまずとい

べルで推進されてきたと考えております。

でありまして、特に政治力の介入を排除すればこの予算程度は確保できるのではないかというふうに私は思うわけありますけれども、お伺いをしたい。

そしてまた、今年度から始まります公共事業五カ年計画では、やはりこの土木事業系統が優遇をされておりまして、廃棄物関係は総予算の中でわずか七%余りにしかすぎないわけになります。これもあわせて大蔵省の見解をお伺いをいたします。

○説明員(渡辺裕泰君) お答え申し上げます。

廃棄物処理施設整備費のまず三年度予算でござりますけれども、公共事業費の総額の伸び率五・三%を大幅に上回る一二・七%増の八百八十億円を確保しまして、廃棄物処理施設整備費予算の充実を図ったところでございます。先ほど道路等の方が優遇されているのではないかというお話をございましたが、伸び率からいたしますと道路は五・四%でございまして、廃棄物の一二・七%増というのは大変目立つた伸び率になつておると私は考えておる次第でございます。

それからまた、公共事業の五カ年計画のお話がございまして、廃棄物処理施設につきましても、平成三年度から七年度にかけまして五カ年計画を策定いたしたところでございます。この計画倍率も他のものと比べて決して遜色のあるようなものではないというふうに私どもは考えておる次第でございます。

それから、四年度予算につきましては、概算要求を受け取つたばかりでございます。今後、要求内容等を関係省庁と御相談しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○勝木健司君 次に、今回の改正案で最も注目されているものの一つに、製造者等の廃棄物処理に関する協力があるわけであります。これは厚生大臣が市町村による適正な処理が困難となつて有一般廃棄物を指定し、指定を受けた廃棄物になる前の製品の製造者等は市町村の処理に協力をす
る、また厚生大臣は事業所管大臣に対し、製品の

材質、処理方法の表示等について製造者等への指導を要請するというものであります。このようない協力要請制度は、適正処理困難物を事業者に回収もしくは処理経費負担を求める事業者責任制度といつものが一部業界、経済界の反発で後退を余儀なくされた結果であると伝えられておるわけであります。その言い分は、二つの適正処理、再利用及び減量には積極的に取り組むことはやぶさかではないが、しかしこの種の企業責任を法律によつて命ずるのは適切とは言えず、また実態にもそぐわないというものであつたと言われておるわけであります。

こうした背景を伴います協力要請制度であります。そのため、その実効性を担保するために厚生省はどのように施策を考えられておられるのか、また市町村に協力しない事業者への対応はどうするのであるか、お伺いをいたしたいというふうに思います。

○政府委員(小林康彦君) 改正法案におきましては、市町村の責任においてその処理計画を策定することになります。この処理計画に基づいて処理が行われるわけでございます。その形態といたしましては、市町村によります直営での処理のほか、業者への委託により行われるもの、あるいは許可業者により行われるもののがござります。産業廃棄物につきましては、事業者がそのまま業廃棄物をみずから処理しなければならないことが定められております。この場合においてみずから処理することの中には、みずからの費用負担で許可業者や産業廃棄物処理施設を設置しております地方公共団体に委託をして処理することも含まれているところでございます。

今回の改正法案におきまして、この一般廃棄物及び産業廃棄物の基本的な処理責任の考え方には変更はございませんが、特に事業者の責任を強化するための改正を行つておるところでございましてただけるものと考えております。

なお、仮に製造者等が市町村の協力要請に応じない場合には、厚生大臣から事業所管大臣へ協力要請をした場合は確實にこたえていただけるものと考えております。

幾つかのポイントがございますが、一つは、多量の廃棄物を排出する事業者に対しまして市町村長や都道府県知事が減量化計画の策定等を指示できること、二点目は、市町村では処理が困難な一般廃棄物を厚生大臣が指定をいたしまして、その処理に当たつて市町村が製造業者等に協力を求めることができること、三点目は、特別管理を要する産業廃棄物につきまして管轄責任者の設置を義務づけ、その処理の委託に当たりまして廃棄物の流れを管理するためのマニフェスト方式を制度化する、これらの規定を設けたところでござります。

○政府委員(小林康彦君) 産業廃棄物についての改正法では、産業廃棄物の事業者による自己処理責任について規定をしておるが、事業者にあるのか、あるいは地方自治体にあるのかはつきりわからぬ点があります。そこで、まず一般廃棄物と産業廃棄物とそれぞれの処理責任はだれにあるのか、お伺いをいたしました

い。また、今回の改正点でこの点はどう対応されるのか、御説明いただきたいというふうに思いました。

○政府委員(小林康彦君) 一般廃棄物につきましては、市町村の責任においてその処理計画を策定することになります。この処理計画に基づいて処理が行われるわけでございます。その形態といたしましては、市町村によります直営での処理のほか、業者への委託により行われるもの、あるいは許可業者により行われるもののがござります。産業廃棄物につきましては、事業者がそのまま業廃棄物をみずから処理しなければならないことが定められております。この場合においてみずから処理することの中には、みずからの費用負担で許可業者や産業廃棄物処理施設を設置しております地方公共団体に委託をして処理することも含まれているところでございます。

今回の改正法案におきまして、この一般廃棄物及び産業廃棄物の基本的な処理責任の考え方には変更はございませんが、特に事業者の責任を強化するための改正を行つておるところでございましてただけるものと考えております。

なお、仮に製造者等が市町村の協力要請に応じない場合には、厚生大臣から事業所管大臣へ協力要請をした場合は確實にこたえていただけるものと考えております。

そこで、まずこの委託処理の割合はどのくらいなのか、また処理業者の企業規模はどのくらいなのか、簡潔にお伺いをしたいというふうに思いました。

また、あわせて、厚生省は産業廃棄物処理業者に対する総合的な振興、育成策を検討しているともお聞きをしておりますので、こうした支援策についてもと早急に行つておれば今日の深刻な産業廃棄物問題は回避できたというふうに考えるわけありますけれども、産廃処理業者の振興、育成策をどのように検討しておられるのか、御説明いただきたいというふうに思います。

○政府委員(小林康彦君) 廃棄物処理法におきましては、産業廃棄物についての排出事業者による処理の原則を十条一項で定めておりますが、その趣旨は、事業者が自己が排出いたしました産業廃棄物をみずから処理するかみずから処理しない場合にはその者の負担で処理業者等に適切に委託して処理させること、こういうことで事業者責任を果たさせようとしておる規定でございます。

委託処理の割合は近年高まつております。廃棄物処理法上届け出をする産業廃棄物処理施設における処理実態から見ますと、委託処理の割合は全産業廃棄物のうち約四〇%程度に達している状況でございます。

処理業者の企業規模のお尋ねがございましたが、資本金一千円程度、従業員数二十人程度の中、中小企業が多く、他の類似業種の企業と比較をいたしましたときに規模が小さいという状況でございます。

産業廃棄物処理業者の振興、育成策につきまして、現在の改正法では産業廃棄物処理業について、悪質な業者の参入の排除に努めますとともに、業の許可を更新制、期限をつけるという制度に切りかえますとともに、許可に当たつての欠格条件を強化するなどの措置を図ることいたしました。特別に管理を要する産業廃棄物を処理する業者につきまして、新たに特別管理産業廃棄物処理業という処理業の許可制度を設けまして優良な業者を

育成することとしております。

平成四年度の予算要求をおきました。産業廃棄物処理業者がまとまる総合的な産業廃棄物処理施設の整備を行います場合に低利の融資を行います。税制上の優遇措置を講じられるよう要望しておりますほか、これらの整備のための資金借り入れについての債務保証や利子補給等の事業振興措置を行う財團を新たに設立をいたしまして、その財團に対しまして税制上の優遇措置を講ずるよう要望しておりますところでございます。

規制及び振興策によりまして、今後とも産業廃棄物処理業者の健全な振興、育成に努めてまいりたいと考えております。

○勝木健司君 もう時間が来ていますので、最後に外務省と厚生省にお伺いしたいと思います。バーゼル条約についてでございますが、バーゼル条約は早急に批准すべき条約と思われるわけでありますけれども、次の通常国会で批准する準備はされておられるかどうか、外務省にお尋ねをしたいというふうに思います。

また、あわせて厚生省に、バーゼル条約を批准するためには国内法の整備が当然必要になつてゐるわけでありますが、その場合のマニフェスト制度の適用廃棄物は今回の廃棄物処理法の改正の中

で適用されている廃棄物以外にも広がる可能性があるのかどうか、お尋ねをいたしたいというふうに思います。

○説明員(花角和男君) 先生御指摘のバーゼル条約につきましては、その重要性を十分認識しているところでございます。現在、政府部内で条約上の義務及びその履行を担保するための国内法令等につき鋭意検討中でございます。外務省といたしましては、国内制度の整備に関する関係各省庁の協力も得まして、できるだけ早期に締結できるよう検討を進めていきたいと考えております。

時期につきましては、現時点で明確に申し上げることは非常に難しいところでございますけれども、次期通常国会に提出する可能性も含めまして、できるだけ早期に提出したいというふうに考えて

おります。

○政府委員(小林康彦君) バーゼル条約の内容につきましては、現在、外務省等の関係省庁と検討を行っているところでございまして、最終的にど

ういう国内法体制が必要かまだ確定していない状況でございますが、条約の批准のためには国内の

廃棄物処理と整合性のとれた廃棄物の輸出入の管理等に関する法律上の手当が必要であると考えております。

特別管理廃棄物につきまして、現在法律の上で規定をいたし、その具体的な内容を今後定めていくことにしております。特別管理廃棄物とバーゼル条約で輸出入管理をいたしますものと必ずしも一致する必要はないという予測のもとの作業を行っておりますが、バーゼル条約で掲げております廃棄物リストにつきましては、年次計画を策定いたしまして調査を行つた上で、必要なものを特別管理廃棄物として指定していく方針でございます。

○委員長(田淵勲二君) 本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時五分散会

分のうちの下に「痴呆の状態にある老人の心身の特性に応じた適切な看護が行われるものと含む。」に係る部分(附則第七条において「老健法第四十八条改正規定中痴呆性老人部分」という。)及び「を加え、「及び」「並びに」「に」「附則第十五条」を「附則第十六条」に、「附則第十六

条」を「附則第十七条」に、「附則第十八条及び第十九条」を「附則第十九条及び第二十条」に改め、「附則第十九条を附則第二十条とし、附則第七条から附則第十八条までを一条ずつ繰り下げる。

附則第六条中「施行日以後」を「施行日(老健法第四十八条改正規定中痴呆性老人部分について)以後」に改め、同条を附則第六条とする。

附則第四条中「第一条の規定による改正後の老人保健法(以下「新老健法」という。)」を「新老健法」に改め、同条を附則第五条とする。

附則第三条を附則第四条とし、附則第二条の前の見出しを削り、同条を附則第三条とし、附則第一条の次に次の見出し及び一条を加える。

(検討等)

第二条 第一条の規定による改正後の老人保健法(以下「新老健法」という。)第二十八条の二の規定の適用に当つて、一部負担金の額が老人の負担能力等を考慮して過大な負担になるおそれが生ずる場合においては、一部負担金の額の改定措置の在り方について総合的に検討が加えられ、その結果に基づき、必要な措置が講ぜられるべきものとする。

2 前項に規定するもののほか、老人保健法による老人保健制度については、老人保健制度の目的を踏まえ、この法律の施行後の老人保健制度の実施状況、老人医療費の動向、社会経済情勢の推移等を勘案し、給付及び費用の負担の在り方について検討が加えられるべきものとする。

この修正の結果必要となる経費は、精神病院の老人性痴呆疾患療養病棟の病床数が一万床の場合は、平年度において約五十億円の見込みである。

九月二十日本委員会に左の案件が付託された。

一、廃棄物の適正処理等に関する法律案(浜本万三君外五名発議)

二、廃棄物の適正処理等に関する法律案(浜本万三君外五名発議)

三、廃棄物の適正処理及び清掃に関する法律案(昭和四十年法律第百三十七号)の全部を改正する。(検討等)

第一章 総則(第一条—第十条)

第二章 産業廃棄物

第一節 通則(第十一条—第十四条)

第二節 産業廃棄物の処理(第十五条—第二十五条)

第三章 一般廃棄物

第一節 一般廃棄物の処理(第五十一条—第五三十六条)

第二節 特定有害物質使用製品の回収等(第十四十九条)

第三節 一般廃棄物

第一節 一般廃棄物の処理(第五十二条—第五五十九条—第六十一条)

第二節 特定有害物質使用製品の回収等(第十八条)

第三節 一般廃棄物

第一節 一般廃棄物の処理(第六十二条—第六六十八条)

第四節 一般廃棄物処理施設(第六十九条—第七十七条)

第四章 廃棄物処理センター(第七十八条—第八十八条)

該産業廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第二百三十六号)に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。)に従わなければならぬ。

2 特定有害物質の貯蔵を行いう場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

(産業廃棄物処理計画)

第十三条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の産業廃棄物の適正処理を確保するため、産業廃棄物の減量及び処理に関する計画を定めなければならない。

2 前項の計画(以下「産業廃棄物処理計画」といふ。)には、厚生省令で定めるところにより、当該都道府県の区域内の産業廃棄物の減量及び処理に關し、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 産業廃棄物の発生量及び処理量の見込み
二 産業廃棄物の減量及びその適正処理に関する基本的事項
三 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項
四 産業廃棄物の再資源化に関する事項
五 その他産業廃棄物の減量及び処理に関する必要な事項

3 都道府県知事は、産業廃棄物処理計画を定める場合には、あらかじめ、公害対策基本法(昭和四十二年法律第二百三十二号)第二十九条の規定による都道府県公害対策審議会の意見を聽かなければならぬ。

(事業者への指導等)

第十四条 都道府県知事は、産業廃棄物処理計画を達成するため、産業廃棄物を生ずる事業者に對し、その産業廃棄物の減量又は再資源化に関する計画を作成し、及び当該計画に即してその産業廃棄物の減量又は再資源化を実施するよう指導し、及び助言することができる。

第二節 産業廃棄物の処理

(事業者) 第十五条 事業者は、次に掲げる場合を除き、自

らその産業廃棄物の処理を行わなければならない。

一 その産業廃棄物の運搬又は処分を、他人の

産業廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる者であつて委託しようとする産業廃棄物の運搬又は処分がその事業の範囲に含まれるものに委託する場合

二 その特定有害物質の貯蔵を公告防止事業団に委託する場合

三 産業廃棄物の処理を行なう場合

四 産業廃棄物の保管、運搬若しくは処分又はその有害物質の貯蔵が第二十二条第一項又は第二項の政令で定める基準に適合していないと認めるときは、当該事業者に対し、その産業廃棄物の保管、運搬若しくは処分又はその特定有害物質の貯蔵の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(積荷目録)

第十九条 事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を第三者に委託する場合には、当該産業廃棄物(以下この節において「委託物」という。)の引渡しの相手方である者に対し、厚生省令で定めるところにより、その性状に応じてこん包し、危険有害廃棄物である旨を表示する等必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、厚生省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、産業廃棄物の処理について厚生省令で定める事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。

(産業廃棄物処理責任者)

第十六条 事業者は、その事業活動に伴つて生ずる産業廃棄物の処理を行うための産業廃棄物処理施設をその事業場内に設置するときは、当該事業場に係る産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、産業廃棄物処理責任者を置かなければならぬ。ただし、自ら産業廃棄物又は危険有害廃棄物である産業廃棄物にあつてはその旨

二 委託物の種類、性状、組成、荷姿、数量及び重量並びに特定有害物質を含有する産業廃棄物又は危険有害廃棄物である産業廃棄物にあつてはその旨

三 受託者(産業廃棄物の処理の委託を受ける者)の氏名

2 前項の引渡しの相手方である受託者は、厚生省令で定めるところにより、当該委託物に係る積荷目録の一葉を委託者に返付しなければならない。

3 受託者は、引渡しを受けた委託物と当該委託物に係る積荷目録の記載事項が一致しないときは、厚生省令で定めるところにより、その旨を当該積荷目録に記載しなければならない。

2 前項の報告を受けた都道府県知事は、厚生省令で定めるところにより、当該報告の内容を、当該報告に係る委託物の最後の段階の処理が行われたと認められる施設がある地を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。

によるその産業廃棄物の保管、運搬若しくは処分又はその有害物質の貯蔵が第二十二条第一項又は第二項の政令で定める基準に適合していないと認めるときは、当該事業者に対し、その産業廃棄物の保管、運搬若しくは処分又はその特定有害物質の貯蔵の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

4 受託者は、委託物の処理を行つたときは、当該委託物に係る積荷目録に当該処理の内容を記載しなければならない。

5 受託者は、委託物に係る次の段階の処理を行うべき受託者に対し、厚生省令で定めるところにより、当該委託物の引渡しの際、当該委託物に係る積荷目録を交付しなければならない。

6 第二項の規定は、前項の引渡しの相手方である者について準用する。この場合において、「委託者」とあるのは「当該引渡しを行つた受託者」と読み替えるものとする。

7 委託物に係る最後の段階の処理を行つべき受託者は、当該処理を行つたときは、厚生省令で定めるところにより、遅滞なく、当該委託物に係る積荷目録を委託者に回付しなければならない。

8 第二項の規定は、前項の引渡しの相手方である者について準用する。この場合において、「委託者」とあるのは「当該引渡しを行つた受託者」と読み替えるものとする。

9 受託者は、前項の通知を受けたときは、厚生省令で定めるところにより、その旨を委託者に通知しなければならない。

10 受託者は、前項の通知を受けたときは、厚生省令で定めるところにより、その旨を委託者に通知しなければならない。

11 受託者は、前項の通知を受けたときは、厚生省令で定めるところにより、その旨を委託者に通知しなければならない。

12 受託者は、前項の通知を受けたときは、厚生省令で定めるところにより、その旨を委託者に通知しなければならない。

13 受託者は、前項の通知を受けたときは、厚生省令で定めるところにより、その旨を委託者に通知しなければならない。

14 受託者は、前項の通知を受けたときは、厚生省令で定めるところにより、その旨を委託者に通知しなければならない。

15 受託者は、前項の通知を受けたときは、厚生省令で定めるところにより、その旨を委託者に通知しなければならない。

16 受託者は、前項の通知を受けたときは、厚生省令で定めるところにより、その旨を委託者に通知しなければならない。

17 受託者は、前項の通知を受けたときは、厚生省令で定めるところにより、その旨を委託者に通知しなければならない。

18 受託者は、前項の通知を受けたときは、厚生省令で定めるところにより、その旨を委託者に通知しなければならない。

19 受託者は、前項の通知を受けたときは、厚生省令で定めるところにより、その旨を委託者に通知しなければならない。

20 受託者は、前項の通知を受けたときは、厚生省令で定めるところにより、その旨を委託者に通知しなければならない。

21 受託者は、前項の通知を受けたときは、厚生省令で定めるところにより、その旨を委託者に通知しなければならない。

22 受託者は、前項の通知を受けたときは、厚生省令で定めるところにより、その旨を委託者に通知しなければならない。

23 受託者は、前項の通知を受けたときは、厚生省令で定めるところにより、その旨を委託者に通知しなければならない。

24 受託者は、前項の通知を受けたときは、厚生省令で定めるところにより、その旨を委託者に通知しなければならない。

25 受託者は、前項の通知を受けたときは、厚生省令で定めるところにより、その旨を委託者に通知しなければならない。

26 受託者は、前項の通知を受けたときは、厚生省令で定めるところにより、その旨を委託者に通知しなければならない。

27 受託者は、前項の通知を受けたときは、厚生省令で定めるところにより、その旨を委託者に通知しなければならない。

28 受託者は、前項の通知を受けたときは、厚生省令で定めるところにより、その旨を委託者に通知しなければならない。

29 受託者は、前項の通知を受けたときは、厚生省令で定めるところにより、その旨を委託者に通知しなければならない。

第二十二条 委託者は、相当の期間内に第十九条

第七項の規定による積荷目録の回付を受けなかつたときその他委託に係る処理が適正に行われなかつたおそれがあると認めるときは、厚生省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を、同条第二項の規定により返付された積荷目録及び同条第七項の規定により積荷目録を回付された場合にあつては当該積荷目録の写しを添付して、同条第一項の引渡しが行われた地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた都道府県知事は、厚生省令で定めるところにより、当該報告の内容を、関係都道府県知事に通知しなければならない。

(厚生省令への委任)
第二十三条 積荷目録の種類、様式その他積荷目録に關し必要な事項は、厚生省令で定める。

(公害防止事業団による貯蔵)
第二十四条 公害防止事業団は、特定有害物質の貯蔵に關し、その無害化、再資源化等の処理を行つことができる。

(地方公共団体による処理)

第二十五条 都道府県は、産業廃棄物処理計画に即して、産業廃棄物の処理をその事務として行うことができる。

2 市町村は、産業廃棄物処理計画に即して、單独に又は共同して、一般廃棄物と併せて処理することができる産業廃棄物の処理その他の市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行うことができる。

3 都道府県又は市町村は、条例で定めるところにより、当該都道府県又は市町村が行う産業廃棄物の収集、運搬及び処分に要する費用(産業廃棄物の処理施設の設置に要する費用を含む)を徴収するものとする。

(許可)
第三節 産業廃棄物処理業

第二十六条 産業廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行おうとする者は、次に掲げる場合を除き、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

一 事業者がその産業廃棄物を自ら運搬し、又は処分する場合

二 第七十八条第一項の指定を受けた産業廃棄物処理センターが産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行う場合

三 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第三条第十号に規定する廢油の収集、運搬又は処分を行う場合

四 都道府県知事の認定を受けた者が、再生利用されることが確実であると都道府県知事が認める産業廃棄物のみの収集、運搬又は処分を業として行う場合

五 前各号に掲げる場合のほか、厚生省令で定める場合

(許可の申請)
第二十七条 前条の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

二 収集、運搬又は処分の別及びその事業の範囲

(許可の条件)

第二十九条 第二十六条の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付し、及びこれを変更することができる。

(許可の有効期間)
第三十条 第二十六条の許可の有効期間は、当該許可の日から起算して、産業廃棄物の収集又は運搬を業とする者にあつては三年、産業廃棄物の処分を業とする者にあつては五年とする。

2 第二十六条の許可の有効期間の満了後引き続き当該許可に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を業とする者にあつては五年とする。

六 前各号に掲げる事項のほか、厚生省令で定める事項

七 前項の申請書には、事業計画の概要を記載し

た書類その他厚生省令で定める書類を添付しなければならない。

(許可の基準)

第二十八条 都道府県知事は、第二十六条の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

一 その事業の用に供する施設及び申請者の能力が厚生省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ロ 第三十六条第一項又は第六十七条第一項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者

ハ その業務に關し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ニ 法人であつて、その役員又は政令で定める使用者のうちにイからハまでのいずれかに該当する者であるもの

ホ 個人であつて、政令で定める使用者のうちにイからハまでのいずれかに該当する者であるもの

(許可の条件)

第三十一条 第二十六条の許可を受けた者(以下「産業廃棄物処理業者」という。)は、その産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、都道府県知事の許可を受けるなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

2 第二十八条及び第二十九条の規定は、前項の許可について準用する。

(氏名等の変更)

第三十二条 産業廃棄物処理業者は、氏名その他の厚生省令で定める事項を変更したときは、厚生省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(事業の休止及び廃止)

第三十三条 産業廃棄物処理業者は、その産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、厚生省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(業務)

第三十四条 産業廃棄物処理業者は、産業廃棄物の収集、運搬又は処分を再委託してはならない。

ただし、産業廃棄物の運搬を政令で定める基準に従つて再委託する場合その他厚生省令で定め

定めるところにより、許可の有効期間の更新を受けなければならない。この場合においては、第二十八条の規定を準用する。

3 第二十六条の許可の有効期間の満了の日までに有効期間の更新の申請があつた場合において、その申請についての処分がなされるまでの間は、従前の許可は、同条の許可の有効期間の満了後も、なおその効力を有する。

4 第二項の規定により更新を受けた場合における第二十六条の許可の有効期間は、当該更新前にあつては三年、産業廃棄物の処分を業とする者にあつては五年とする。

る場合は、この限りでない。
第二十五条 第三項の規定は、産業廃棄物処理業者について準用する。

(措置命令)

都道府県知事は、産業廃棄物処理業者による産業廃棄物の収集、運搬又は処分が第十二条第一項の政令で定める基準に適合していないと認めるときは、当該産業廃棄物処理業者に対し、その産業廃棄物の収集、運搬又は処分を命ずることができる。

(許可の取消し等)

第三十六条 都道府県知事は、産業廃棄物処理業者が、第二十八条第二号いかから今までのいずれかに該当するに至ったとき、又はその業務に関し、この法律、この法律に基づく処分若しくはこの法律の規定により許可に付した条件に違反する行為をしたときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、当該処分を受けるべき者にその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えるなければならない。

(第四節 産業廃棄物処理施設)

(設置の許可)

第三十七条 産業廃棄物処理施設を設置しようとするとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けるところにより、都道府県知事の許可を受けるなければならない。

(許可の申請)

第三十八条 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書及び第七十八条第一項の指定を受けた廃棄物処理センター以外の者には厚生省令で定める経理的基礎を証する書面を都道府県知事に提出しなければならない。

当たっては、前条第三項の規定により行われた調査、予測及び評価につき審査し、当該審査の結果を十分考慮しなければならない。

(処理能力等の変更)
第四十条 第三十七条の許可を受けた者（以下「産業廃棄物処理施設設置者」という。）は、許可に係る産業廃棄物処理施設について第三十八条第一項第四号又は第五号に掲げる事項の変更をしようとするときは、厚生省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならぬ。

2 「産業廃棄物処理施設設置者」という。（以下「産業廃棄物処理施設設置者」）は、許可に係る産業廃棄物処理施設について第三十八条第一項第四号又は第五号に掲げる事項の変更をしようとするときは、厚生省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならぬ。

第四十四条 産業廃棄物処理施設設置者は、厚生省令（産業廃棄物の最終処分場については、總理府令・厚生省令）で定める技術上の基準に従い、その産業廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。

(維持管理等)

2 産業廃棄物処理施設設置者は、厚生省令で定めるところにより、毎月、その産業廃棄物処理施設における産業廃棄物の処分の状況について、都道府県知事に報告しなければならない。

(技術管理者)

2 第三十八条第三項及び前条の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第三十八条第三項中「施設の設置」とあるのは、「事項の変更」と読み替えるものとする。

3 産業廃棄物処理施設設置者は、第一項ただし書の厚生省令で定める軽微な変更をしたときは、厚生省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 第四十二条 第二項ただし書の厚生省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 技術管理者は、厚生省令で定める資格を有する者でなければならない。

(許可の取消し等)

2 第四十六条 都道府県知事は、産業廃棄物処理施設の構造又は維持管理が第三十九条第一項第一号又は第四十四条第一項の厚生省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、当該施設に係る第三十七条の許可を取り消し、又は当該産業廃棄物処理施設設置者に対する該施設につき必要な改善を命じ、若しくは期間を定めて当該施設の使用の停止を命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により産業廃棄物処理施設に係る第三十七条の許可の取消し又は当該施設の使用の停止の処分をしようとするときは、あらかじめ、当該処分を受けるべき者にその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(承継)

(第四十二条 産業廃棄物処理施設の譲渡し及び譲り受け)

2 第四十三条 産業廃棄物処理施設の譲渡し又は産業廃棄物処理施設設置者についての相続若しくは合併があつたときは、当該産業廃棄物処理施設を承継する。

2 前項の規定により産業廃棄物処理施設設置者の地位を承継した者は（譲受人を除く。）は、退滞する。

(施設の廃止等)

(施設の廃止等)

第四十七条 産業廃棄物処理施設設置者は、その産業廃棄物処理施設を休止し、又は廃止しようとするときは、厚生省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(災害防止措置命令)

第四十八条 都道府県知事は、産業廃棄物処理施設である最終処分場について、第四十六条第一項の規定により当該施設に係る第三十七条の許可を取り消し、又は前条の規定による廃止の届出を受けた場合において、当該施設に係る災害を防止するため必要があると認めるときは、当該処分を受けるべき者又は当該届出をした者に対する必要な限度において、災害の防止のための措置を講ずべきことを命ずることができる。

第四十九条 災害防止事業団、都道府県又は市町村は、厚生省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けて、産業廃棄物処理施設(公害防止事業団が設置する産業廃棄物処理施設にあっては、第二十四条第二項の規定により特定有害物質を処理するための施設に限る)を設置し、又は当該産業廃棄物処理施設に係る第三十八条第一項第四号若しくは第五号に掲げる事項の変更(第四十条第一項ただし書の厚生省令で定める軽微な変更を除く)をすることができる。

第二章 一般廃棄物

第一節 一般廃棄物の処理

第五十条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の収集、運搬又は処分を地方公共団体以外の者に委託する場合には、

廃棄物の適正処理を図るために、一般廃棄物の減量及び処理に関する計画を定めなければならない。

4 前項の規定により委託を受けた者は、第一項の政令で定める基準に従い、一般廃棄物の収集、運搬又は処分を行わなければならない。

(住民の義務)

該市町村の区域内の一般廃棄物の減量及び処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
二 一般廃棄物の減量及び適正処理に関する基本的事項
三 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
四 一般廃棄物の分別収集その他一般廃棄物の収集及び運搬の事業の実施に関する事項
五 一般廃棄物の中間処理及び最終処分の事業の実施に関する事項
六 適正処理が困難な一般廃棄物の処理に関する事項

七 一般廃棄物の再資源化に関する事項
八 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
九 その他一般廃棄物の減量及び処理に関する必要な事項

(市町村による処理)

第五十一条 市町村は、一般廃棄物処理計画に基づき、政令で定める基準(当該基準において海

洋を投入処分の場所とすることができる一般廃棄物を定めた場合における当該一般廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く)に従つて、一般廃棄物を生じた公害防止事業団、都道府県及び市町村について、準用する。

第三章 一般廃棄物

し、当該表示を行つべきことを命ずることができる。

3 厚生大臣は、製造業者等が前項の命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

(危険有害廃棄物に関する住民等の義務)

該市町村が行う事業系一般廃棄物を排出する場合には、政令で定めるところにより、その性状に応じてこん包し、危険有害廃棄物である旨を表示する等必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、危険有害廃棄物である事業系一般廃棄物を排出する場合には、政令で定めるところにより、その性状に応じてこん包し、危険有害廃棄物である旨を表示する等必要な措置を講じなければならない。

(手数料)

第五十七条 市町村は、当該市町村が行う事業系一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する条例で定めるところにより、手数料を徴収するものとする。

2 市町村は、当該市町村が行う粗大ごみ等の生活系一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する条例で定めるところにより、手数料を徴収することができる。

(リサイクルセンター)

第五十八条 市町村は、再生利用が可能な一般廃棄物の回収、不用品の補修及び交換等を住民の理解と協力の下に行うことの目的とする施設として、リサイクルセンターを設置するものとする。

(第二節 特定有害物質使用製品の回収等)

第五十九条 特定有害物質を使用する製品(以下「特定有害物質使用製品」という。)の製造業者等は、当該製品に係る一般廃棄物を回収し、又は厚生省令で定める基準に従い当該一般廃棄物から当該特定有害物質を除去しなければならない。

2 特定有害物質使用製品の製造業者等は、厚生省令で定める基準に従い、当該製品に係る一般廃棄物の回収又は特定有害物質の除去(以下

「製品回収等」という。」を行う旨及びその方法を当該製品に表示しなければならない。

3 厚生大臣は、製造業者等が第一項の規定に違反して製品回収等を行わず、又は前項の表示を行っていないときは、当該製品回収等又は当該表示を行うべきことを命ずることができる。

4 厚生大臣は、製造業者等が前項の命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

(消費者の義務)

第六十条 特定有害物質使用製品を使用する者は、当該製品に係る一般廃棄物を廃棄しようとするときは、製造業者等に廃棄する旨を連絡し、集積場所に当該一般廃棄物を持参する等製造業者等が行う製品回収等に協力しなければならない。

(市町村の配慮)

第六十一条 市町村は、製造業者等が行う製品回収等が迅速かつ適切に行われるよう、集積場所を提供する等の配慮をしなければならない。

(第三節 一般廃棄物処理業)

(許可)

第六十二条 何人も、次に掲げる場合を除き、市町村長の許可を受けなければ、一般廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行つてはならない。

- 一、事業者がその一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分する場合
- 二、第七十八条第一項の指定を受けた廃棄物処理センターが、市町村の委託を受けて、適正処理が困難な一般廃棄物の収集、運搬又は処分を行う場合
- 三、市町村長の認定を受けた者が、再生利用されることが確実であると市町村長が認める一般廃棄物のみの収集、運搬又は処分を業として行う場合
- 四、前三号に掲げる場合のほか、厚生省令で定める場合

(許可の基準)

第六十三条 市町村長は、前条の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるとき

でなければ、同条の許可をしてはならない。

一、当該市町村による一般廃棄物の収集、運搬又は処分が困難であること。

二、その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。

三、その事業の用に供する施設及び申請者の能力が厚生省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

四、申請者が次のいずれにも該当しないこと。

- イ 第二十八条第二号イからハまでに掲げる

(口 淨化槽法第五十九条第五号 (第四十一条 第二項の規定による命令に違反した場合に限る) から第七号までに該当し、又は同法第十二条第二項の規定による命令 (淨化槽清掃業者に対する淨化槽の清掃についてのものに限る) に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者)

八 淨化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者

二 法人であつて、その役員又は政令で定める使用者のうちにイからハまでのいずれかに該当する者

ホ 個人であつて、政令で定める使用者のうちにイからハまでのいずれかに該当する者のあるもの

(収集区域の指定)

第六十四条 第六十二条の許可 (一般廃棄物の収集に係るものに限る) には、一般廃棄物の収集を行うことができる区域を指定することができ

第六十五条 第六十二条の許可を受けた者 (以下「一般廃棄物処理業者」という。) は、第五十一一条第一項の政令で定める基準に従い、一般廃棄物の収集、運搬又は処分を行わなければならない。

2 い。

2 一般廃棄物処理業者は、一般廃棄物の収集、運搬又は処分を再委託してはならない。

3 一般廃棄物処理業者は、一般廃棄物の収集、運搬及び処分につき、当該市町村が第五十七条の規定に基づき条例で定める収集、運搬及び処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けるではない。

(措置命令)

第六十六条 市町村長は、一般廃棄物処理業者による一般廃棄物の収集、運搬又は処分が第五十条第一項の政令で定める基準に適合していないと認めるときは、当該一般廃棄物処理業者に對し、その一般廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講すべきことを命ずることができる。

(許可の取消し等)

第六十七条 市町村長は、一般廃棄物処理業者が、第六十三条第四号イからホまでのいずれかに該当するに至つたとき、又はその業務に關し、この法律、この法律に基づく処分若しくはこの法律の規定により許可に付した条件 (第六十四条の規定による区域の指定を含む) に違反する行為をしたときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 市町村長は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、当該処分を受けるべき者にその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えるなければならない。

(許可の申請)

第六十八条 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書及び第七十八条第一項の指定を受けた廃棄物処理センター以外の者にあつては厚生省令で定める経理的基礎を証する書面を都道府県知事に提出しなければならない。

(設置の許可)

第六十九条 市町村以外の者で一般廃棄物処理施設を設置しようとするものは、厚生省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

(許可の申請)

第七十条 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書及び第六十二条の許可について準用する。この場合において、第三十条第一項中「産業廃棄物」とあるのは「一般廃棄物」と、同条第二項中「産業廃棄物」とあるのは「一般廃棄物」と、「第二十八条第一項中「産業廃棄物」とあるのは「第六十三条」と、同条第四項中「産業廃棄物」とあるのは「一般廃棄物」と、それぞれ読み替えるものとする。

2 第十五条第三項及び第三十一条から第三十三までの規定は、一般廃棄物処理業者について準用する。この場合において、第十五条第三項中「産業廃棄物」とあるのは「一般廃棄物」と、第三十一条第一項中「産業廃棄物」とあるのは「一般廃棄物」と、「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、同条第二項中「第二十八条及び第二十九条」とあるのは「第六十三条及び第六十八条第一項の規定により準用された第二十九条」と、第三十一条中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、第三十三条中「産業廃棄物」とあるのは「一般廃棄物」と、「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、それぞれ読み替えるものとする。

2 第十五条第三項及び第三十一条から第三十三までの規定は、一般廃棄物処理業者について準用する。この場合において、第十五条第三項中「産業廃棄物」とあるのは「一般廃棄物」と、第三十一条第一項中「産業廃棄物」とあるのは「一般廃棄物」と、「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、同条第二項中「第二十八条及び第二十九条」とあるのは「第六十三条及び第六十八条第一項の規定により準用された第二十九条」と、第三十一条中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、第三十三条中「産業廃棄物」とあるのは「一般廃棄物」と、「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、それぞれ読み替えるものとする。

2 第十五条第三項及び第三十一条から第三十三までの規定は、一般廃棄物処理業者について準用する。この場合において、第十五条第三項中「産業廃棄物」とあるのは「一般廃棄物」と、第三十一条第一項中「産業廃棄物」とあるのは「一般廃棄物」と、「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、同条第二項中「第二十八条及び第二十九条」とあるのは「第六十三条及び第六十八条第一項の規定により準用された第二十九条」と、第三十一条中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、第三十三条中「産業廃棄物」とあるのは「一般廃棄物」と、「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、それぞれ読み替えるものとする。

2 第十五条第三項及び第三十一条から第三十三までの規定は、一般廃棄物処理業者について準用する。この場合において、第三十条第一項中「産業廃棄物」とあるのは「一般廃棄物」と、「第二十八条第一項中「産業廃棄物」とあるのは「第六十三条」と、同条第四項中「産業廃棄物」とあるのは「一般廃棄物」と、それぞれ読み替えるものとする。

2 前項の申請書には、当該施設の構造を明らかにする平面図その他厚生省令で定める書類を添付しなければならない。

3 前条の許可を受けようとする者は、条例で定めるところにより、その申請に係る施設の設置が環境に及ぼす影響について、調査、予測及び評価を行い、それらの事項を記載した書類を都道府県知事に提出しなければならない。
（許可の基準等）

第七十一条 都道府県知事は、第六十九条の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

一 その申請に係る施設が厚生省令（一般廃棄物の最終処分場については、総理府令・厚生省令）で定める技術上の基準に適合するものであること。

二 第七十八条第一項の指定を受けた廃棄物処理センター以外の申請者にあっては、その申請に係る施設の設置及び維持管理に必要な経理的基礎を有すること。

三 一般廃棄物の最終処分場にあっては、その設置場所が自然環境保全法第十四条第一項の原生自然環境保全地域若しくは同法第二十二条第一項の自然環境保全地域又は自然公園法の国定公園の区域内ないこと。

2 都道府県知事は、第六十九条の許可をするに当たっては、前条第三項の規定により行われた調査、予測及び評価につき審査し、当該審査の結果を十分配慮しなければならない。

（処理能力等の変更）

第七十二条 第六十九条の許可を受けた者（以下「一般廃棄物処理施設設置者」という。）は、許可に係る一般廃棄物処理施設について第七十条第一項第四号又は第五号に掲げる事項の変更をしようとするときは、厚生省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならぬ。ただし、厚生省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 第七十一条第三項及び前条の規定は、前項の場合について、第七

十条第三項中「施設の設置」とあるのは、「事項の変更」と読み替えるものとする。
（一般廃棄物処理施設設置者）

第七十三条 一般廃棄物の最終処分場については、総理府令（一般廃棄物処理施設の基準に従い、その一般廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない）。

2 一般廃棄物処理施設設置者は、厚生省令で定めるところにより、毎月、その一般廃棄物処理施設における一般廃棄物の処分の状況について、都道府県知事に報告しなければならない。
（許可の取消し等）

第七十四条 都道府県知事は、一般廃棄物処理施設の構造又は維持管理が第七十一条第一項第一号又は前条第一項の厚生省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、当該施設に係る第六十九条の許可を取り消し、又は当該施設に係る第六十九条の許可を命じ、若しくは期間を定めて当該施設の使用の停止を命ずることができること。

2 都道府県知事は、前項の規定により一般廃棄物処理施設に係る第六十九条の許可の取消し又は当該施設の使用の停止をしようとするときは、あらかじめ、当該施設の使用の停止の处分をしようとする旨を届け出なければならない。

（災害防止措置命令）

第七十五条 都道府県知事は、一般廃棄物処理施設である最終処分場について、前条第一項の規定により当該施設に係る第六十九条の許可を取り消し、又は次条の規定により適用される第四十七条の規定による廃止の届出を受けた場合において、当該施設に係る災害を防止するため必

要があると認めるときは、当該処分を受けるべき者又は当該届出をした者に対し、必要な限度において、災害の防止のための措置を講ずべきことを命ずることができる。

（適用規定）

第七十六条 第四十四条から第四十三条まで、第四十五条及び第四十七条の規定は、一般廃棄物処理施設及び一般廃棄物処理施設設置者について準用する。この場合において、第四十五条第一項中「最終処分場」とあるのは、「屎尿処理施設及び最終処分場」と読み替えるものとする。

（市町村が設置する一般廃棄物処理施設）

第七十七条 市町村は、厚生省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けて、一般廃棄物処理施設設置し、又は当該一般廃棄物処理施設に係る第七十条第一項第四号若しくは第五号に掲げる事項の変更（第七十二条第一項ただし書の厚生省令で定める軽微な変更を除く。）をすることができる。

2 第七十七条（第一項中経理的基礎を証する書面に係る部分を除く。）及び第七十二条（第一項第二号及び市町村がその区域内に設置する一般廃棄物処理施設に係る第六十九条を除く。）の規定は前項の場合について、第四十一条、第四十五条、第四十七条、第七十二条第三項及び第七十三条の規定は前項の認可を受けた市町村について、準用する。

（指定）

第四章 廃棄物処理センター

2 市町村の委託を受けて当該市町村による適正処理が困難な一般廃棄物の処理を行い、及び当該処理を行つたために必要な施設を設置すること。

2 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行つたために必要な施設を設置すること。

3 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（基金）

第八十条 センターは、前条第一項第一号及び二号に掲げる業務に関する基金を設け、これら二号に掲げる業務の全部又は一部に要する費用に充てることを条件として製造業者等、産業廃棄物を排出する事業者その他の者から出資された金額の合計額をもつてこれに充てるものとする。

2 厚生大臣は、前項に規定する者に対し、同項に規定する基金への出資について協力を求めること。

（事業計画等）

第八十一条 センターは、厚生省令で定めるところにより、毎事業年度開始前に、事業計画及び収支計画を作成し、厚生大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 厚生大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該センターの名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。

4 厚生大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

2 厚生大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該センターの名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。

4 厚生大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該センターの名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

2 センターは、厚生省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告及び収支報告を作成し、厚生大臣に提出しなければならない。

(区分経理)
第八十二条 センターは、第七十九条第一項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る経理と同項第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る経理とを区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

(料金)
第八十三条 センターは、センターが行う産業廃棄物の処理に関し、能率的な経営の下における適正な原価を下らない料金を徴収するものとする。

(国庫補助)

第八十四条 国は、センターに対し、予算の範囲内で、次に掲げる費用の一部を補助することができる。

一 一般廃棄物処理施設で第七十九条第一項第一号の業務に係るもの

二 産業廃棄物処理施設で政令で定めるものの設置に要する費用

(報告徴収及び立入検査)

第八十五条 厚生大臣は、第七十九条第一項に掲げる業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、センターに対し、当該業務若しくは資産の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、センターの事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(監督命令)

第八十六条 厚生大臣は、この章の規定を施行するために必要な限度において、センターに対し、

第七十九条第一項各号に掲げる業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第八十七条 厚生大臣は、センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第七十八条第一項の指定(以下この条において単に「指定」といいう)を取り消すことができる。

一 第七十九条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に關し不正の行為があつたとき。

三 この章の規定又は当該規定に基づく处分に違反したとき。

2 厚生大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(権限の委任)

第八十八条 この章に定める厚生大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を都道府県知事に委任することができる。

(第五章 雑則)

第八十九条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

(ふん尿の使用方法の制限)

第九十条 何人も、厚生省令で定める基準に適合した方法によらなければ、ふん尿を肥料として使用してはならない。

(報告徴収及び立入検査)

第九十一条 都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、廃棄物を排出する事業者、産業廃棄物若しくは一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業とする者、産業廃棄物処理施設若しくは一般廃棄物処理施設の設置者若しくは製造業者等に対し、必要な報告

を求め、又はその職員に、これらの者の事務所の身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

2 前項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(監督命令)

第八十六条 厚生大臣は、この章の規定を施行するために必要な限度において、センターに対し、

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(支障除去命令等)

第九十二条 都道府県知事は、廃棄物の放置又は放出により生活環境の保全上重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、必要な限度において、当該支障の原因となる行為をしたと認められる者に対し、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講すべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による命令を受けたときは、あらかじめ、当該命令を受けるべき者にその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えるなければならない。

3 都道府県知事は、前項の台帳の閲覧を請求されたときは、これを拒むことができない。

(廃棄物最終処分場土地台帳)

第九十五条 都道府県知事は、厚生省令で定めるところにより、当該都道府県の区域内における産業廃棄物処理施設又は一般廃棄物処理施設である最終処分場のある土地についての台帳を作成し、及びこれを保管しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の台帳の閲覧を請求されたときは、これを拒むことができない。

(国庫補助)

第九十六条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、次に掲げる費用の一部を補助することができる。

2 一般廃棄物処理施設の設置に要する費用

2 産業廃棄物処理施設で政令で定めるものの設置に要する費用

3 一般廃棄物の再資源化施設で政令で定めるものの設置に要する費用

4 リサイクルセンターの設置に要する費用

5 災害その他の事由により特に必要となつた廃棄物の処理を行うために要する費用

2 国は、政令で定めるところにより、都道府県に対し、次に掲げる費用の一部を補助することができる。

2 産業廃棄物処理施設で政令で定めるものの設置に要する費用

2 産業廃棄物の再資源化施設で政令で定めるものの設置に要する費用

2 産業廃棄物処理施設で政令で定めるものの設置に要する費用

2 産業廃棄物の再資源化施設で政令で定めるものの設置に要する費用

2 産業廃棄物の放置又は放出による生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を都道府県が講じた場合において、そのために要した費用の全部又は一部を当

に第九十一条第一項及び浄化槽法第五十三条第二項の規定による立入検査の職務を行わせるため、都道府県及び市町村に、廃棄物適正処理指導員を置く。

2 廃棄物適正処理指導員は、都道府県又は市町村の職員であつて、厚生省令で定める資格を有するもののうちから、都道府県知事又は市町村長が任命する。

2 廃棄物適正処理指導員は、都道府県の区域内における産業廃棄物処理施設又は一般廃棄物処理施設である最終処分場のある土地についての台帳を作成し、及びこれを保管しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の台帳の閲覧を請求されたときは、これを拒むことができない。

(廃棄物最終処分場土地台帳)

第九十七条 廃棄物の放置又は放出による生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を都道府県が講じた場合において、そのために要した費用の全部又は一部を当

該都道府県が負担することとなるときは、国は、政令で定めるところにより、当該都道府県に対し、当該負担に係る経費の一部を補助することができる。(特別な助成)

第九十八条 国は、廃棄物の適正処理を図るため、廃棄物の処理施設及び再資源化施設の設置に必要な資金の融通又はそのあっせんに努めるものとする。

(特別区に関する特例)

第九十九条 特別区の存する区域にこの法律の規定を適用する場合には、この法律の規定(第十一条第一項及び第五項並びに第五十条、第五十一條、第五十三条、第五十四条及び第五十七条(一般廃棄物の収集及び運搬に関する部分に限る。)の規定を除く。)中「市町村」とあるのは、「都」と、「市町村長」とあるのは、「都知事」とする。(経過措置)

第一百条 この法律の規定に基づき、命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第六章 罰則

第一百一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二十六条第三十一条第一項(第六十八条第二項において適用する場合を含む。)、第三十七条、第六十二条又は六十九条の規定に違反した者

二 第三十六条第一項、第六十七条第一項又は第八十九条の規定に違反して、特定有害物質を含有する産業廃棄物、廃油その他政令で定める産業廃棄物を捨てた者

三 第八十九条第一項の規定による命令に違反した者

四 第四十四条第二項、第七十三条第二項、第八十五条第一項又は第九十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第五百一十二条次の各号のいずれかに該当する者は、三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

二 第三十六条第一項、第六十七条第一項又は第八十九条第一項の規定による命令に違反した者

三 第八十九条第一項の規定による命令に違反した者

四 第四十四条第二項、第七十三条第二項、第八十五条第一項又は第九十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第八十五条第一項又は第九十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

に処し、又はこれを併科する。

一 第十五条第一項の規定に違反して、同項第

一号に規定する者以外の者に産業廃棄物の運搬若しくは処分を委託し、又は公害防止事業團以外の者に特定有害物質の貯蔵を委託した

者

又は第七十五条の規定による命令に違反した者

三 第三十四条第一項、第四十条第一項、第六十五条第二項又は第七十二条第一項の規定に違反した者

四 第八十九条の規定に違反して、産業廃棄物(前条第二号に規定する産業廃棄物を除く。)を捨てた者

三 第三十四条第一項、第四十条第一項、第六十五条第二項又は第七十二条第一項の規定に違反した者

二 第三十四条第一項、第四十条第一項、第六十五条第二項又は第七十二条第一項の規定に違反した者

一 第十五条第一項、第十九条第一項、第二項(同条第六項において準用する場合を含む。)、第五项若しくは第七項、第二十条第一項若しくは第二項又は第五十六条第二項の規定に違反した者

二 第十九条第三項又は第四項の規定による記載をせず、又は虚偽の記載をした者

三 第二十二条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第四十二条(第七十六条において準用する場合を含む。)又は第四十三条第二項(第七十七条において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第二十二条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第四十二条(第七十六条において準用する場合を含む。)又は第四十三条第二項(第七十七条において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

一 第四十二条(第七十六条において準用する場合を含む。)又は第四十三条第二項(第七十七条において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第百五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第百条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人又は人に対する各本条の罰金刑を科する。

第一百六条次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

二 第五十五条第二項、第十九条第一項、第二項(同条第六項において準用する場合を含む。)、第五项若しくは第七項、第二十条第一項若しくは第二項又は第五十六条第二項の規定に違反した者

三 第三十四条第一項、第四十条第一項、第六十五条第二項又は第七十二条第一項の規定に違反した者

二 第三十四条第一項、第四十条第一項、第六十五条第二項又は第七十二条第一項の規定に違反した者

一 第三十四条第一項、第四十条第一項、第六十五条第二項又は第七十二条第一項の規定に違反した者

二 第三十四条第一項、第四十条第一項、第六十五条第二項又は第七十二条第一項の規定に違反した者

三 第三十四条第一項、第四十条第一項、第六十五条第二項又は第七十二条第一項の規定に違反した者

二 第三十四条第一項、第四十条第一項、第六十五条第二項又は第七十二条第一項の規定に違反した者

一 第三十四条第一項、第四十条第一項、第六十五条第二項又は第七十二条第一項の規定に違反した者

二 第三十四条第一項、第四十条第一項、第六十五条第二項又は第七十二条第一項の規定に違反した者

三 第三十四条第一項、第四十条第一項、第六十五条第二項又は第七十二条第一項の規定に違反した者

二 第三十四条第一項、第四十条第一項、第六十五条第二項又は第七十二条第一項の規定に違反した者

一 第三十四条第一項、第四十条第一項、第六十五条第二項又は第七十二条第一項の規定に違反した者

該産業廃棄物の運搬又は処分の委託については、適用しない。

二 新法第十九条の規定は、紙くず(ボリ塩化ビフェニルが塗布されたものその他政令で定めるもの)を除く。)その他政令で定めた産業廃棄物についても適用しない。

三 第二十二条第二節の規定(第五十九条第二項から第四項までの規定を除く。)は、施行日前に製造又は輸入が行われた特定有害物質使用製品についても適用する。

四 第二十二条第二節の規定(第五十九条第二項から第四項までの規定を除く。)は、施行日前に行われたこの法律による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「旧法」という。)第六条第三項又は第十二条第一項の政令で定める基準に適合しない一般廃棄物又は産業廃棄物の処分により、生活環境の保全上重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、都道府県知事は、必要な限度において、当該処分を行った者(旧法第六条第二項の規定により当該処分を行った市町村及び旧法第十条第二項又は第三項の規定によりその事務として当該処分を行った市町村又は都道府県を除くものとし、旧法第十二条第四項又は第十四条第七項の規定に違反する委託により当該処分が行われたときは、当該処分を委託した者を含む。)に対し、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講すべきことを命ずることができる。この場合においては、新法第九十二条第二項の規定を準用する。

五 前項の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

四 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業

規定期による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第百五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第百条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人又は人に対する各本条の罰金刑を科する。

第一百六条次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

二 第五十五条第二項、第十九条第一項、第二項(同条第六項において準用する場合を含む。)、第五项若しくは第七項、第二十条第一項若しくは第二項又は第五十六条第二項の規定に違反した者

三 第三十四条第一項、第四十条第一項、第六十五条第二項又は第七十二条第一項の規定に違反した者

二 第三十四条第一項、第四十条第一項、第六十五条第二項又は第七十二条第一項の規定に違反した者

一 第三十四条第一項、第四十条第一項、第六十五条第二項又は第七十二条第一項の規定に違反した者

二 第三十四条第一項、第四十条第一項、第六十五条第二項又は第七十二条第一項の規定に違反した者

三 第三十四条第一項、第四十条第一項、第六十五条第二項又は第七十二条第一項の規定に違反した者

二 第三十四条第一項、第四十条第一項、第六十五条第二項又は第七十二条第一項の規定に違反した者

一 第三十四条第一項、第四十条第一項、第六十五条第二項又は第七十二条第一項の規定に違反した者

務に關し、第二項の規定による命令に違反する行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前項の罰金刑を科する。
(特別区に關する経過措置)

第五条 新法第九十九条の規定の適用について
は、別に法律で定める日までの間は、同条中「第

十条第二項及び第五項並びに第五十条、第五十

一条、第五十三条、第五十四条及び第五十七条
(一般廃棄物の収集及び運搬に關する部分に限

る。)とあるのは、「第十条第五項」とする。

(廃棄物処理業に關する経過措置)

第六条 この法律施行の際現に旧法第十四条第一項又は第七条第一項の規定による許可を受けている者は、施行日において、新法第二十六条又

は第六十二条の許可を受けたものとみなす。

2 前項の場合において、旧法第十四条第三項又は第七条第三項の規定により許可を受けた期限が新法第三十条第一項(第六十八条第一項において準用する場合を含む。)に規定する許可の有効期間の満了する日前に到来するときは、前項の規定により受けたものとみなされた許可は、当該期限の到来日の日をもって失効する。

3 第一項の場合において、旧法第十四条第三項又は第七条第三項の規定により許可を受けた条件は、新法第二十九条(第六十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付された条件とみなす。

4 第一項の場合において、旧法第七条第三項の規定により定められた区域は、新法第六十四条の規定により指定された区域とみなされ第七条前条第一項の規定により新法第二十六条又は第六十二条の許可を受けたものとみなされた者に対する許可の取消しその他の監督上の処分に關しては、この法律の施行日前に生じた事由については、なお從前の例による。

(廃棄物処理施設に關する経過措置)
第八条 この法律施行の際現に、都道府県及び市町村以外の者で旧法第十五条第一項の規定による届出に係る産業廃棄物処理施設(新法第三十

九条第一項第三号に適合しないものを除く。)

を設置しているもの又は市町村以外の者で旧法

の規定による届出に係る一般廃棄物処理施設(新法第七十一条第一項第三号に適合しないものを除く。)を設置しているものは、

施行日において、当該施設について新法第三十

七条又は第六十九条の許可を受けたものとみな

す。

2 この法律施行の際現に、旧法第十五条第一項の規定による届出に係る産業廃棄物処理施設(新法第四十九条第一項において準用する新法第三十九条第一項第三号に適合しないものを除く。)を設置している都道府県若しくは市町村又は旧法第八条第一項の規定による届出に係る

一般廃棄物処理施設(市町村がその区域内に設置する一般廃棄物処理施設以外のものにあっては、新法第七十七条第二項において準用する新法第七十一条第一項第三号に適合しないものを除く。)を設置している市町村は、施行日において、当該施設について新法第四十九条第一項又は第七十七条第一項の認可を受けたものとみなす。

(損失補償)

第九条 国は、旧法第十五条第一項の規定による届出に係る産業廃棄物処理施設(都道府県又は市町村の設置に係るものと除く。)で新法第三十九条第一項第三号に適合しないもの及び旧法第一項の規定による届出に係る一般廃棄物処理施設(市町村の設置に係るものと除く。)の設置で社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号。以下この条において「社会資本整備特別措置法」という。)第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内で、新法の規定(国の補助の割合について、新法の規定と異なる定めをした法令の規定がある場合は、当該異なる定めをした法令の規定を含む。第五項において同じ。)により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

2 国は、当分の間、市町村又は都道府県に対し、前項の規定による場合のほか、廃棄物を処理するための施設(公共下水道及び流域下水道を除く。)の設置で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内で、無利子で貸し付けることができる。

3 前項の国との貸付金の償還期間は、二十年

ずべき損失を補償するものとする。

2 補償の手続その他前項の損失の補償に関し必要な事項は、政令で定める。

(旧法の規定に基づく処分等に關する経過措置)

第十条 附則第六条及び第八条に定めるもののうち、この法律の施行日前に旧法の規定により國は、第一項の規定により、市町村又は都

他の行為は、新法の相当規定に基づき、相当の機関がした処分、手続その他の行為とみなす。

この法律の施行前に旧法の規定によりした國の機関又は地方公共団体に対する申請、届出そ

の他の行為は、新法の相当規定に基づき、相当の機関に対しても申請、届出その他の行為とみなす。

(国の無利子貸付け等)

第十一條 国は、当分の間、市町村又は都道府県に対し、新法第九十六条の規定により國がその費用について補助することができる一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法

2 他行は、新法の相当規定に基づき、相当の機関がした処分、手続その他の行為とみなす。

この法律の施行前に旧法の規定によりした國の機関又は地方公共団体に対する申請、届出そ

の他の行為は、新法の相当規定に基づき、相当の機関に対しても申請、届出その他の行為と

みなす。

2 この法律の規定による貸付けを行った場合には、当該貸付

けの対象である事業について、新法第九十六条の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものと

する。

6 国は、第二項の規定により、市町村又は都道府県に対し貸付けを行った場合には、当該貸付

けの対象である事業について、当該貸付金に相

当する金額の補助を行うものとし、当該補助に

ついては、当該貸付金の償還時において、当該

貸付金の償還金に相当する金額を交付すること

により行うものとする。

7 市町村又は都道府県が、第一項又は第二項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金につい

て、第三項及び第四項の規定に基づき定められ

る償還期限を繰り上げて償還を行った場合(政

令で定める場合を除く。)における前二項の規

定の適用については、当該償還は、当該償還期

限の到来時に行われたものとみなす。

6 国は、第二項の規定により、市町村又は都道府県に対し貸付けを行った場合には、当該貸付

けの対象である事業について、新法第九十六条の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものと

する。

2 この法律において「特定有害物質」とは、廃棄物の適正処理等に関する法律(平成三年法

律第二号)第二条第四項に規定する特定

有害物質をいう。

2 この法律において「特定有害物質」とは、廃

棄物の適正処理等に関する法律(平成三年法

律第二号)第二条第四項に規定する特定

府県に対し貸付けを行った場合には、当該貸付の対象である事業について、新法第九十六条の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものと

する。

府県に対し貸付けを行った場合には、当該貸付

けの対象である事業について、新法第九十六条の規定による当該貸付金に相当する金額の補助

を行うものとし、当該補助については、当該貸

付金の償還時において、当該貸付金の償還金に

相当する金額を交付することにより行うものと

する。

府県に対し貸付けを行った場合には、当該貸付

けの対象である事業について、新法第九十六条の規定による当該貸付金に相当する金額の補助

を行うものとし、当該補助については、当該貸

「附則第十一條第二項」に改め、同条第二項中「附則第四条第六項」を「附則第十一條第六項」に改める。

(地価税法の一部改正)

第二十八条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改定する。

別表第二第六号を次のように改める。

六 廃棄物の適正処理等に関する法律(平成三年法律第三十七号)第三十七条(産業廃棄物処理施設の設置)若しくは第四十条第一項(処理能力等の変更)の許可に係る同法第二条第二項(定義)に規定する産業廃棄物処理施設又は同法第六十九条(一般廃棄物処理施設の設置)若しくは第七十二条第一項(処理能力等の変更)の許可に係る同法第二条第三項(定義)に規定する一般廃棄物処理施設の用に供されている土地等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号))の一部を次のように改定する。

別表第二十五号中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第六章」に改める。

第三十条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第三十一条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
(環境庁設置法の一部改正)
第三十二条 環境庁設置法(昭和四十六年法律第八十八号)の一部を次のように改定する。
関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)を「廃棄物の適正処理等に関する法律(平成三年法律第六十九号)」に改めることにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策に協力しなければならない。

年法律第 号)に改め、「最終処分場」の下に「並びに特定有害物質の貯蔵」を加える。
(厚生省設置法の一部改正)

第三十三条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改定する。

第五条第二十三号中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)」を「廃棄物の適正処理等に関する法律(平成三年法律第三十七号)」に改め、「最終処分」の下に「及び特定有害物質の貯蔵」を加え、同条第一百一号中「水資源開発公團」の下に「公害防止事業団」を加える。

第六条第二十七号の次に次の一号を加える。

二十七の二 廃棄物処理センターを指導監督すること。

第一条中「を適正に処理し、及び」を「の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに」に改める。

第一条中「を適正に処理し、及び」を「の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する国民及び事業者の意識の啓發を図るよう努めなければならない。

第一章中第五条の次に次の二条を加える。

4 国 都道府県及び市町村は、廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する国民及び事業者の意識の啓發を図るよう努めなければならない。

第一章中第五条の次に次の二条を加える。

5 この法律において「特別管理産業廃棄物」とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

第一条中次の二条を加える。

3 この法律において「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

第二条中次の二条を加える。

4 この法律において「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

第二条中次の二条を加える。

5 この法律において「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

第二条中次の二条を加える。

6 この法律において「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

第二条中次の二条を加える。

7 この法律において「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

第二条中次の二条を加える。

8 この法律において「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

第二条中次の二条を加える。

9 その他埋立処分によつても、また海洋投入処分によつても適切に最終処分をすることができないものとして政令で定める物質

この法律の施行に要する経費は、平年約六百八十三億円の見込みである。

この法律の施行に伴い増額を要する経費は、平年約六百八十三億円の見込みである。

この法律の施行に伴い増額を要する経費は、平年約六百八十三億円の見込みである。

この法律の施行に伴い増額を要する経費は、平年約六百八十三億円の見込みである。

この法律の施行に伴い増額を要する経費は、平年約六百八十三億円の見込みである。

この法律の施行に伴い増額を要する経費は、平年約六百八十三億円の見込みである。

棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならぬ。第四条第一項中「つねに清掃思想の普及を図る」を「その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努める」に、「廃棄物」を「一般廃棄物」に、「あたつては」を「當たつては」に改め、同条に改めたこと。

(廃棄物減量等推進審議会)

第五条の二 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

2 廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関する必要な事項は、条例で定める。

(廃棄物減量等推進員)

第五条の三 市町村は、社会的信望があり、かつ一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者うちから、廃棄物減量等推進員を委嘱することができる。

2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の減量のための市町村の施策への協力その他の活動を行う。

第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という)を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、厚生省令で定めるとところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定め

3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改定

るものとする。

一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に
関する事項

三 分別して収集するものとした一般廃棄物
の種類及び分別の区分

四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施
する者に関する基本的事項

五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事
項

六 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事
項

3 市町村は、地方自治法(昭和二十二年法律第
六十七号)第二条第五項の基本構想に即して、
一般廃棄物処理計画を定めるものとする。

4 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定め
るに当たつては、当該市町村の区域内の一般
廃棄物の処理に関し關係を有する他の市町村
の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努め
なければならない。

第六条の次に次の二条を加える。
(市町村の処理等)

第六条の二 市町村は、一般廃棄物処理計画に
従つて、その区域内における一般廃棄物を生
活環境の保全上支障が生じないうちに収集
し、これを運搬し、及び処分(再生することを
含む。第七条第三項、第七条の三、第十四条の
六、第十五条の三第二項、第十五条の十二、第
十五条の十五第一項及び第二十四条を除き、
以下同じ。)しなければならない。

2 市町村が行うべき一般廃棄物(特別管理一
般廃棄物を除く。以下この項において同じ。)
の収集、運搬及び処分に関する基準(当該基
準において海洋を投入処分の場所とすること
ができる一般廃棄物を定めた場合における当
該一般廃棄物があつては、その投入の場所及
び方法が海洋汚染及び海上災害の防止に關す
る法律(昭和四十五年法律第百三十六号)に基
づき定められた場合におけるその投入の場

所及び方法に関する基準を除く。以下「一般
廃棄物処理基準」という。)並びに市町村が一
般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外
の者に委託する場合の基準は、政令で定める。

3 市町村が行うべき特別管理一般廃棄物の収
集、運搬及び処分に関する基準(当該基準に
おいて海洋を投入処分の場所とすることがで
きる特別管理一般廃棄物を定めた場合におけ
る当該特別管理一般廃棄物があつては、その
投人の場所及び方法が海洋汚染及び海上災害
の防止に関する法律に基づき定められた場合
におけるその投人の場所及び方法に関する基
準を除く。以下「特別管理一般廃棄物処理基
準」という。)並びに市町村が特別管理一般廃
棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者
に委託する場合の基準は、政令で定める。

4 土地又は建物の占有者は、その土地又は建
物内的一般廃棄物のうち、生活環境の保全上
支障のない方法で容易に処分することができ
る一般廃棄物については、なるべく自ら処分
するよう努めるとともに、自ら処分しない
一般廃棄物については、その一般廃棄物処理
計画に従い、当該市町村において事業活動
を保管する等市町村が行う一般廃棄物の収集、
運搬及び処分に協力しなければならない。

5 市町村長は、その区域内において事業活動
に伴い多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建
物の占有者に対し、当該一般廃棄物の減量に
関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬す
べき場所及びその運搬の方法その他必要な事
項を指示することができる。

6 市町村は、当該市町村が行う一般廃棄物の
収集、運搬及び処分に関する基準(当該基
準において手数料を徴収することができる。
ただし、手数料の額は、粗大ごみ、次条第一項
の規定による指定に係る一般廃棄物、事業活
動に伴つて生じた一般廃棄物等の一般廃棄物
の特性、その収集、運搬又は処分に要する費
用等を勘案して定めなければならない。

(事業者の協力)

第六条の三 厚生大臣は、市町村における一般
廃棄物の処理の状況を調査し、一般廃棄物の
うちから、現に市町村がその処理を行つてい
るものであつて、市町村の一般廃棄物の処理
に関する設備及び技術に照らしその適正な処
理が全国各地で困難となつていると認められ
るものを指定することができる。

2 市町村長は、前項の規定による指定に係る
一般廃棄物になる前の製品、容器等の製造、
加工、販売等を行う事業者に対し、厚生省令
で定めるところにより、当該市町村において
当該一般廃棄物の処理が適正に行われるこ
とを補完するため必要となる協力を求めることが
できる。

3 厚生大臣は、第一項の規定による指定に係
る一般廃棄物になる前の製品、容器等の製造、
加工、販売等の事業を所管する大臣に対し、
当該一般廃棄物の処理について市町村が当該
製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業
者の協力を得ることができるよう、必要な措
置を講ずることを要請することができる。

4 厚生大臣は、第一項の規定による指定を行
うに当たつては、当該指定に係る一般廃棄物
になる前の製品、容器等の製造、加工、販売等
の事業を所管する大臣の意見を聽かなければ
ならない。

第七条第一項を次のように改める。

9 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物處
理業者は、一般廃棄物処理基準(特別管理一
般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物處
理基準)に従い、一般廃棄物の収集若しくは
運搬又は処分を行わなければならない。

10 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物處
理業者は、一般廃棄物の収集若しくは運搬又
は処分を他人に委託してはならない。

第七条第三項中「第一項」の下に「又は第四
項」を加え、「期限を付し」を削り、同項を同
条第七項とし、同条第一項中「前項」を「第一項」
に改め、同項第一号中「運搬及び処分」を「又
は運搬」に改め、同項第二号中「前項第一項の規
定により定められた計画」を「一般廃棄物処理
計画」に改め、同項第三号中「能力が」の下に「そ
の事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる
ものとして」を加え、「技術上の」を削り、同項
第四号中「申請者が法人であるときは、その業
務を行ふ役員を含む。第十四条第二項第二号に
おいて同じ。」を削り、同号中二及びホを削り、
ハをホとし、同号口中「第十一項(第十四条第八
項)」を「第七条の三第一項(第十四条の三)」に改
め、「含む。」の下に「若しくは第十四条の六第
一項又は浄化槽法第四十一条第二項」を加え、
「一年」を「五年」に改め、同号口を同号二とし、
同号イ中「又はこの法律」を「浄化槽法(昭和
五十八年法律第四十三号)」その他生活環境の保
全を目的とする法令で政令で定めるもの若しく

七項を十二項とし、同条第六項中「第一項の許
可を受けた者」を「一般廃棄物収集運搬業者及
び一般廃棄物處分業者」に改め、同項を同条第
十一項とし、同条第五項を削り、同条第四項中
「受けた者」の下に「(以下「一般廃棄物収集運
搬業者」という。)及び第四項の許可を受けた者
(以下「一般廃棄物處分業者」という。)」を加え
、「運搬及び」を「及び運搬並びに」に、「前條
第六項」を「第六条の二第六項」に、「こえる」
を「超える」に改め、同項を同条第八項とし、同
項の次に次の二項を加える。

11 一項とし、同条第五項を削り、同条第四項中
「受けた者」の下に「(以下「一般廃棄物収集運
搬業者」という。)及び第四項の許可を受けた者
(以下「一般廃棄物處分業者」という。)」を加え
、「運搬及び」を「及び運搬並びに」に、「前條
第六項」を「第六条の二第六項」に、「こえる」
を「超える」に改め、同項を同条第八項とし、同
項の次に次の二項を加える。

めの者にそれぞれ委託しなければならない。

4 その事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置してある事業者は、当該事業場ごとに、当該事業場に係る当該特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならない。ただし、自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となる事業場については、この限りでない。

5 前項の特別管理産業廃棄物管理責任者は、厚生省令で定める資格を有する者でなければならぬ。

6 都道府県知事は、当該都道府県の区域内においてその事業活動に伴い多量の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者に対し、当該事業場に係る特別管理産業廃棄物の処理に関する計画を作成するよう指示することができる。

7 第七条第十一項及び第十二項の規定は、その事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業者について準用する。この場合において、同条第一項中「一般廃棄物」とあるのは、「その特別管理産業廃棄物」と読み替えるものとする。

(特別管理産業廃棄物管理票)

第十二条の三 その事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業者は、その特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、厚生省令で定めるところにより、当該特別管理産業廃棄物の運搬を受託した者(当該委託が特別管理産業廃棄物の処分のみに係るものである場合にあっては、その処分を受託した者)に対し、当該委託に係る特別管理産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他の厚生省令で定める事項を記載した特別管理産業廃棄物管理票(以下単に「管理票」という。)を交付しなければならない。

2 特別管理産業廃棄物の運搬を受託した者(以

下「運搬受託者」という。)は、当該運搬を終了したときは、前項の規定により交付された管理票に厚生省令で定める事項を記載し、厚生省令で定める期間内に、同項の規定により管理票を交付した者(以下「管理票交付者」という。)に当該管理票の写しを送付しなければならない。この場合において、当該特別管理産業廃棄物について処分を委託された者があるときは、当該処分を委託された者に管理票を回付しなければならない。

3 特別管理産業廃棄物の処分を委託した者

(以下「処分受託者」という。)は、当該処分を終了したときは、第一項の規定により交付された管理票又は前項後段の規定により回付された管理票に厚生省令で定める事項を記載し、厚生省令で定める期間内に、当該処分を委託した管理票交付者に当該管理票の写しを送付しなければならない。この場合において、当該管理票が同項後段の規定により回付されたものであるときは、当該回付をした者にも当該管理票の写しを送付しなければならない。

当該管理票に厚生省令で定める事項を記載され、厚生省令で定める期間内に、当該処分を委託した管理票交付者に当該管理票の写しを送付しなければならない。

4 管理票交付者は、厚生省令で定めるところにより、当該管理票に関する報告書を作成し、これを都道府県知事に提出しなければならない。

5 管理票交付者は、厚生省令で定めるところにより、当該管理票に係る特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を業として行う場合にあつては、産業廃棄物の積卸しを行う区域に限る。(運搬する場合に限る。)を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその産業廃棄物を運搬する場合に限る。)専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他厚生省令で定める者については、この限りでない。

6 第十四条第一項を次のように改める。

産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。以下この条、次条及び第十四条の三において同じ。)の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域(運搬のみを業として行う場合にあつては、産業廃棄物の積卸しを行う区域に限る。)を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその産業廃棄物を運搬する場合に限る。)専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他厚生省令で定める者については、この限りでない。

第十一条第八項を削り、同条第七項中「第一項の許可を受けた者」を「産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者」に、「運搬」を「若しくは運搬」に、「運搬を」を「収集若しくは運搬又は処分を」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項及び第六項を削り、同条第四項中「第一項の許可を受けた者」の下に「(以下「産業廃棄物収集運搬業者」という。)又は第四項の許可を受けた者(以下「産業廃棄物処分業者」という。)」を加え、「第十二条第一項の政令で定める基準」を「産業廃棄物処理基準」に、「運搬」を「若しくは運搬」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項中「第一項」の下に「又は第四項」を加え、「期限を付し、又は」を削り、同項を同条第七項とし、同条第二項第一号中「能力が」の下に「その事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして」を加え、「技術」を削り、同項第二号中「第七条第二項第四

条の二」として、同条第二項第一号中「能力から今まで」を「第七条第三項第四号イからチまで」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の三項を加える。

4 産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその産業廃棄物を処分する場合に限る。)専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの処分を業として行う者その他厚生省令で定める者については、この限りでない。

5 前項の許可は、五年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

6 都道府県知事は、第四項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして厚生省令で定める基準に適合するものであること。

二 申請者が第七条第三項第四号イからチまでのいずれにも該当しないこと。

三 第十四条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の許可は、五年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

第十四条に次の二項を加える。

10 第七条第十一項及び第十二項の規定は、産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者について準用する。この場合において、同条第十一項中「一般廃棄物」とあるのは、「産業廃棄物」と読み替えるものとする。

(変更の許可等)

第十四条の二 産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者は、その産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、都道府県知事の許可を受

第十二条の四 都道府県知事は、前条第一項に規定する事業者、運搬受託者又は処分受託者が同条第一項から第五項までの規定を遵守し

6 前各項に定めるもののほか、管理票に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

(勧告)

第十二条の四 都道府県知事は、前条第一項に規定する事業者、運搬受託者又は処分受託者が同条第一項から第五項までの規定を遵守し

ると認められた後でなければ、これを使用してはならない。

5 産業廃棄物処理施設の設置者は、厚生省令

(産業廃棄物の最終処分場については、総理府令、厚生省令)で定める技術上の基準に従い、当該産業廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。

第三章中第十五条の次に次の三条を加える。
(変更の許可等)

第十五条の二 産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設の構造又は規模の変更をしようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が厚生省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、前項の許可を受けた者について準用する。
3 第九条第三項及び第四項の規定は、産業廃棄物処理施設の設置者について準用する。この場合において、同条第三項中「当該許可に係る一般廃棄物処理施設」とあるのは、「当該産業廃棄物処理施設」と、同条第四項中「当該許可に係る一般廃棄物処理施設」とあるのは、「当該産業廃棄物処理施設」と、「一般廃棄物」とあるのは、「産業廃棄物」と読み替えるものとする。

2 前項の規定は、前項の許可に係る一般廃棄物処理施設とあるのは、「当該産業廃棄物処理施設」とあるのは、「産業廃棄物処理施設」と、同条第四項中「当該許可に係る一般廃棄物処理施設」とあるのは、「当該産業廃棄物処理施設」と、「一般廃棄物」とあるのは、「産業廃棄物」と読み替えるものとする。(許可の取消し等)

第十五条の三 都道府県知事は、第十五条第一項の許可に係る産業廃棄物処理施設の構造又はその維持管理が同条第二項第一号又は第五項に規定する技術上の基準に適合していないと認めるときは、当該産業廃棄物処理施設に係る同条第一項の許可を取り消し、又はその設置者に対し、期限を定めて当該産業廃棄物処理施設につき必要な改善を命じ、若しくはその期間を定めて当該産業廃棄物処理施設の使用の停止を命ずることができる。

2 第七条の三第二項の規定は、前項の規定による処分を行う場合について準用する。この場合において、第七条の三第二項中「市町村長」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

第十五条の四 第九条の四の規定は産業廃棄物処理施設の設置者について、第九条の五の規定は産業廃棄物処理施設について準用する。

この場合において、第九条の四中「一般廃棄物処理施設」とあるのは、「産業廃棄物処理施設」と、第九条の五中「第八条第一項」とあるのは、「第十五条第一項」と読み替えるものとする。

第三章の次に次の二章を加える。

第三章の二 廃棄物処理センター
(指定)

第十五条の五 厚生大臣は、特別の管理を要する廃棄物等の適正かつ広域的な処理の確保に資することを目的として設立された民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人(その基本財産たる財産のうちに地方公共団体から拠出されたものがあるものに限る)であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、都道府県ごとに一個に限り、廃棄物処理センター(以下「センター」という。)として指定することができる。

2 厚生大臣は、前項の規定による指定をしたところにおいて、次に掲げる業務の全部又は一部を行ふものとする。

3 センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。

4 厚生大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

2 厚生省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、厚生大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときは、

2 厚生大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

第十五条の六 センターは、厚生省令で定めるところにより、次に掲げる業務の全部又は一部を行ふものとする。

一 市町村の委託を受けて、特別管理一般廃棄物の処理並びに当該処理を行うための施設の建設及び改良、維持その他の管理を行うこと。

二 市町村の委託を受けて、第六条の三第一号に掲げる業務及び二項の規定による指定に係る一般廃棄物の処理並びに当該処理を行うための施設の建設及び改良、維持その他の管理を行うこと。

三 特別管理産業廃棄物の処理並びに当該処理を行ふための施設の建設及び改良、維持その他の管理を行うこと。

四 産業廃棄物の処理並びに当該処理を行うための施設の建設及び改良、維持その他の管理を行ふこと(前号に掲げる業務を除く)。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 第十五条の六 センターは、センターが行う産業廃棄物の処理施設の設置及び産業廃棄物の処理に関し、能率的な経営の下における適正化に附帯する業務並びにこれらに附帯する業務(料金)

2 第十五条の十 センターは、センターが行う産業廃棄物の処理施設の設置及び産業廃棄物の処理に関し、能率的な経営の下における適正化に附帯する業務並びにこれらに附帯する業務(料金)

2 第十五条の十一 国は、センターが第十五条の六の規定により市町村の委託を受けて一般廃棄物処理施設の建設又は改良の工事を行う場合には、その工事に要する費用に関し市町村に対し交付すべき第二十二条の規定による補助金又は予算で定める補助金を、センターに付与し交付することができる。

2 前項の規定により補助金がセンターに交付された場合には、センターは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)の適用については、

2 第十五条の十二 センターが第十五条の六の規定により市町村の委託を受けて建設する一般廃棄物の最終処分場(一般廃棄物による水面埋立てを行うためのものに限る)に係る財産の管理及び処分の方針その他その財産の管理及び処分に關する必要な事項は、政令で定め

決算書を作成し、厚生大臣に提出しなければならない。

(区分経理)
第十五条の九 センターは、次に掲げる業務については、当該業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

2 第十五条の六 第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

2 第十五条の六第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

2 第十五条の六第三号及び第四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

2 第十五条の六 第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

条から第六条の三までに、「第十四条第八項」を「第十四条の二、第十四条の五第三項、第十四条の六第二項及び第十五条の三第二項」に改める。

第二十五条中「一年」を「三年」に、「又は五十万円」を「若しくは三百万円」に、「処する」を「処し、又はこれを併科する」に改め、同条各号を次のように改める。

一 第七条第一項若しくは第四項、第十四条第一項若しくは第四項又は第十四条の四第一項若しくは第四項の規定に違反して、一

般廃棄物又は産業廃棄物の収集若しくは運

搬又は処分を業として行つた者

二 第七条の二第一項、第十四条の二第一項又は第十四条の五第一項の規定に違反し

て、一般廃棄物又は産業廃棄物の収集若し

くは運搬又は処分の事業を行つた者

三 第七条の三第一項（第十四条の三におい

て準用する場合を含む。）、第十四条の六第一項又は第十九条の四第一項の規定による

命令に違反した者

四 第八条第一項又は第十五条第一項の規定

に違反して、一般廃棄物処理施設又は産業

廃棄物処理施設を設置した者

五 第九条第一項又は第十五条の二第一項の規定に違反して、一般廃棄物処理施設又は規模を変更した者

第二十六条中「六月」を「一年」に、「三十万円」を「百万円」に改め、同条各号を次のように改める。

一 第七条第十項、第十二条第三項、第十二条の二第三項、第十四条第九項又は第十四条の四第九項の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物の処理を他人に委託した者

二 第九条の二第一項、第十五条の三第一項又は第十九条の三の規定による命令に違反した者

三 第十二条第四項又は第十二条の二第四項の規定に違反して、産業廃棄物処理責任者又は特別管理産業廃棄物管理責任者を置か

三 第十六条の規定に違反して、特別管理一

般廃棄物、特別管理産業廃棄物その他政令で定める産業廃棄物を捨てた者

第二十七条中「三月」を「六月」に、「二十万円」を「五十万円」に改め、同条各号を次のように改める。

一 第八条第四項（第九条第二項において準用する場合を含む。）又は第十五条第四項（第十五条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設を使用した者

二 第十六条の規定に違反して、廃棄物（前条第三号に規定する廃棄物を除く。）を捨てた者

三 同条第一号中「第七条第六項」を「第七条第十一項」に、「及び第十四条第八項」を「第十二条の二第七項、第十四条第十項及び第十四条の四第十一項」に、「第七条第七項」を「第七条第十一項」に改め、同条第一号を次のように改める。

二 第七条の二第二項（第十四条の三及び第十四条の五第三項において準用する場合を含む。）、第九条第三項（第十五条の二第三項において準用する場合を含む。）又は第九条の五第三項（第十五条の二第三項において準用する場合を含む。）若しくは第四項（第十五条の二第三項において準用する場合を含む。）又は第十八条第四号中「第十九条第一項」に改め、同条第一号の二第二項（第十五条の四において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者の

二 第八条第四項（第十五条の二第三項において準用する場合を含む。）又は第十八条第四号中「第十九条第一項」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「第十八条规定に違反して、産業廃棄物処理施設の構造又は規模を変更した者

三 第十二条第四項又は第十二条の二第四項の規定に違反して、産業廃棄物処理責任者又は特別管理産業廃棄物管理責任者を置か

なかつた者

第二十八条に次の一号を加える。

六 第二十二条第一項の規定に違反して、技術管理者を置かなかつた者

第三十条を次のように改める。

二 第十二条の二第三項の規定に違反して、技術管理者を置かなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

三 第十五条の十一第一項の規定は、センターが第十五条の六の規定により市町村の委託を受けて一般廃棄物処理施設（前条第一項又は第二項の規定による貸付の対象となるものに限る。）の建設又は改良の工事を行う場合について準用する。この場合において、第十五条の十一第一項中「交付すべき第二十二条の規定による補助金又は予算で定める補助金」とあるのは「貸し付けるべき附則第四条第一項又は第二項に規定する貸付金」と、「交付する」とあるのは「貸し付ける」と読み替えるものとする。

四 前条第五項から第七項までの規定は、前項の規定により準用される第十五条の十一第一項の規定によりセンターアに貸し付けが行われた場合について準用する。

五 附則第六条から第十二条まで削る。（廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部改正）

六 第二十二条第一項の許可で次の表の上欄に掲げるも

のを受けている者は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）にそれぞれ同表の下欄に掲げる第一条の規定による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「旧法」という。）第七条第一項又は第十四条第一項の許可で次の表の上欄に掲げるも

のを受けている者は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）にそれぞれ同表の下欄に掲げる第一条の規定による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「新法」という。）第七条第一項若しくは第四項又は第十四条第一項若しくは第四項の許可を受けている者とみなす。

正する。

第二条第二項中「行うもの」の下に「及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の六の規定により地方公共団体の委託を受けて同法第

十五条规定により指定された廃棄物処理センターが行うもの」を加える。

三 第三条第一項中「昭和六十五年度」を「平成七年」に改め、同条第二項中「次の各号に」を「次に」に、「昭和六十五年度」を「平成七年」に改める。

四 第二十八条第一項中「行うもの」の下に「及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の六の規定により指定された廃棄物処理センターが行うもの」を加える。

五 第二十二条第一項の規定に違反して、技術管理者を置かなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

六 第二十二条第一項の規定に違反して、技術管理者を置かなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

七 第二十二条第一項の規定に違反して、技術管理者を置かなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

八 第二十二条第一項の規定に違反して、技術管理者を置かなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

九 第二十二条第一項の規定に違反して、技術管理者を置かなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

十 第二十二条第一項の規定に違反して、技術管理者を置かなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

十一 第二十二条第一項の規定に違反して、技術管理者を置かなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

十二 第二十二条第一項の規定に違反して、技術管理者を置かなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

十三 第二十二条第一項の規定に違反して、技術管理者を置かなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

十四 第二十二条第一項の規定に違反して、技術管理者を置かなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

十五 第二十二条第一項の規定に違反して、技術管理者を置かなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

十六 第二十二条第一項の規定に違反して、技術管理者を置かなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

十七 第二十二条第一項の規定に違反して、技術管理者を置かなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

十八 第二十二条第一項の規定に違反して、技術管理者を置かなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

十九 第二十二条第一項の規定に違反して、技術管理者を置かなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

二十 第二十二条第一項の規定に違反して、技術管理者を置かなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

二十一 第二十二条第一項の規定に違反して、技術管理者を置かなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

二十二 第二十二条第一項の規定に違反して、技術管理者を置かなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

二十三 第二十二条第一項の規定に違反して、技術管理者を置かなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

二十四 第二十二条第一項の規定に違反して、技術管理者を置かなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

二十五 第二十二条第一項の規定に違反して、技術管理者を置かなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

二十六 第二十二条第一項の規定に違反して、技術管理者を置かなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

二十七 第二十二条第一項の規定に違反して、技術管理者を置かなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

二十八 第二十二条第一項の規定に違反して、技術管理者を置かなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

二十九 第二十二条第一項の規定に違反して、技術管理者を置かなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

三十 第二十二条第一項の規定に違反して、技術管理者を置かなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

三十一 第二十二条第一項の規定に違反して、技術管理者を置かなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

三十二 第二十二条第一項の規定に違反して、技術管理者を置かなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

三十三 第二十二条第一項の規定に違反して、技術管理者を置かなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

三十四 第二十二条第一項の規定に違反して、技術管理者を置かなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

三十五 第二十二条第一項の規定に違反して、技術管理者を置かなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

三十六 第二十二条第一項の規定に違反して、技術管理者を置かなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

三十七 第二十二条第一項の規定に違反して、技術管理者を置かなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

三十八 第二十二条第一項の規定に違反して、技術管理者を置かなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

三十九 第二十二条第一項の規定に違反して、技術管理者を置かなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

四十 第二十二条第一項の規定に違反して、技術管理者を置かなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

四十一 第二十二条第一項の規定に違反して、技術管理者を置かなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

四十二 第二十二条第一項の規定に違反して、技術管理者を置かなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

四十三 第二十二条第一項の規定に違反して、技術管理者を置かなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

四十四 第二十二条第一項の規定に違反して、技術管理者を置かなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

四十五 第二十二条第一項の規定に違反して、技術管理者を置かなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

四十六 第二十二条第一項の規定に違反して、技術管理者を置かなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

四十七 第二十二条第一項の規定に違反して、技術管理者を置かなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

四十八 第二十二条第一項の規定に違反して、技術管理者を置かなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

四十九 第二十二条第一項の規定に違反して、技術管理者を置かなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

五十 第二十二条第一項の規定に違反して、技術管理者を置かなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

五十一 第二十二条第一項の規定に違反して、技術管理者を置かなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

五十二 第二十二条第一項の規定に違反して、技術管理者を置かなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

五十三 第二十二条第一項の規定に違反して、技術管理者を置かなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

五十四 第二十二条第一項の規定に違反して、技術管理者を置かなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

五十五 第二十二条第一項の規定に違反して、技術管理者を置かなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

五十六 第二十二条第一項の規定に違反して、技術管理者を置かなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

五十七 第二十二条第一項の規定に違反して、技術管理者を置かなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

五十八 第二十二条第一項の規定に違反して、技術管理者を置かなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

五十九 第二十二条第一項の規定に違反して、技術管理者を置かなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

六十 第二十二条第一項の規定に違反して、技術管理者を置かなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

六十一 第二十二条第一項の規定に違反して、技術管理者を置かなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

六十二 第二十二条第一項の規定に違反して、技術管理者を置かなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

六十三 第二十二条第一項の規定に違反して、技術管理者を置かなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

六十四 第二十二条第一項の規定に違反して、技術管理者を置かなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

六十五 第二十二条第一項の規定に違反して、技術管理者を置かなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

六十六 第二十二条第一項の規定に違反して、技術管理者を置かなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

六十七 第二十二条第一項の規定に違反して、技術管理者を置かなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

六十八 第二十二条第一項の規定に違反して、技術管理者を置かなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

六十九 第二十二条第一項の規定に違反して、技術管理者を置かなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

七十 第二十二条第一項の規定に違反して、技術管理者を置かなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

七十一 第二十二条第一項の規定に違反して、技術管理者を置かなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

七十二 第二十二条第一項の規定に違反して、技術管理者を置かなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

七十三 第二十二条第一項の規定に違反して、技術管理者を置かなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

七十四 第二十二条第一項の規定に違反して、技術管理者を置かなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

七十五 第二十二条第一項の規定に違反して、技術管理者を置かなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

七十六 第二十二条第一項の規定に違反して、技術管理者を置かなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

七十七 第二十二条第一項の規定に違反して、技術管理者を置かなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

七十八 第二十二条第一項の規定に違反して、技術管理者を置かなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

<p>産業廃棄物の処分のみの業に係る旧法第十四条第一項の許可</p> <p>産業廃棄物の収集、運搬及び処分の業に係る旧法第十四条第一項の許可</p> <p>旧法第十四条第五項の許可</p>	<p>この法律の施行の際現に市町村長又は都道府県知事に対し旧法の規定（旧法の規定に基づく命令の規定を含む。）によりされている申請で、前項の表の上欄に掲げる許可に係るものは、それぞれ同表の下欄に掲げる許可に係る申請となす。</p> <p>第三条 施行日前に一般廃棄物処理施設（旧法第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設をいふものとし、市町村が旧法第六条第二項の規定により一般廃棄物を処分するために設置したものを除く。）の設置又はその構造若しくは規模の変更につき同項の規定による届出をした者（施行日前に旧法第八条第二項の規定による変更の命令を受けた者で、施行日において当該変更の命令に係る変更をしていないもの（その者が施行日において当該届出を受理された日から三十日（一般廃棄物の最終処分場にあっては、六十日とする。以下この条において「制限期間」という。）を経過しない者（以下この条において「制限期間未経過者」という。）である場合を除く。）、施行日前に同項の規定による廃止の命令を受けた者（以下この条において「廃止命令を受けた者」という。）及び制限期間未経過者で施行日前に同条第三項ただし書の規定による通知を受けていないもの（施行日前に同条第二項の規定による変更の命令を受けた者で、施行日において当該変更の命令に係る変更をしているもの及び廃止命令を受けた者を除く。以下この条において「旧法適用対象者」という。）を除く。）は、新法第八条第一項又は第九条第一項の許可を受けたものとみなす。</p>
--	--

法	第	業廃
新法第十四条第一項の許可	新法第十四条第四項の許可	新法第十四条第一項の許可
新法第十四条第一項及び第四項の許可	新法第十四条第一項の許可	新法第十四条第一項の許可

ある場合を除く。施行日前に同項の規定によ
る廃止の命令を受けた者（以下この条において
「廃止命令を受けた者」という。）及び制限期間
未経過者で施行日前に同条第五項において準用
する旧法第八条第三項ただし書の規定による通
知を受けていないもの（施行日前に旧法第十五条
第二項の規定による変更の命令を受けた者で
施行日において当該変更の命令に係る変更をし
ているもの及び廃止命令を受けた者を除く。以
下この条において「旧法適用対象者」という。）
を除く。」は、新法第十五条第一項又は第十五条
の二第一項の許可を受けたものとみなす。

3 旧法適用対象者が旧法第十五条第二項の規定
による変更の命令を受けた場合（当該旧法適用
対象者が施行日において当該変更の命令に係る
変更をしている場合を除く。）又は施行日後制
限期間内に前項の規定によりなお従前の例によ
ることとされる旧法第十五条第二項の規定によ
る変更の命令を受けた場合において、施行日後
制限期間内に当該変更の命令に係る変更をした
ときは、前項の規定にかかわらず、当該旧法適
用対象者は、当該変更をした日に新法第十五条
第一項又は第十五条の二第一項の許可を受けた
者とみなす。

4 旧法適用対象者が施行日後制限期間内に第二
項の規定によりなお従前の例によることとされ
る旧法第十五条第二項の規定による廃止の命令
を受けたときは、当該旧法適用対象者については、
は、当該廃止の命令を受けた日以後においては、
第二項の規定を適用しない。

第五条 この法律の施行の際現に旧法第二十一條
の規定により置かれている技術管理者は、新法
の場合におけるこの法律の施行後にしては、
第二十二条の規定により置かれている技術管理
者とみなす。

第六条 この法律の施行前にした行為及びこの法
律の附則においてなお従前の例によることとさ
れる場合におけるこの法律の施行後にしては、
第二十二条の規定により置かれている技術管理

(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部改正)による。第七条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項第四号中「第六条第三項」を「第六条の二第二項若しくは第三項」に改め、「第十二条第一項」の下に「若しくは第十二条の二第一項」を加える。

(地方自治法の一部を改正する法律の一部改正)

第八条 地方自治法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二十四条中「第六条」を「並びに第六条から第六条の三まで」に改め、「並びに」を削り、「第五条第五項及び」を「第五条第五項」に改める。

第九条 広域臨海環境整備センター法(昭和五六年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「第一条第三項」を「第二条第四項」に改める。

(净化槽法の一部改正)

第十条 净化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第三十六条第二号中「第七条第一項若しくは第八項」を「第七条第一項若しくは第四項の規定、第七条の二第一項」に、「同法第十六条第二項第一号若しくは第二号の規定」を「若しくは同法第十六条の規定(一般廃棄物に係るものに限る。)」に、「第七条第十一項」を「第七条の三第一項」に改め、同号ト中「第七条第十一項」を「第七条の三第一項」に改め、同号チ中「第七条第一項」の下に「又は第四項」を加え、「第七条第十一項」を「第七条の三第一項」に改める。

(地価税法の一部改正)

開する請願(第六八八号)

一、重度心身障害者とその両親又はその介護者及び被扶養老人とその介護者の家族が同居

可能な社会福祉施設の設置に関する請願(第六九三号)

一、老人保健法の改正等に関する請願(第七〇九号)(第七一〇号)(第七一一号)(第七一二号)(第七一三号)(第七一四号)(第七一五号)

(第七一六号)(第七一七号)(第七一八号)(第七二号)

七一九号)(第七二〇号)(第七二一号)(第七二二号)

一、医療改善に関する請願(第七二三号)(第七二四号)(第七二五号)(第七二六号)(第七二七号)(第七二八号)(第七二九号)(第七三〇号)

(第七三一号)(第七三二号)(第七三三号)(第七三四号)(第七三五号)(第七三六号)

一、網膜色素変性症に関する請願(第七三七号)

第四八六号 平成三年九月六日受理

網膜色素変性症に関する請願

請願者 静岡県清水市押切八六〇ノ二八

大石哲司 外四名

紹介議員 箕野 久光君

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第四八一号 平成三年九月六日受理

網膜色素変性症に関する請願

請願者 川崎市宮前区平二ノ二三ノ一一ノ

紹介議員 徒崎 年子君

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第四八二号 平成三年九月六日受理

網膜色素変性症に関する請願

請願者 川崎市宮前区平二ノ二三ノ一一ノ

紹介議員 箕野 久光君

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第四八三号 平成三年九月六日受理

網膜色素変性症に関する請願

請願者 神奈川県相模原市上矢部六〇〇上

矢部住宅四ノ二〇三 日下妙子

外二十名

紹介議員 森 育子君

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第四九五号 平成三年九月六日受理

網膜色素変性症に関する請願

請願者 東京都清瀬市松山二ノ五ノ二二

○ 生本歩 外九百九十九名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第四九六号 平成三年九月六日受理

網膜色素変性症に関する請願

請願者 山口県下関市大字永田郷三二九

白石佳子 外三十九名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第四九七号 平成三年九月六日受理

網膜色素変性症に関する請願

請願者 奈良県北葛城郡王寺町王寺一ノ六

ノ一 三木佳嗣 外三名

紹介議員 稲村 稔夫君

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第四九八号 平成三年九月六日受理

網膜色素変性症に関する請願

請願者 川崎市宮前区平二ノ二三ノ一〇ノ

一〇四 黒川初江 外十四名

紹介議員 稲谷 照美君

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第四九九号 平成三年九月六日受理

網膜色素変性症に関する請願

請願者 千葉県船橋市金杉古二ノ二ノ九

四〇二 滝沢芳春 外二十名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第五〇〇号 平成三年九月六日受理

網膜色素変性症に関する請願

請願者 宮崎市大塙吉西二ノ四一ノ一 小笠原貞子君

紹介議員 田正史 外三名

紹介議員 小川 仁一君

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第五〇一号 平成三年九月六日受理

網膜色素変性症に関する請願

請願者 千葉県船橋市高根台五ノ一ノ二七

九ノ一〇五 川島康之 外二十五名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第五〇二号 平成三年九月六日受理

老人保健法の改正等反対に関する請願

請願者 長崎県上県郡上対馬町大字富浦一

一一 濑崎秀雄 外六千六百二十

八名

紹介議員 谷山 博君

この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第五〇三号 平成三年九月六日受理

老人保健法の改正等反対に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市御園一ノ九ノ四〇

一七 畠籠和子 外六千六百二十八名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第五〇四号 平成三年九月六日受理

老人保健法の改正等反対に関する請願

請願者 静岡県熱海市網代一八六ノ四

川義平 外六千六百二十八名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第五〇五号 平成三年九月六日受理

老人保健法の改正等反対に関する請願

請願者 長野県伊那市山寺区水神町一、五

四三ノ七 中村昭三 外六千六百二十七名

紹介議員 高崎 裕子君

この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第五〇六号 平成三年九月六日受理

老人保健法の改正等反対に関する請願

請願者 長崎県南高来郡布津町甲六四四

平川富男 外六千六百二十八名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第五一一号 平成三年九月六日受理 老人保健法の改正等反対に関する請願 請願者 大阪市鶴見区横場一ノ二二ノ一三 ノ五一二 南部利弘 外六千六百 二十七名	紹介議員 橋本 敦君 この請願の趣旨は、第八四号と同じである。
第五一二号 平成三年九月六日受理 老人保健法の改正等反対に関する請願 請願者 長崎市滑石一ノ二九ノ四一 秀文 外六千六百二十七名	紹介議員 林 紀子君 この請願の趣旨は、第八四号と同じである。
第五二三号 平成三年九月七日受理 老人保健法の改正等反対に関する請願 請願者 静岡県熱海市網代四九一ノ一 原 静子 外六千六百二十七名	紹介議員 角田 義一君 この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。
第五二四号 平成三年九月七日受理 老人保健法の改正等反対に関する請願 請願者 金加武夫 外六千六百二十七名	紹介議員 紀平 梯子君 この請願の趣旨は、第一号と同じである。
第五二九号 平成三年九月七日受理 網膜色素変性症に関する請願 請願者 大阪市東住吉区照ヶ丘矢田一ノ一 六ノ一八 大江一臣 外二十名	紹介議員 安恒 良一君 この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。
第五三〇号 平成三年九月七日受理 網膜色素変性症に関する請願 請願者 奈良県北葛城郡王寺町太子三ノ一 二ノ五〇 小島正弘 外三名	紹介議員 松本 英一君 この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。
第五三一号 平成三年九月七日受理 網膜色素変性症に関する請願 請願者 田中義春 外六千六百二十七名	紹介議員 山田 健一君 この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。
第五三二号 平成三年九月七日受理 網膜色素変性症に関する請願 請願者 福田豊 外四名	紹介議員 菅野 久光君 この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。
第五三三号 平成三年九月九日受理 網膜色素変性症に関する請願 請願者 吉川 春子君	紹介議員 矢田部 理君 この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。
第五三四号 平成三年九月九日受理 老人保健法の改正等反対に関する請願 請願者 埼玉県鳩ヶ谷市本町二ノ二ノ三 外六千六百二十七名	紹介議員 田中義春 外六千六百二十七名 この請願の趣旨は、第八四号と同じである。
第五三五号 平成三年九月九日受理 老人保健法の改正等反対に関する請願 請願者 神奈川県大和市南林間四ノ九ノ一 外六千六百二十七名	紹介議員 千葉 景子君 この請願の趣旨は、第八四号と同じである。
第五三六号 平成三年九月九日受理 老人保健法の改正等反対に関する請願 請願者 稲田豊 外四名	紹介議員 千葉 景子君 この請願の趣旨は、第八四号と同じである。
第五三七号 平成三年九月九日受理 老人保健法の改正等に関する請願(二十通) 請願者 熊本市松尾町上松尾四、九四八ノ 一 戸浪正 外百八十五名	紹介議員 紀平 悅子君 この請願の趣旨は、第一号と同じである。
第五三八号 平成三年九月九日受理 網膜色素変性症に関する請願 請願者 山口市矢原八二二ノ一 内山則 次 外二十五名	紹介議員 千葉 景子君 この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。
第五三九号 平成三年九月九日受理 老人保健法の改正等に関する請願(二十一通) 請願者 熊本県上益城郡益城町古閑三二八 ノ一 田島光平 外百九十五名	紹介議員 角田 義一君 この請願の趣旨は、第二二七五号と同じである。
第五四〇号 平成三年九月九日受理 網膜色素変性症に関する請願 請願者 東京都杉並区上荻一ノ一八ノ一三 ノ八〇三 大野修身 外二十名	紹介議員 糸久八重子君 この請願の趣旨は、第二二七五号と同じである。
第五四一号 平成三年九月九日受理 網膜色素変性症に関する請願 請願者 千葉県船橋市習志野台二ノ八ノ一 兼平 昭二 外二十名	紹介議員 松本 英一君 この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。
第五四二号 平成三年九月九日受理 網膜色素変性症に関する請願 請願者 千葉県船橋市習志野台二ノ八ノ一 ノ八 岡田秀昭 外三千名	紹介議員 山田 健一君 この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。
第五四三号 平成三年九月九日受理 網膜色素変性症に関する請願 請願者 千葉県船橋市習志野台二ノ八ノ一 ノ八 岡田秀昭 外三千名	紹介議員 千葉 景子君 この請願の趣旨は、第一号と同じである。
第五四四号 平成三年九月九日受理 網膜色素変性症に関する請願 請願者 横浜市港南区上永谷町四、五八七 ノ八 岡田秀昭 外三千名	紹介議員 千葉 景子君 この請願の趣旨は、第四二三号と同じである。
第五四五号 平成三年九月九日受理 網膜色素変性症に関する請願 請願者 横浜市港南区上永谷町四、五八七 ノ八 岡田秀昭 外三千名	紹介議員 千葉 景子君 この請願の趣旨は、第一号と同じである。
第五五五号 平成三年九月九日受理 網膜色素変性症に関する請願 請願者 横浜市緑区美しが丘二ノ二九 山 下学 外二十名	紹介議員 千葉 景子君 この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。
第五五六号 平成三年九月九日受理 網膜色素変性症に関する請願 請願者 兵庫県三田市狹間が丘四ノ一〇ノ 一 六 白井鶴子 外五名	紹介議員 千葉 景子君 この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第五八〇号 平成三年九月十日受理
網膜色素変性症に関する請願
請願者 静岡県清水市御門台二一ノ一三
紹介議員 久保田真苗君 片平則男 外二十二名

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。
老人保健法の改正等に関する請願
請願者 熊本市若葉五ノ四ノ五三 河端実外百八十一名
紹介議員 紀平 梅子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。
第五八一号 平成三年九月十日受理
老人保健法の改正等に関する請願
請願者 千葉市若葉五ノ四ノ五三 河端実外百八十一名
紹介議員 紀平 梅子君

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。
第五八二号 平成三年九月十日受理
網膜色素変性症に関する請願
請願者 川崎市宮前区平二ノ二三ノ一三
紹介議員 柏谷 照美君 一六 早川金之助 外五名
この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。
第五八三号 平成三年九月十日受理
網膜色素変性症に関する請願
請願者 東京都杉並区成田東三ノ一〇ノ三
紹介議員 松井純子 外二十名
この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。
第五八四号 平成三年九月十日受理
網膜色素変性症に関する請願
請願者 千葉県船橋市高根台五ノ一ノ二五
紹介議員 細谷 昭雄君 九ノ二〇六 平塚豊一 外三名
この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。
第五八五号 平成三年九月十日受理
網膜色素変性症に関する請願
請願者 千葉県船橋市高根台五ノ一、二七
紹介議員 三重野栄子君 九ノ四〇七 米谷勝 外二十名
この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

この請願の趣旨は、第一号と同じである。
第六〇八号 平成三年九月十日受理
老人保健法の改正等に関する請願
請願者 宮崎県東臼杵郡北浦町大字古江二三四九 高橋政臣 外三千八百二十七名
紹介議員 小笠原貞子君 百二十七名
この請願の趣旨は、第一号と同じである。
第六〇九号 平成三年九月十日受理
老人保健法の改正等に関する請願
請願者 静岡県富士郡芝川町西山七八六ノ二 佐野兵作 外三千八百二十七名
紹介議員 神谷信之助君 二二 一 一 鈴木千代子 外三千八百二十七名
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

この請願の趣旨は、第一号と同じである。
第六一四号 平成三年九月十日受理
老人保健法の改正等に関する請願
請願者 山梨県中巨摩郡檜形町小笠原四八八ノ一 土屋卓美 外三千八百二十七名
紹介議員 高崎 裕子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。
第六一三号 平成三年九月十日受理
老人保健法の改正等に関する請願
請願者 山梨県袋井市下山梨一、五八八ノ一 一 鈴木千代子 外三千八百二十七名
紹介議員 立木 洋君 十七名
この請願の趣旨は、第一号と同じである。
第六一五号 平成三年九月十日受理
老人保健法の改正等に関する請願
請願者 太田まさき 外三千八百二十七名
紹介議員 橋本 敦君 二二 七
この請願の趣旨は、第一号と同じである。
第六一六号 平成三年九月十日受理
老人保健法の改正等に関する請願
請願者 山梨県甲府市徳行四ノ一ノ八 沢泰敏 外三千八百二十七名
紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。
第六一七号 平成三年九月十日受理
老人保健法の改正等に関する請願
請願者 宮崎市吉村町江田原甲一八九ノ八

第五九二号 平成三年九月十日受理
網膜色素変性症に関する請願
紹介議員 渡辺 四郎君
請願者 宮崎市潮見町二三八ノ一 樹田紀男 外十七名
この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

この請願の趣旨は、第一号と同じである。
第五九三号 平成三年九月十日受理
網膜色素変性症に関する請願
紹介議員 三上 隆雄君
請願者 東京都杉並区成田東三ノ一〇ノ三
紹介議員 松井純子 外二十名
この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

この請願の趣旨は、第一号と同じである。
第五九四号 平成三年九月十日受理
網膜色素変性症に関する請願
紹介議員 誠山 博君
請願者 昭栄 外三千八百二十七名
紹介議員 脱タケ子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。
第五九五号 平成三年九月十日受理
網膜色素変性症に関する請願
紹介議員 村島佐知子 外二十名
請願者 大阪市東住吉区住道矢田一ノ二二
紹介議員 渡辺 四郎君
この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

この請願の趣旨は、第一号と同じである。
第五九六号 平成三年九月十日受理
網膜色素変性症に関する請願
紹介議員 市川 正一君
請願者 宮崎市正一君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。
第五九七号 平成三年九月十日受理
網膜色素変性症に関する請願
紹介議員 市川 正一君
請願者 宮崎市正一君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

宮口義信 外三千八百二十六名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第六一八号 平成三年九月十日受理

老人保健法の改正等に関する請願
請願者 静岡県三島市南田町二ノ二八 大西ハナ 外三千八百二十六名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第六一九号 平成三年九月十日受理

老人保健法の改悪反対 医療の充実に関する請願
請願者 東京都練馬区大泉町五ノ一五ノ一 一早川明夫 外二百五十四名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第四六五号と同じである。

第六二〇号 平成三年九月十日受理

老人保健法の改悪反対 医療の充実に関する請願
請願者 大阪府枚方市長尾元町四ノ一ノ二 八北村正幸 外二百五十四名

紹介議員 脱脱タケ子君

この請願の趣旨は、第四六五号と同じである。

第六二一號 平成三年九月十一日受理

老人保健法の改悪反対 医療の充実に関する請願
請願者 熊本市若葉四ノ七ノ七 小林勝 外百六十七名

紹介議員 細谷 昭雄君

この請願の趣旨は、第四六五号と同じである。

第六二二號 平成三年九月十一日受理

老人保健法の改悪反対 医療の充実に関する請願
請願者 熊本市若葉四ノ七ノ七 小林勝 外百六十七名

紹介議員 細谷 昭雄君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第六二三號 平成三年九月十一日受理

老人保健法の改悪反対 医療の充実に関する請願
請願者 山口県美祢郡東町大田六、二三 六ノ八 松村和恵 外十九名

紹介議員 種田 誠君

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第六二四號 平成三年九月十一日受理

老人保健法の改悪反対 医療の充実に関する請願
請願者 平成三年九月十一日受理

紹介議員 紀平 偕子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第六二四號 平成三年九月十一日受理

網膜色素変性症に関する請願
請願者 静岡県清水市長崎新田二七一ノ一

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第六二七號 平成三年九月十一日受理

紹介議員 大渕 純子君

この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第六二七號 平成三年九月十一日受理

紹介議員 大渕 純子君

この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第六二九號 平成三年九月十一日受理

紹介議員 細谷 昭雄君

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第六三九號 平成三年九月十一日受理

紹介議員 細谷 昭雄君

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第六四五號 平成三年九月十一日受理

老人保健法の改正等反対に関する請願
請願者 札幌市東区北三十六条東二五ノ二

第六五一號 平成三年九月十一日受理

老人保健法の改正等反対に関する請願
請願者 大阪府高槻市芥川町四ノ一二ノ四

第六五一號 平成三年九月十一日受理

老人保健法の改正等反対に関する請願
請願者 長沼明子 外六百一十七名

第六五一號 平成三年九月十一日受理

老人保健法の改正等反対に関する請願
請願者 岡田次郎 外三百十二名

第六五一號 平成三年九月十一日受理

老人保健法の改正等反対に関する請願
請願者 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第六四五號 平成三年九月十一日受理

老人保健法の改正等反対に関する請願
請願者 佐賀県佐賀郡大和町大字川上五四

第六四五號 平成三年九月十一日受理

老人保健法の改正等反対に関する請願
請願者 六 梅野千秋 外七十三名

第六四五號 平成三年九月十一日受理

老人保健法の改正等反対に関する請願
請願者 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第六四五號 平成三年九月十一日受理

老人保健法の改正等反対に関する請願
請願者 大阪府堺市南島町三丁九 中谷茂 外五百五十三名

第六四五號 平成三年九月十一日受理

老人保健法の改正等反対に関する請願
請願者 千葉市花園四ノ一三ノ五 田辺隆 子 外六百九十三名

第六四五號 平成三年九月十一日受理

老人保健法の改正等反対に関する請願
請願者 山内正海 外千二百七十三名

第六四五號 平成三年九月十一日受理

老人保健法の改正等反対に関する請願
請願者 坂充代子 外六百二十六名

第六四五號 平成三年九月十一日受理

老人保健法の改正等反対に関する請願
請願者 近藤 忠孝君 子 外九百六名

第六四五號 平成三年九月十一日受理

老人保健法の改正等反対に関する請願
請願者 山中都子君

この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第六四五號 平成三年九月十一日受理

老人保健法の改正等反対に関する請願
請願者 山梨県垂崎市水神二ノ五ノ二〇

第六四五號 平成三年九月十一日受理

老人保健法の改正等反対に関する請願
請願者 茨城県東茨城郡茨城町字小幡一、七八〇 持丸喜久治 外二百三十五名

第六四五號 平成三年九月十一日受理

老人保健法の改正等反対に関する請願
請願者 高崎 裕子君

この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第六四五號 平成三年九月十一日受理

老人保健法の改正等反対に関する請願
請願者 千葉市白旗三ノ一三ノ二十五 佐藤 テル子 外千六十四名

老人保健法の改正等反対に関する請願
請願者 山梨県甲府市屋形一ノ四ノ二五

第六五二號 平成三年九月十一日受理

老人保健法の改正等反対に関する請願
請願者 長沼明子 外六百一十七名

第六五二號 平成三年九月十一日受理

老人保健法の改正等反対に関する請願
請願者 岡田次郎 外三百二十名

第六五二號 平成三年九月十一日受理

老人保健法の改正等反対に関する請願
請願者 小林穂 敦君

この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第六五二號 平成三年九月十一日受理

老人保健法の改正等反対に関する請願
請願者 東京都大田区大森東四ノ三ノ三

第六五二號 平成三年九月十一日受理

老人保健法の改正等反対に関する請願
請願者 後藤康仁 外百五十名

第六五二號 平成三年九月十一日受理

老人保健法の改正等反対に関する請願
請願者 林 紀子君

この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第六五二號 平成三年九月十一日受理

老人保健法の改正等反対に関する請願
請願者 茨城県東茨城郡茨城町字小幡一、七八〇 持丸喜久治 外二百三十五名

第六五二號 平成三年九月十一日受理

老人保健法の改正等反対に関する請願
請願者 小林穂 外二百三十六名

第六五二號 平成三年九月十一日受理

老人保健法の改正等反対に関する請願
請願者 山梨県甲府市育沼三ノ一二ノ六

第六五二號 平成三年九月十一日受理

老人保健法の改正等反対に関する請願
請願者 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第六五二號 平成三年九月十一日受理

老人保健法の改正等反対に関する請願
請願者 千葉市白旗三ノ一三ノ二十五 佐藤 テル子 外千六十四名

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第六六〇号 平成三年九月十二日受理
老人保健法の改正等に関する請願(二十通)

請願者 熊本市東町三ノ一県住三一ノ九
酒井政道 外百八十九名

紹介議員 紀平 倫子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第六六一號 平成三年九月十二日受理
国立医療機関に働く全職種の大幅増員に関する請願(百六十四通)

請願者 山口県佐波郡德地町大字三谷九八
牛見至孝 外千四百六十二名

紹介議員 紀平 倫子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第六七〇号 平成三年九月十二日受理
網膜色素変性症に関する請願

請願者 川崎市宮前区平二ノ二三ノ一ノ二
○三 前田克弘 外十七名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第六七七号 平成三年九月十二日受理
網膜色素変性症に関する請願

請願者 大阪市東住吉区住道天田四ノ一五
ノ五 月岡学 外二十名

紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第六八三号 平成三年九月十二日受理
網膜色素変性症に関する請願(五通)

請願者 宮崎市生目台東二ノ二九ノ一〇
那須豊秀 外十一名

紹介議員 庄司 中君

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第六八五号 平成三年九月十二日受理
重度身体障害者の終身療護保養施設の設置に関する請願

請願者 鹿児島県薩摩郡宮之城町屋地一七
一ノ一六 小林厚雄

紹介議員 井上 吉夫君

この請願の趣旨は、第二三三号と同じである。

第六八七号 平成三年九月十二日受理
重度身体障害者無年金者の救済措置に関する請願

請願者 鹿児島県薩摩郡宮之城町屋地一七
一ノ一六 小林厚雄

紹介議員 井上 吉夫君

この請願の趣旨は、第二三一号と同じである。

第六八八号 平成三年九月十二日受理
脊(せき) 頸神経治療の研究開発の促進に関する請願

請願者 鹿児島県薩摩郡宮之城町屋地一七
一ノ一六 小林厚雄

紹介議員 井上 吉夫君

この請願の趣旨は、第二三〇号と同じである。

第六九三号 平成三年九月十二日受理
重度心身障害者とその両親又はその介護者及び寝たきり老人との両親又はその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願

請願者 山梨市上神内川五七三 井出誠
ノ五 月岡学 外二十名

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第六九七号 平成三年九月十二日受理
重度心身障害者とその両親又はその介護者及び寝たきり老人との両親又はその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設を設置されたい。

(一)現行の老人ホームは有料、無料を問わず、両親が老人ホームに入ろうとするとき、重度心身障害者たるかぎり老人との介護者の家族が同居可能な社会福祉施設を設置されたい。

(二)現行の老人ホームは有料、無料を問わず、両親が老人ホームに入らねばならず、一家は離散、家庭崩壊の結末を迎える。これは、寝たきり老人とその介護者にとっても同じことが言える。(二)重度心身障害者たるかぎり老人は、現行の社会福祉

行政の下では、施設に収容されれば訴える手段一つ持てないばかりか、人間が人間らしく喜怒哀樂を願うこともできず、また、押しつぶされても抗議することもできない。(三)重度心身障害者も、寝たきり老人も、家族の支えがあつてこそ生き抜け、社会への貢献もできる。(四)現在、障害者を抱えた両親又はその介護者及び寝たきり老人の介護者は、自身の老いと健康状態によって障害者を支えきれなくなっているが、障害者的心の支えとなり代弁者にはなることができ、同居可能な社会福祉施設の設置が強く望まれている。現在ある老人ホームの一部にでもその受入れ体制を立法化し、実施すべきである。

第六九〇号 平成三年九月十二日受理
老人保健法の改正等に関する請願

請願者 大阪府守口市梶町一ノ三八ノ六
原田敏正 外九百十七名

紹介議員 謙山 博君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第六九一号 平成三年九月十二日受理
老人保健法の改正等に関する請願

請願者 大阪府守口市梶町一ノ三八ノ六
原田敏正 外九百十七名

紹介議員 謙山 博君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第六九二号 平成三年九月十二日受理
老人保健法の改正等に関する請願

請願者 神戸市兵庫区菊水町一〇ノ三〇ノ五
五 板東一義 外九百十七名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第六九三号 平成三年九月十二日受理
老人保健法の改正等に関する請願

請願者 神戸市兵庫区菊水町一〇ノ三〇ノ五
中堀福一 外九百十七名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第六九四号 平成三年九月十二日受理
老人保健法の改正等に関する請願

請願者 東京都町田市玉川学園三ノ八ノ二
○ 林田佐保子 外九百十七名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第六九五号 平成三年九月十二日受理
老人保健法の改正等に関する請願

請願者 德島県小松島市中田町千代ヶ原四
六ノ一 松並武夫 外九百十七名

紹介議員 高崎 裕子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第六九六号 平成三年九月十二日受理
老人保健法の改正等に関する請願

請願者 大阪府堺市西野一六六 森田節夫
外九百十七名

紹介議員 高崎 裕子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第六九七号 平成三年九月十二日受理
老人保健法の改正等に関する請願

請願者 千葉県佐倉市上志津一、六七二
一〇 土屋宏 外九百十七名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第六九八号 平成三年九月十二日受理
老人保健法の改正等に関する請願

請願者 小内竜守 外九百十七名
神谷信之助君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第六九九号 平成三年九月十二日受理
老人保健法の改正等に関する請願

請願者 京都市中京区西ノ京島の内二一
小内竜守 外九百十七名

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第七一八号 平成三年九月十二日受理
老人保健法の改正等に関する請願

請願者 大阪市福島区海老江八ノ二二ノ二

三 小林伸夫 外九百十六名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第七一九号 平成三年九月十二日受理

老人保健法の改正等に関する請願

請願者 岡山県倉敷市生坂八四九ノ二〇

平松太郎 外九百十六名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第七二〇号 平成三年九月十二日受理

老人保健法の改正等に関する請願

請願者 横浜市金沢区高舟台二ノ二六ノ二

三 土屋知子 外九百十六名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第七二一號 平成三年九月十二日受理

老人保健法の改正等に関する請願

請願者 岡山市岩井二ノ八ノ二二 木庭幹

太 外九百十六名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第七二二號 平成三年九月十二日受理

老人保健法の改正等に関する請願

請願者 兵庫県宝塚市亮布一ノ二二ノ三

畠輝夫 外九百十六名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第七二三號 平成三年九月十二日受理

医療改善に関する請願

請願者 佐賀市高木瀬町三ノ七九 古賀健

吾 外三百五十三名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第七二六號 平成三年九月十二日受理

医療改善に関する請願

請願者 德島県麻植郡鴨島町鴨島九八 近

藤宗親 外三百五十三名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第七二三号と同じである。

紹介議員 鎌山 博君

現在、日本は世界有数の経済大国となり、豊かな国になつたと言われている。しかし、日本の医療・福祉は先進國の中でも大きく立ち後れるなど、その貧しい実態が指摘されている。政府はこうした状況の根本的な改善を図ろうとしないばかりか、企図している。ついては、この事態の改善のため、

次の事項について実現を図られたい。
一、老人への医療差別をやめ、すべての患者に行き届いた医療ができる診療報酬を保障し、看護婦、ホームヘルパーなどを大幅に増やすこと。
二、医師・医療機関をランク付けし、受診抑制と医療の営利化を促進する医療法の改悪をやめ、国公立医療機関を拡充整備すること。
三、国民健康保険証を加入者全員に交付すること。国民と自治体の負担を増やす国民健康保険法の改悪をやめ、国庫負担を大幅に引き上げること。

第七二七号 平成三年九月十二日受理

医療改善に関する請願

請願者 京都府相楽郡精華町桜が丘一ノ二

五ノ二 有持栄介 外三百五十三

名

この請願の趣旨は、第七二三号と同じである。

第七二八号 平成三年九月十二日受理

医療改善に関する請願

請願者 大阪府豊中市池田南町一ノ一四ノ三 阿曾陽時 外三百五十三名

外三百五十三名

紹介議員 脱脱タケ子君

この請願の趣旨は、第七二三号と同じである。

第七二九号 平成三年九月十二日受理

医療改善に関する請願

請願者 德島県板野郡吉野町柿原字ハトノ原一二ノ一 下横穂恵 外三百五十二名

十二名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第七二三号と同じである。

第七三〇号 平成三年九月十二日受理

医療改善に関する請願

請願者 德島県阿波郡阿波町馬場二二六

竹原恭子 外三百五十三名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第七二三号と同じである。

第七三一號 平成三年九月十二日受理

医療改善に関する請願

請願者 德島県三好郡三加茂町西庄字栗北

一五ノ二 岡本一夫 外三百五十三名

紹介議員 高崎裕子君

この請願の趣旨は、第七二三号と同じである。

第七三二號 平成三年九月十二日受理

医療改善に関する請願

請願者 德島県名西郡石井町藍烟字高畠

武知幸代 外三百五十三名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第七二三号と同じである。

第七三三號 平成三年九月十二日受理

医療改善に関する請願

請願者 德島県小松島市中田町一ノ四九

堂六四 明石勝 外三百五十三名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第七二三号と同じである。

第七三四號 平成三年九月十二日受理

医療改善に関する請願

請願者 愛媛県川之江市川之江町新浜

森 実典子 外三百五十二名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第七二三号と同じである。

第七三五號 平成三年九月十二日受理

医療改善に関する請願

請願者 德島県板野郡吉野町柿原字ハトノ原一二ノ一 下横穂恵 外三百五十三名

十二名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第七二三号と同じである。

第七三六號 平成三年九月十二日受理

医療改善に関する請願

請願者 德島県小松島市中田町一ノ四九

堂六四 明石勝 外三百五十三名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第七二三号と同じである。

第七三七號 平成三年九月十二日受理

網膜色素変性症に関する請願

請願者 德島県麻植郡鴨島町鴨島九八 近

藤宗親 外三百五十三名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第七二三号と同じである。

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第七二三号と同じである。

第七三三號 平成三年九月十二日受理

医療改善に関する請願

請願者 德島市城東町二丁目 内田勝子 外三百五十二名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第七二三号と同じである。

第七三四號 平成三年九月十二日受理

医療改善に関する請願

請願者 德島市城東町二丁目 内田勝子 外三百五十二名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第七二三号と同じである。

第七三五號 平成三年九月十二日受理

医療改善に関する請願

請願者 德島市城東町二丁目 内田勝子 外三百五十二名

紹介議員 橋本 美紀 外三百五十二名

この請願の趣旨は、第七二三号と同じである。

第七三六號 平成三年九月十二日受理

医療改善に関する請願

請願者 德島市城東町二丁目 内田勝子 外三百五十二名

紹介議員 橋本 美紀 外三百五十二名

この請願の趣旨は、第七二三号と同じである。

第七三七號 平成三年九月十二日受理

医療改善に関する請願

請願者 德島市城東町二丁目 内田勝子 外三百五十二名

紹介議員 橋本 美紀 外三百五十二名

この請願の趣旨は、第七二三号と同じである。

請願者 東京都中野区弥生町五ノ六ノ二六

澤宣人 外三名

紹介議員 細谷 昭雄君

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

平成三年十月九日印刷

平成三年十月十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局